

個人課税関係

令和7年版 誤りやすい事例

(国税通則法・所得税法・消費税法)

目 次

	頁
【国税通則法関係】	
No. 1 ～ 確定申告	1
No.11～ 更正の請求	4
No.27～ 更正・決定等の期間制限	9
No.34～ 過少申告加算税	11
No.38～ 加重分	12
No.42～ 無申告加算税	14
No.53～ 重加算税	20
No.57～ 不服審査	21
No.59～ その他	22
【所得税法関係】	
No. 1 非課税	24
No. 2 所得の帰属・納税地	27
No. 3 利子所得	28
No. 4 配当所得	29
No. 5 不動産所得	30
No. 6 譲渡所得	31
No. 7 退職所得	32
No. 8 一時所得	33
No. 9 雑所得	34
No.10 収入金額	38
No.11 必要経費	39
No.12 損益通算	49
No.13 繰越損失	52
No.14 雑損控除	58
No.15 医療費控除	59
No.16 社会保険料控除等	65
No.17 寄附金控除	66
No.18 障害者控除	67
No.19 寡婦控除・ひとり親控除	69
No.20 勤労学生控除	70
No.21 配偶者控除・配偶者特別控除	71
No.22 扶養控除	72
No.23 地震保険料控除	76
No.24 基礎控除	77
No.25 配当控除	77
No.26 分配時調整外国税相当額控除	79
No.27 外国税額控除	79
No.28 住宅借入金等特別控除	81
No.29 住宅耐震改修特別控除	93
No.30 確定申告	95
No.31 電子申告関係	99

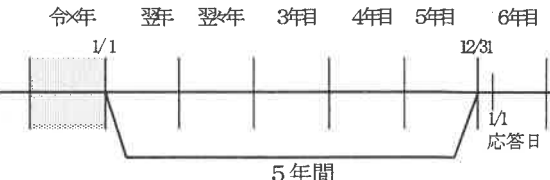
目 次

	頁
【消費税法関係】	
No. 1 ～ 課税範囲	100
No.11～ 非課税取引	102
No.23～ 納税義務者	105
No.37 資産の譲渡等の時期	108
No.38～ 課税標準	108
No.44～ 仕入税額控除	110
No.53～ 簡易課税制度	113
No.60～ 申告等	114
No.64～ 届出等	115
No.73～ 輸出物品販売場	118

※1 ★印を付した事例は、特に注意を要するものである。

※2 下線が引いてある事例は、新たに追加したものである。

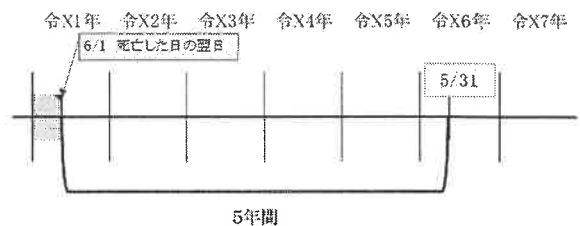
個人課税関係誤りやすい事例（国税通則法関係）【令和7年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
【確定申告】 1 令和X年分の所得税の還付申告書を提出できる期間は、法定申告期限から起算して5年間であるから、令和X年分の還付申告書を提出できる最終日は、法定申告期限（翌年3月15日）から5年後の3月15日であるとした。★ 2 令和X年分の消費税及び地方消費税の還付申告書を提出できる最終日は、法定申告期限（翌年3月31日）から5年後の3月31日であるとした。 3 令和4年分の所得税について、所得税法等を適用して計算した場合の所得税額が、配当控除の額と年末調整に係る住宅借入金等特別控除の額との合計額を超える場合は確定申告義務があるため、還付申告書を提出する場合であっても翌年3月15日までに提出しなければならないとした。	1 還付申告書を提出できる期間は、申告書を提出できる日から起算して5年間である（通法74①）。 令和X年分の所得税の還付申告書は、翌年1月1日から提出することができるのであるから、最終日は、その5年後の応答日の前日（12月31日）である。  （注） 1 申告書を提出できる期間は、応答日の前日に満了する（起算日が日によって定められていないため、午前零時から起算されるので初日を算入する。）。 2 申告「期限」ではないので、満了日が土日祝日であってもその翌日とはならない（通法10）。 2 還付申告書を提出できる期間は、申告書を提出できる日から起算して5年間である（通法74①）。 令和X年分の消費税及び地方消費税の還付申告書は、翌年1月1日から提出することができるのであるから、最終日は、その5年後の応答日の前日（12月31日）である（消法45、46）。  3 令和3年分以後の所得税については、所得税法等を適用して計算した場合の所得税額が、配当控除の額と年末調整に係る住宅借入金等特別控除の額との合計額を超える場合（損失申告書を提出する場合を除く。）であっても、控除しきれない外国税額控除、源泉徴収税額又は予定納税額があり還付申告となる場合には、確定申告義務はない（所法120、措法41の2の2⑥二、令3改所法附則7）。 事例の場合、令和4年分の所得税の還付申告であ

個人課税関係誤りやすい事例（国税通則法関係）【令和7年版】

誤った取扱い	正しい取扱い																													
	り、確定申告義務がないため、翌年3月15日までに還付申告書を提出しなくても差し支えない。 （注）令和2年分以前は、還付申告であっても、所得税法等を適用して計算した場合の所得税額が、配当控除の額と年末調整に係る住宅借入金等特別控除の額との合計額を超える場合（損失申告書を提出する場合を除く。）は確定申告義務があるため（旧所法120、措法41の2の2⑥二）、翌年3月15日までに提出しなければならない。 【平成23年分～令和2年分】 <table><tr><th rowspan="3"></th><th colspan="2">所法120の還付申告書 （申告義務あり）</th><th>所法122の 還付申告書 （申告義務なし）</th></tr><tr><th>（期限内申告書）</th><th>（期限後申告書）</th><th></th></tr><tr><td>還付請求申告書 以外の申告書</td><td></td><td>還付請求申告書 （通法22）</td></tr><tr><td>法定申告期限</td><td colspan="2">翌年3月15日 （所法120）</td><td>法定申告期限なし</td></tr><tr><td>申告書を提出できる期間 （通法41）</td><td colspan="3">翌年1月1日から 5年間</td></tr></table> 【令和3年分以降】 <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">所法122の還付申告書 （申告義務なし）</th></tr><tr><td colspan="2">還付請求申告書 （通法22）</td></tr><tr><td>法定申告期限</td><td colspan="2">法定申告期限なし</td></tr><tr><td>申告書を提出できる期間 （通法41）</td><td colspan="2">翌年1月1日から 5年間</td></tr></table>		所法120の還付申告書 （申告義務あり）		所法122の 還付申告書 （申告義務なし）	（期限内申告書）	（期限後申告書）		還付請求申告書 以外の申告書		還付請求申告書 （通法22）	法定申告期限	翌年3月15日 （所法120）		法定申告期限なし	申告書を提出できる期間 （通法41）	翌年1月1日から 5年間				所法122の還付申告書 （申告義務なし）		還付請求申告書 （通法22）		法定申告期限	法定申告期限なし		申告書を提出できる期間 （通法41）	翌年1月1日から 5年間	
	所法120の還付申告書 （申告義務あり）		所法122の 還付申告書 （申告義務なし）																											
	（期限内申告書）		（期限後申告書）																											
	還付請求申告書 以外の申告書		還付請求申告書 （通法22）																											
法定申告期限	翌年3月15日 （所法120）		法定申告期限なし																											
申告書を提出できる期間 （通法41）	翌年1月1日から 5年間																													
	所法122の還付申告書 （申告義務なし）																													
	還付請求申告書 （通法22）																													
法定申告期限	法定申告期限なし																													
申告書を提出できる期間 （通法41）	翌年1月1日から 5年間																													
4 提出期限が3月15日である令和X年分からの青色申告承認申請書が令和X年3月15日付の通信日付印が表示された封筒（税務署受付3月16日）により郵送されたが、通法22の規定の適用がないため令和X年分からの青色申告申請を承認しなかった。	4 「青色申告承認申請書」は、発信主義が適用される「国税庁長官が定める書類」に該当するため、事例の場合は、令和X年3月15日に提出されたものとみなされる（令和X年分から青色申告とすることができる。）。 （注）発信主義の適用範囲を定める告示（平成18年国税庁告示第7号）は、平成18年4月1日以後の通信日付印が表示された郵便物等について適用される。																													
5 令和X年分の確定申告書を法定申告期限内に郵便で提出したが料金不足で返戻されたため、法定申告期限後の3月19日に来署し提出した。 郵便物に添付された返戻連絡せんの日付印は、法定申告期限内の3月11日となっていたので、当該申告書を期限内申告書として取り扱った。	5 返戻連絡せんの日付印が法定申告期限内であったとしても、当該申告書を期限内に提出されたとみなす規定はないから、事例の申告書は、期限後申告書となる。 なお、郵便（又は信書便）により提出された場合は、郵便物（又は信書便物）の通信日付印により表示された日（表示がないとき又は表示が不明瞭なときは、通常要する送付日数を基準とした場合にその日に相当するものと認められる日）に提出されたものとみなされる（通法22）。																													

個人課税関係誤りやすい事例（国税通則法関係）【令和7年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
6 令和X年分の所得税について、申告義務がある者が申告書を提出しないまま、令和X年の翌年1月31日に死亡した場合、準確定申告書の提出期限は令和X年分の法定申告期限（令和X年の翌年3月15日）であるとした。★	6 法定申告期限前に死亡した納税者の相続人は、原則としてその相続の開始があったことを知った日の翌日から4月以内に、令和X年分及びその翌年分に係る準確定申告書を提出することとなる（所法124、125）。
7 法定申告期限が3月15日である令和X年分の所得税について、申告義務がある者が、申告書を提出しないまま、令和X年の翌年3月20日に死亡した場合において、その相続人から令和X年分の準確定申告書が令和X年の翌年7月9日（その相続があったことを知った日の翌日から4月以内）に提出されたので、期限内申告として取り扱った。	7 申告義務がある者が確定申告書を提出せずに法定申告期限後に死亡した場合、その相続人が提出する準確定申告書には所法124①の適用がないことから、期限後申告となる（通法18、所基通124・125－2）。
8 令和X1年5月31日に死亡した者の令和X1年分の所得税の準確定申告書（還付申告書）を提出できる最終日は、令和X6年12月31日であるとした。★	8 還付申告書を提出できる期間は、申告書を提出できる日から起算して5年間である（通法74①）。 居住者が年の途中で死亡した場合に、その相続人が還付請求をすることができるのは、死亡の日の翌日からであるため（所法125）、最終日は、死亡の日の翌日（令和X1年6月1日）の5年後の応当日の前日（令和X6年5月31日）となる。 
9 居住者が年の途中で出国した場合、納税管理人を定めていても、出国をする日までに確定申告書を提出しなければならないとした。★	9 所得税法上の「出国」とは、納税管理人を定めずに国内に住所及び居所を有しないこととなる場合をいう（所法2①四十二）。 したがって、事例の場合は、「出国」に該当せず、納税管理人を通じて通常の確定申告期間（翌年2月16日～3月15日）に申告を行うこととなる（通法117、所法120、126、127）。 なお、「出国」後に納税管理人の届出書を提出した場合は、出国をする日までに確定申告書を提出しなければならないため、「出国」後に提出した確定申告書（還付請求申告書を除く）は「期限後申告」となる。

個人課税関係誤りやすい事例（国税通則法関係）【令和7年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
10 給与所得者の還付申告書について、還付前であれば、取り下げることができるとした。★ 【更正の請求】 11 一旦提出した更正の請求書は、たとえ、更正前であっても、取り下げることができないとした。 12 更正の請求書に、更正の請求の理由となった事実を証明する書類の添付がない場合、更正の請求は一切認められないとした。★ 13 当初申告で医療費控除の適用を失念した者に対し、「医療費控除の明細書」を添付した更正の請求書	(参考) 令和3年度改正により、納税者が納税管理人の選任義務を履行しない場合、最終的には、納税管理人を指定できる等の措置が講じられた（通法117）。 10 確定申告行為は、申告と同時に税額が具体的に確定するものであるから取り下げることができない（通16①一）。 なお、第3期に納税額がある申告書で、申告義務がない者から提出された申告書については、撤回届出書により撤回することができる（所基通121-2）。 (参考) 確定申告書の取下げは、夫の申告書が妻の氏名で提出された場合や法定申告期限後に提出された訂正申告書について修正申告書又は更正の請求書と取り扱うことができない場合など、申告書が無効と認められる場合において、税務署の指導により、納税者から取下書が提出されたときに行うことができる。 11 更正の請求書は「更正」という行政処分を求めるものであるから、更正が行われるまでは、法律効果が発生していないため、取り下げることができる。 12 更正の請求書に、更正の請求の理由となった事実を証明する書類の添付が義務付けられているのは、更正の請求の理由となった事実が、「一定期間の取引に関するものであるとき」であり、「一定期間の取引に関するもの以外」の場合は、その事実を証明する書類があるときのみ書類を添付することが義務付けられている。 したがって、「一定期間の取引に関するもの以外」で、その事実を証明する書類がないときには、書類の添付がなくても更正の請求をすることができる（通令6②）。 13 更正の請求書には、請求の理由の基礎となる「事実を証明する書類」を添付しなければならない。

個人課税関係誤りやすい事例（国税通則法関係）【令和7年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
を提出させた。★ 14 給与所得者である納税者が医療費控除を受けるための令和4年分の還付申告書を令和5年4月10日に提出した。 この申告書についての更正の請求の期限は、令和4年分の法定申告期限から5年後である令和10年3月15日であるとした。 15 平成X年分（7年前）の不動産所得の金額の計算上、収入金額に算入していた賃貸料収入について、後に、判決において当該賃貸料収入に係る賃貸借契約の無効が確定したとして、当該賃貸料収入を減額する内容の平成X年分の更正の請求書を提出しようとした納税者に対し、減額更正できる期間である5年を経過しているとして、更正の請求はできないとした。 16 平成X年分（7年前）の不動産所得の金額の計算上、収入金額に算入していた賃貸料収入について、当該賃貸料収入に係る賃貸借契約が判決において無効が確定したとして、当該賃貸料収入を減額する内容の平成X年分の更正の請求書を提出しようとした	したがって、医療費控除の適用を求める場合は、「事実を証明する書類」として支払った医療費の全てに係る「領収書」又は「医療費通知」を添付する必要がある（通法23③、通令6②）。 なお、電子により更正の請求書を提出する場合についても同様である。 14 申告義務がない者の還付申告書についての更正の請求は、その申告書を提出した日から5年以内であれば行うことができる（所法122、所基通122-1）。 事例の場合、還付申告書を提出した令和5年4月10日から5年後の令和10年4月10日まで更正の請求をすることができる。 15 申告、更正又は決定に係る課税標準等又は税額等の計算の基礎となった事実に関する訴えについての判決（判決と同一の効力を有する和解その他の行為を含む。）により、その事実が当該計算の基礎としたところと異なることが確定したときには、その確定した日の翌日から起算して2月以内において、更正の請求をすることができる（通法23②一）。 なお、上記の更正の請求をするに当たっても、請求理由の基礎となる事実を証する書類の添付などの要件を満たすことが必要である。 また、その課税標準の計算の基礎となった事実のうちに含まれていた無効な行為により生じた経済的成果がその行為の無効であることに基因して失われたこと等に基づいてする更正（納付すべき税額を減少させる更正又は純損失等の金額で当該課税期間において生じたもの若しくは還付金の額を増加させる更正若しくはこれらの金額があるものとする更正に限る。）は、当該理由が生じた日から3年間することができる（通法71①二）。 16 通法23②より、判決等により「その事実が当該計算の基礎としたところと異なることが確定したとき」は、その判決が確定した日の翌日から起算して2月以内であればすることができるのであるから、判決の言渡しの日からではない。

個人課税関係誤りやすい事例（国税通則法関係）【令和7年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
納税者に対し、判決の言渡しの日翌日から起算して2月を超えているとして、更正の請求はできないとした。	なお、判決等の確定の時期の判断に当たっては、判決確定証明等により確認を行う。
17 平成X年分（7年前）の申告において、自己の事業所得として申告を行っていたAが、当該事業所得は実際にはBのものであるとする更正処分があったことを理由に、当該更正処分があった日の翌日に、当該事業所得を減額する内容の平成X年分の更正の請求書を提出したので、請求どおり平成X年分の更正処分を行った。	17 申告、更正又は決定に係る課税標準等又は税額等の計算に当たってその申告をし、又は決定を受けた者に帰属するものとされていた所得その他課税物件が他の者に帰属するものとする当該他の者に係る国税の更正又は決定があったときは、当該更正又は決定があった日の翌日から起算して2月以内において、更正の請求をすることができることとされている（通法23②二）。 しかしながら、当該更正の請求の理由は、通法71（国税の更正、決定等の期間制限の特例）に規定する事由に該当しないことから、当該更正の請求に基づく更正は、法定申告期限から5年を経過した日以後においては、することができない。
18 X年分の確定申告（黒字の事業所得のみを有し、所得控除により納付すべき税額は0円のもの。）について、事業所得に係る必要経費の計上漏れがあるとする納税者に対し、当該計上漏れを是正しても、事業所得の金額は黒字で税額に異動は生じないにもかかわらず、更正の請求ができるとした。★	18 更正の請求をすることができるのは、次の場合に限られている。 イ 納付すべき税額が過大であるとき ロ 純損失等の金額が過少であるとき ハ 還付金の額が過少であるとき 事例の場合は、純損失等の金額が生じておらず、税額にも異動がないため、更正の請求をすることはできない（通法23①）。
19 脱税事件の刑事事件判決が確定した納税者が、修正申告額よりも当該刑事事件において認定された所得金額の方が少額であったことから、当該認定所得金額までの減額を求める更正の請求を当該判決確定日の翌日から起算して2月以内に提出してきたため、当該判決文の写しを更正の請求書に添付させた上で、当該認定所得金額まで減額更正を行った。	19 通法23②（後発的事由による更正の請求）に規定している「その申告等に係る課税標準等又は税額等の計算の基礎となった事実に関する訴えについての判決」とは、民事事件の判決を指すのであり、刑事事件の判決は、更正の請求の理由とならない（通法23②一、最高裁昭60.5.17判決）。
20 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例は、措置法の規定であることから、当初申告で特例計算をしていなかった場合、更正の請求により適用を受	20 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例は、一定の場合に必要な経費を65万円（令和2年分から令和6年分は55万円）とするという規定であって、

個人課税関係誤りやすい事例（国税通則法関係）【令和7年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
けることはできないとした。 21 後発的事由に基づく更正の請求の事由（通法23②）には、「申告等に係る課税標準等又は税額等の計算の基礎となった事実に関する訴えについての判決（判決と同一の効力を有する和解その他の行為を含む。）」と規定されているので、裁判所の関与なくなされた当事者間での「合意」であっても、更正の請求の事由に該当するとして減額更正を行った。 22 政党等寄附金がある場合において、確定申告の際に政党等寄附金特別控除（税額控除）の適用を受けていなかったとの申立てに対し、更正の請求により政党等寄附金特別控除（税額控除）の適用を受けることができるとした。★ 23 法令の解釈について課税庁が敗訴した結果、新たに判決内容に沿った法令解釈通達が公表されたが、過去に当該解釈に係る通達は公表されていないことから、国税庁長官の法令の解釈が変更されたものとはいえ、更正の請求に係る後発的事由に該当しないとした。	「できる」規定ではないこと及び確定申告書への特例計算をした旨の記載要件がないこと（措法27）から、更正の請求をすることができる。 （注）確定申告書に控除を受けるべき金額等の所定の事項を記載した場合等に限り適用することとされているものは、原則として、更正の請求によって適用を受けることはできない。 21 裁判所の関与なくされた当事者間の合意は判決と同一の効力を有する和解等とはいえず、通法23②は適用されない（平3.8.1裁判）。 （注）判決と同一の効力を有する和解には裁判上の和解（民訴法89）と訴え提起前の和解（同法275）のほか、例えば、民事調停（民調法16、24の3）、調停（家審法21）等があり、いずれも調書に記載することを要する（民訴法267）。 22 政党等寄附金特別控除（税額控除）は、確定申告書に控除に関する記載があり、計算に関する明細書や証明書類の添付がある場合に限り適用があるものとされている（措法41の18③）から、更正の請求は認められない。 ただし、寄附金控除については、政党等寄附金特別控除（税額控除）のような記載要件等はないことから更正の請求により適用できる。 23 税額等の計算の基礎となった事実に係る国税庁長官が発した通達等に表示されている法令の解釈が判決等に伴って変更され、変更後の解釈が国税庁長官により公表されたことにより、税額等が異なることとなる取扱いを受けることとなった場合は、その事実を知った日の翌日から起算して2月以内に更正の請求をすることができる（通法23②、通令6①五）。 なお、個々の納税者が知った日がいつであるかにかかわらず、減額更正の除斥期間は減額更正の期間制限（法定申告期限から原則5年）による（通法70①）。

個人課税関係誤りやすい事例（国税通則法関係）【令和7年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
24 青色申告者から令和X年分に生じた純損失の金額について繰戻しによる還付請求があったため、所得税が減額となることに伴い、復興特別所得税も減額して当該還付請求を認めた。 25 令和X1年分の所得税の確定申告をした者（申告義務あり）から、令和X7年3月15日（法定申告期限から5年）に、更正の請求をしたい旨の相談を受けたが、更正処分の期限当日なので、今から更正の請求書を提出されても更正の処理はできないとした。★ 26 令和X1年12月に事業を廃止した納税者から、当該廃止した事業に係る必要経費が令和X2年6月に確定したにもかかわらず、所法63《事業を廃止した場合の必要経費の特例》の適用を失念していた旨の相談があったため、令和X7年3月15日（法定申告期限から5年）までは、令和X1年分の更正の請求をすることができるとした。	（注） 1 「国税庁長官が発した通達等」には、通達のほか、国税庁ホームページ及び国税庁が作成・配布するパンフレットなど各種納税者への周知資料等が含まれる。 2 職員が公務外で執筆した書籍等において見解を表明したとしても、これは「国税庁長官の法令の解釈」には当たらない。 24 青色申告者のうち、その年に生じた純損失の金額の全部又は一部を前年分の所得金額から控除したところで税額を再計算すると税額が還付となる場合など、一定の要件を満たせば、「純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付請求手続」をすることができるが、この場合に還付請求ができるのは所得税のみであり、復興特別所得税については還付請求できない（所法142、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法33）。 25 更正をすることができないこととなる日前6月以内にされた更正の請求に係る更正は、当該更正の請求があった日から6月を経過する日まですることができる（通法70③）。 26 事業の廃止後に、廃止した事業に係る必要経費が生じた場合には、所法152《各種所得の金額に異動を生じた場合の更正の請求の特例》に基づき、当該事実が生じた日の翌日から2月以内に限って更正の請求をすることができる。 事例の場合、必要経費が生じた日は、令和X2年6月であるため、更正の請求期限は、令和X2年8月となる。 なお、所法152は、通法23①の更正の請求の特例であることから、通法23①所定の更正の請求の期限内（5年以内）であっても、所法152に定める期限（事実発生日から2月以内）を徒過した場合は、更正の請求をすることができない。

誤った取扱い

正しい取扱い

【更正・決定等の期間制限】

27 申告義務がある者から令和X年分の確定申告書が令和X年の翌年3月2日に提出された場合に増額更正をすることができる最終日は、提出日の5年後の3月2日であるとした。

27 期限内申告書に対する増額更正の除斥期間は5年であるが、この場合の起算日は、確定申告書の提出日の翌日ではなく、法定申告期限の翌日である（通法24、70①）。

したがって、令和X年分の増額更正をすることができる最終日は、5年後の応当日の前日（3月15日）となる。

なお、更正決定等を行うことができる期間の末日が休日等に当たる場合でも、通法10②の期限の特例は適用されないため、その前日までに更正通知書を相手方に送達することに留意する（通法70①）

28 給与所得者（年末調整済み）から令和X年分の医療費控除に係る還付申告書が令和X年の翌年2月2日に提出された場合、その医療費控除を減額する内容の増額更正をすることができる最終日は、その法定申告期限から5年後の3月15日までであるとした。

28 還付請求申告書に係る、増額更正の除斥期間の起算日はその申告書の提出日の翌日である（通法24、70①）。

したがって、令和X年分の医療費控除を減額する増額更正をすることができる最終日は、その5年後の応答日の前日（2月2日）である。

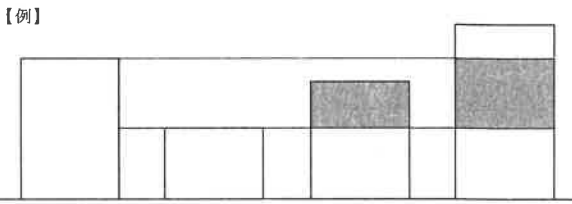
【参考：国税の更正、決定等の期間制限等】

区分	原則	偽りその他不正の場合
更正（増額・減額）又は決定	法定申告期限から5年（通法70①一）（注）	法定申告期限から7年（通法70⑤）
加算税の賦課決定	納税義務成立の日（法定申告期限経過の時）から5年（通法70①三、通法15②十四）	
更正の除斥期間の終了する日前6月以内に提出された更正の請求に係る更正又はそれに伴う加算税の賦課決定	その更正の請求日から6月を経過する日（通法70③）	
更正又は決定の除斥期間の終了する日前3月以内に提出された期限後申告書の提出に係る無申告加算税の賦課決定	その期限後申告書の提出日から3月を経過する日（通法70④） ※ 令和2年4月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用	

（注） 更正又は決定の場合の起算日は、法定申告期限（還付請求申告書に係る更正は、申告書の提出日。還付請求申告書の提出がない場合にする決定又はその決定後の更正は、納付すべき税額があるとした場合の法定申告期限）の翌日である（通法70①一かつこ書、通令29①）。

個人課税関係誤りやすい事例（国税通則法関係）【令和7年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
29 給与所得者(年末調整済み)から令和X1年分の給与所得と事業所得の計算上生じた損失の金額を損益通算した還付申告書が、令和X3年の10月10日に提出された場合、増額更正をすることができる最終日は、その提出日から5年後の令和X8年10月10日までであるとした。	29 還付を受けるための申告書で、期限内申告書以外のものを「還付請求申告書」というが、還付請求申告書は、国税に関する法律の規定により正当に計算された場合に当該申告書の提出により納付すべき税額がないものに限られている（通法61①二、通令26①）。 したがって、本件の場合、増額更正の結果、納付すべき税額が還付又は0円の場合は、提出日から5年後の10月10日まで、増額更正をすることができるが、納付すべき税額が発生する場合は、当該申告書は還付請求申告書には当たらなくなるため、通法70①一より、増額更正をすることができるのは、令和X1年分の法定申告期限から5年後の応当日までである。
30 税額に異動はないが所得金額が増加するため修正申告をするよう指導した（純損失等の金額に係るものではない。）。	30 修正申告は、税額を増加させる場合又は純損失等が過大である場合にすることができるのであって、所得金額が増加しても税額が増加しない場合は、することができない（通法19①、大阪地裁昭56.11.13判決）。
31 本人から任意に提出された修正申告書については受取拒否できないため、何年前の修正申告書でも提出できるとした。	31 国税の徴収権は、偽りその他不正の行為により税額を免れた場合を除き、その法定納期限から5年間行使しないときには時効により消滅することとなるので、法定納期限から5年を超えた年分の修正申告書は提出することができない（通法72、73）。
32 更正決定期間は、法定申告期限から5年間であるから、国外取引等の申告漏れについても、法定申告期限から5年が経過すると、更正決定はできないとした。	32 令和2年4月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について、国外取引等の課税に係る更正決定等の期間制限に関し、次のイに掲げる事由が生じた場合において、次のロに掲げる事由に基づいてする更正決定等については、租税条約等の相手国等に対して情報提供要請に係る書面が発せられた日から3年間を行うことができることとされている（通法71①四、令2改通法附則52②）。 イ 国税庁等の当該職員が納税者に国外取引又は国外財産に関する書類又はその写しの提示等を求めた場合において、その提示等を求めた日から60日を超えない範囲内においてその準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにその

誤った取扱い	正しい取扱い
33 調査の結果、<u>6年前及び7年前の年分に偽り</u>その他不正の行為があったことから7年前までの各年分に係る所得税等の修正申告書を徴し、その後、7年前の年分に係る所得控除が過大であること（単純な計算誤り）が判明した場合に、当該所得控除の誤りについては、偽りその他不正の行為がないため、修正申告ができないとした。 【過少申告加算税】 34 職権による減額更正の後に修正申告書が提出された場合、修正申告による増差税額全額に対し、過少申告加算税を賦課した。 35 令和X1年分から令和X3年分までの実地調査に係る事前通知を行った後、具体的な非違を指摘するまでの間に、調査対象者から提出された調査対象年分の修正申告書（当初期限内申告）について、更正を予知しない修正申告書に該当するため、過少申告加算税を賦課できないとした。★	提示等がなかったこと ロ 国税庁長官が租税条約等の規定に基づきその租税条約等の相手国等に上記イの国外取引又は国外財産に関する情報提供要請をした場合（一定の制限あり。）において、その課税標準等又は税額等に関し、租税条約等の相手国等から提供があった情報に照らし非違があると認められること 33 <u>6年前及び7年前に偽り</u>その他不正の行為があった場合には、偽りその他不正の行為により全部又はその一部を免れた部分（税額）だけでなく、当該国税の全体が7年の除斥期間に服することになるから、偽りその他不正の行為に起因する税額が是正された後であっても、所得控除の誤りに係る修正申告をすることができる。 34 職権による減額更正がなされている場合は、当初申告税額に達するまでの税額は加算税の対象額から控除することとなる（通法65⑤二）。 【例】  ※ 網掛け部分は加算税を賦課しない。 35 平成29年1月1日以降に法定申告期限等が到来する国税については、調査対象税目、調査対象期間及び実地調査を行う旨の通知以降、かつ、その調査があったことにより更正を予知する前にされた修正申告に基づく過少申告加算税の割合については、5%（期限内申告税額と50万円のいずれか多い額を超える部分は10%）とされた（通法65①②、平28改通法附則54③）。 したがって、事例の場合、調査対象の全年分について5%（加重分については10%）の割合で過少申告加算税を賦課することとなる。

誤った取扱い	正しい取扱い
36 相続人が、被相続人に係る準確定申告書について修正申告書を提出した場合の加算税の計算について、当該加算税は「被相続人に課されるべき国税」であり、「被相続人から承継した国税」に該当することから、本税に対する加算税を計算した後、当該加算税を相続分であん分して計算した。	36 「被相続人に課されるべき国税」とは、相続開始の時点において、被相続人につき既にその課税要件を充足し、国税の納付義務が成立しているがまだ申告、更正決定等の確定手続が行われておらず、その結果、納税義務が具体的に確定するに至っていない国税をいうから、相続人が、被相続人に係る準確定申告書について修正申告書を提出した場合の加算税は、相続開始の時点において「被相続人に課されるべき国税」とはいえない（通法5）。 したがって、事例の加算税は、各相続人単位で計算する必要がある（本税の額を相続人分であん分し、当該金額を基に計算する。なお、各相続人に係る加算税額が5,000円未満となる場合は、当該相続人に対して加算税は賦課しない。）（通法118③、通法119④、通基通5条関係の4）。
【イメージ】被相続人の提出した確定申告について更正を行う場合	
37 期限後申告等があった場合の加算税の賦課決定期限は、法定申告期限から5年間であるから、法定申告期限から4年11か月後に自主的な期限後申告書が提出された場合であっても、法定申告期限から5年を経過した場合は、無申告加算税が賦課できないとした。 【加重分】 38 過少申告加算税の累積増差税額の計算に当たって、納付すべき税額のうちに、修正申告の基礎とされなかったことについて正当な理由があると認められる部分も加算した。	37 令和2年4月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について、賦課決定をすることができなくなる日前3月以内にされた納税申告書の提出（調査による更正決定を予知してされたものを除く。）に係る無申告加算税（5％）の賦課決定については、当該申告書の提出がされた日から3月を経過する日まで行うことができる（通法70④、令2改通法附則52①）。 38 累積増差税額の計算に当たっては、納付すべき税額のうちに、修正申告の基礎とされなかったことについて正当な理由があると認められる部分は加算しない（通法65②③⑤）。 なお、次の事由があるときも、それに相当する部分の金額は、累積増差税額に加算しない。

個人課税関係誤りやすい事例（国税通則法関係）【令和7年版】

誤った取扱い	正しい取扱い															
39 期限内に提出した国外財産調書に記載がない国外財産である預金に係る利子が申告漏れであったとする修正申告書（当初申告は期限内申告）が提出されたが、自主的な修正申告であるため、加算税を賦課しなかった。	イ 納付すべき税額を減額させる更正によって減額された部分 ロ 不服申立て又は訴えについての決定、裁決又は判決による更正の全部又は一部の取消しがされた部分 ハ 同年分の先の調査時の重加対象税額に相当する部分（付表八の三の記載要領(7)参照）															
40 国外財産調書の提出義務者であるにもかかわらず提出していない者に対して、令和6年分の所得税の調査通知を行った後、着手する前に、国外財産調書と修正申告書が提出された。国外財産に関する申告漏れに係る増差税額に対して、更正予知前であったことから、国外財産調書の加重措置の適用はないとした。	39 自主修正（通法65⑥適用）の場合でも、国送法6③の加重措置は適用されるため、事例の場合、5%の過少申告加算税を賦課する（平29.9.1 裁決）。 40 令和6年1月1日以後は、調査通知後に国外財産調書を提出した場合は、更正予知前であっても加重措置は適用される。 ※ 令和5年12月31日以前に提出された国外財産調書については、期限後に提出されたものであっても、更正又は決定があるべきことを予知してされたものでない場合には、提出期限内に提出されたものとみなされる。 （参考） 国外財産調書及び財産債務調書の過少申告加算税及び無申告加算税の加重措置の適用関係は以下のとおりである（国送法6⑥、6の3③）。 ○ 加重措置の適用関係 <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="3">国外財産調書及び財産債務調書の提出時期</th></tr><tr><th>調査通知前</th><th>調査通知後 更正予知前</th><th>更正予知後</th></tr><tr><td>～令和5年12月31日</td><td>×</td><td>×</td><td>○</td></tr><tr><td>令和6年1月1日～</td><td>×</td><td>○</td><td>○</td></tr></table>		国外財産調書及び財産債務調書の提出時期			調査通知前	調査通知後 更正予知前	更正予知後	～令和5年12月31日	×	×	○	令和6年1月1日～	×	○	○
	国外財産調書及び財産債務調書の提出時期															
	調査通知前	調査通知後 更正予知前	更正予知後													
～令和5年12月31日	×	×	○													
令和6年1月1日～	×	○	○													
41 令和X2年4月に令和X1年分の期限後申告を行った後、同年8月に国外財産の申告漏れに気付いて自主的に修正申告をし、同年9月に令和X1年12月31日分の国外財産調書を提出した者に対し、同調書は期限内に提出されたものとみなされることから、軽減措置の適用があったとした。	41 国送法第6⑥は、国外財産調書が提出期限後に提出されたことを前提とし、それ以後に修正申告書の提出があった場合（修正申告書の提出があった場合において、国外財産調書が提出されていることを要件とするもの）の取扱いを定めたものであるため、自主修正申告書の提出後に国外財産調書が提出された場合には、当該国外財産調書は期限内に提出されたものとはみなされず、事例の場合、5%を加重し															

個人課税関係誤りやすい事例（国税通則法関係）【令和7年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
【無申告加算税】 42 申告納税額200,000円の令和X年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書（期限後申告書）が令和X年の翌年4月1日に自主的に提出されたため、無申告加算税10,000円を賦課決定した。 なお、納税者は口座振替納付を選択していたが、この申告納税額200,000円を、期限後申告書を提出する前日（3月31日）に納付していた。★	た加算税を賦課する（平29.9.1裁決）。 （注）令和5年分以後の国外財産調書等については、その提出期限（その年の翌年の6月30日）までに所得税の調査に係る修正申告等をさせる場合であっても、国外財産調書等の提出がある場合の過少申告加算税等の軽減措置を適用するためには、修正申告書等の提出までに、国外財産調書等を提出させる必要があることに留意する（国外財産調書関係通達6-8）。 42 期限後申告書の提出が、調査があったことにより決定を予知してされたものではなく、期限内申告書を提出する意思があったと認められる一定の場合（注）で、かつ、法定申告期限から1月を経過する日までに提出されたものに該当するため、無申告加算税を課さない（通法66⑨、通令27の2）。 なお、上記に該当する期限後申告書の提出があった場合で、その後に修正申告書の提出又は更正があったときは、過少申告加算税が課されることとなる（通法65①かつこ書）。 （注）1 「一定の場合」とは、次の全ての要件を満たしている場合をいう。 イ 期限後申告書の提出があった日の前日から5年前の日までの間に、その期限後申告書に係る国税の属する税目について、期限後申告書の提出又は決定があったことによる無申告加算税又は重加算税（無申告重加算税）を賦課されたことのない場合で、通法66⑨の適用を受けていないとき ロ 当該期限後申告書に係る納付すべき税額の全額が、法定納期限（口座振替納付の手続の依頼を税務署長等が受けていた場合には、その期限後申告書を提出した日）までに納付されていた場合 2 この取扱いは「無申告加算税を賦課しない」とこととしたものであって、「期限後申告を期限内申告として取り扱うこととしたもの」ではないため、上記の要件を満たしている場合であっても、期限内申告を要件とする特典等（55万円（一定の要件を満たす場合は

誤った取扱い	正しい取扱い																
43 確定申告期限後に提出された還付申告書について還付金の額を減少させる修正申告書の提出があった場合に、無申告加算税を賦課した。	65万円）の青色申告特別控除など）は認められない。 43 還付を受けるための申告書で、期限内申告書以外のものを「還付請求申告書」という（通法61①二、通令26①）。 期限内申告書又は還付請求申告書が提出された場合において、修正申告書の提出又は更正があったときは、当該納税者に対し、過少申告加算税を賦課することとなる（通法65①）。なお、還付請求申告書は、課税標準や税額等を正当に計算した場合に、当該申告書の提出により納付すべき税額がないものに限られるため、確定申告期限後に還付申告があった場合で、その後の更正又は修正申告によって生じた増差税額が当初申告の還付金の額に満たない場合は、増差税額に対して過少申告加算税を課すこととなるが、当該増差税額が当初申告に係る還付金の額を超える場合は、還付請求申告書に対してなされた更正又は修正とはいえ、増差税額に対して無申告加算税を賦課することとなる（通法17②、18②、66①、通令26）。 (参考) ○所得税の還付申告に対する修正申告又は更正に係る加算税の関係 <table><tr><th colspan="2">当初申告</th><th>修正申告又は更正後の第3期分の税額</th><th>加算税の種類</th></tr><tr><td rowspan="2">所法120の 還付請求申告書 (申告義務あり)</td><td rowspan="2">期限後申告書</td><td>還付又は0円※</td><td>過少申告加算税</td></tr><tr><td>納付</td><td>無申告加算税</td></tr><tr><td rowspan="2">所法122の 還付請求申告書 (申告義務なし)</td><td rowspan="2">確定申告期限後に提出</td><td>還付又は0円※</td><td>過少申告加算税</td></tr><tr><td>納付</td><td>無申告加算税</td></tr></table> ※ 通令26に規定する還付請求申告書 ※ 令和3年分以後（令和4年1月1日以後に提出期限が到来する申告書）については、下段のみとなる。 44 調査の結果、納税者から税務署が指摘していない内容を含む期限後申告書が提出されたため、当該指摘していない内容については、「更正又は決定を予告してされたものではないとき」に該当するとして、これに係る税額相当部分に対しては5%の割合による無申告加算税を賦課することとした。 44 通法66⑧は、「期限後申告書の提出」が更正又は決定を予告していなかった場合には、無申告加算税の割合を5%とする旨規定しているから、適用されるか否かはその提出自体が更正又は決定を予告していたか否かにより判断することとなり、その内容に更正又は決定を予告していなかった部分があるか否かによって判断するものではない。 したがって、調査において税務署が指摘していない内容を含む期限後申告書が提出された場合であつ	当初申告		修正申告又は更正後の第3期分の税額	加算税の種類	所法120の 還付請求申告書 (申告義務あり)	期限後申告書	還付又は0円※	過少申告加算税	納付	無申告加算税	所法122の 還付請求申告書 (申告義務なし)	確定申告期限後に提出	還付又は0円※	過少申告加算税	納付	無申告加算税
当初申告		修正申告又は更正後の第3期分の税額	加算税の種類														
所法120の 還付請求申告書 (申告義務あり)	期限後申告書	還付又は0円※	過少申告加算税														
		納付	無申告加算税														
所法122の 還付請求申告書 (申告義務なし)	確定申告期限後に提出	還付又は0円※	過少申告加算税														
		納付	無申告加算税														

個人課税関係誤りやすい事例（国税通則法関係）【令和7年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
45 調査の結果、令和X年分の期限後申告書(申告納税額600,000円)が提出されたため、無申告加算税90,000円を賦課決定した。	でも、その提出自体が税務署の指摘に基づいてされたものである限り、通法66⑧を適用して5%の割合による無申告加算税を賦課するのではなく、全体に対して15%の無申告加算税を賦課することとなる。 45 無申告加算税の対象となる納付すべき税額が50万円を超えるときは、その超える部分に対する無申告加算税の割合は20%となるから、事例の無申告加算税の額は95,000円となる（通法66②）。 なお、この期限後申告書の提出が決定を予知してされたものでない場合（いわゆる自主的申告の場合）は、上記にかかわらず、無申告加算税は納付すべき税額の5%となる。 ※ 令和6年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税については、無申告加算税の対象となる納付すべき税額が300万円を超えるときは、その超える部分に対する無申告加算税の割合は30%となる（通法66③）。
46 令和X年分の自主期限後申告書（納付すべき税額12万円、加算税6千円）を提出している納税者に対し、調査通知をしたところ、調査通知後更正予知前に修正申告書（納付すべき税額110万円）が提出された。当該修正申告書に係る無申告加算税の加重計算をするにあたり、通法66④の規定に従い、自主期限後申告書に係る税額12万円を累積納付税額に含めて計算した。	46 無申告加算税の計算において、期限後申告書の提出又は決定の後、さらに修正申告書の提出又は更正があり、その国税に係る「累積納付税額」を加算した納付すべき税額が50万円を超えるときは、当該超える部分に相当する税額に5%を乗じた金額を加算するが（通法66②）、この累積納付税額には、通法66⑧の規定の適用がある期限後申告書（自主期限後申告書）の提出により納付すべき税額は含まないものとされている（平成12年7月3日付「申告所得税及び復興特別所得税の過少申告加算税及び無申告加算税の取扱いについて」事務運営指針第3の1）。 したがって、本件の場合、無申告加算税の計算は、「110万円×10%+（110万円-50万円）×5%=14万円」になる。
47 調査の結果、令和5年6月に令和4年分の期限後申告書が提出された。 納税者は、令和元年9月にも自主的な期限後申告書を提出し、無申告加算税を賦課されていたことから、無申告加算税の割合15%に10%を加算して無申	47 調査の結果、決定を予知して提出された期限後申告書に係る無申告加算税について、当該期限後申告書の提出等があった日の前日から起算して5年前までの間に、無申告加算税（期限後申告書等の提出が更正予知によるものに限る。）を課されたことがある

個人課税関係誤りやすい事例（国税通則法関係）【令和7年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
告加算税を賦課した。★ 48 調査の結果、令和6年6月に令和3年分～5年分の期限後申告書が提出された。 当該期限後申告書は、同日に提出されたため、繰り返し行われる無申告行為には該当しないものとして、各年分について15%の割合で無申告加算税を賦課した。★ 49 調査の結果、令和6年6月に令和3年及び令和4年分の修正申告書（当初申告は自主的な期限後申告書）並びに令和5年分の期限後申告書が提出された。 令和3年分及び令和4年分において、既に自主的な期限後申告書が提出されており、3年連続無申告ではないので、令和5年分については15%の割合で無申告加算税を賦課決定した。★	場合には、無申告加算税の割合に10%を加算して無申告加算税を賦課する（通法66⑥）。 事例の場合、令和元年9月に賦課された無申告加算税は決定予知によらないものであるため、令和4年分の期限後申告書に対する無申告加算税の割合は、15%となる。 （注）短期累犯に係る加重措置は、平成29年1月1日以降に法定申告期限等が到来する国税について、適用される。 48 令和6年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について、期限後申告等があった場合において、その期限後申告等に係る国税の前年及び前々年の当該国税の属する税目について、「無申告加算税（期限後申告又は修正申告が、調査通知前に、かつ、更正予知する前にされたものであるときに課されたものを除く。）を課されたことがあるとき若しくは無申告加算税に代えて課される重加算税（以下「特定無申告加算税等」という。）を課されたことがあるとき」、又は「特定無申告加算税等に係る賦課決定をすべきと認めるとき」は、その期限後申告等に基づき課する無申告加算税等の額は、その期限後申告等に基づいて納付すべき税額に10%の割合を乗じて計算した金額を加算した金額となる（通法66⑥二、68④二）。 事例の場合、令和5年分の前年及び前々年である令和4年及び令和3年分の期限後申告が、「特定無申告加算税等に係る賦課決定をすべきと認めるとき」に該当するため、令和5年分の期限後申告に対する無申告加算税の割合は、15%に10%を加算した25%となる（通法66⑥、令5改通法附則23③）。 49 令和6年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税の、期限後申告等があった場合において、その期限後申告等に係る国税の前年及び前々年の当該国税の属する税目について、「無申告加算税（期限後申告又は修正申告が、調査通知前に、かつ、更正予知する前にされたものであるときに課されたものを除く。）を課されたことがあるとき若しくは無申告加算税に代えて課される重加算税（以下「特定無申告加

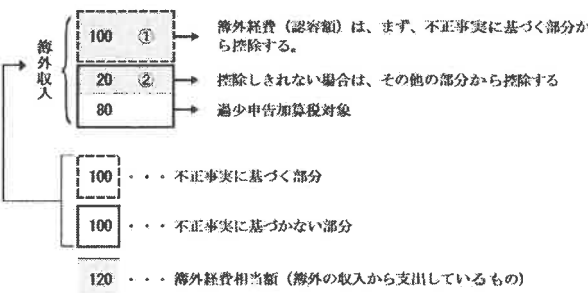
個人課税関係誤りやすい事例（国税通則法関係）【令和7年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
50 令和3年分から令和5年分までの年分について無申告である納税者に対し調査通知を行ったところ、実地調査に着手する前に、各年分の期限後申告書（決定があるべきことを予知していない場合に該当）が提出されたので、令和5年分につき、一定期間に繰り返し行われる無申告行為に対する無申告加算税等の加重措置は適用されないと考え、10%の割合の無申告加算税を賦課決定した。★	算税等」という。)を課されたことがあるとき」、又は「特定無申告加算税等に係る賦課決定をすべきと認めるとき」は、その期限後申告等に基づき課する無申告加算税等の額は、その期限後申告等に基づいて納付すべき税額に10%の割合を乗じて計算した金額を加算した金額となる（通法66⑥二、68④二）。 この特定無申告加算税等には、通法66①二に規定する期限後申告書の提出があった後に修正申告書を提出した場合に課される無申告加算税も含まれる（通法66⑥二）。 したがって、事例の場合、令和5年分の前年（令和4年分）及び前々年（令和3年分）において、自主的な期限後申告書の提出があった後に修正申告書を提出したことにより無申告加算税が課されることとなるため、令和5年分の期限後申告に対する無申告加算税の割合は、15%に10%を加算した25%となる（通法66⑥二）。 50 令和6年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税の、期限後申告等があった場合において、その期限後申告等に係る国税の前年及び前々年の当該国税の属する税目について、「無申告加算税（期限後申告又は修正申告が、調査通知前に、かつ、更正予知する前にされたものであるときに課されたものを除く。）を課されたことがあるとき若しくは無申告加算税に代えて課される重加算税（以下「特定無申告加算税等」という。）を課されたことがあるとき」、又は「特定無申告加算税等に係る賦課決定をすべきと認めるとき」は、その期限後申告等に基づき課する無申告加算税等の額は、その期限後申告等に基づいて納付すべき税額に10%の割合を乗じて計算した金額を加算した金額となる（通法66⑥二、68④二）。 したがって、当該無申告加算税等の加重措置は、更正決定を予知して提出された期限後申告等に限らず、「調査通知後、かつ、更正決定予知前に提出された期限後申告書等」も当該加重措置の適用対象となる。 事例の場合、令和3年分及び令和4年分の期限後申告書は、「調査通知後、かつ、決定予知前に提出された期限後申告書等」に該当するため、令和5年分の期限後申告に対する無申告加算税の割合は、10%

個人課税関係誤りやすい事例（国税通則法関係）【令和7年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
51 調査の結果に基づき、納税者から令和3年分から令和5年分の期限後申告書が提出されたため、令和5年分の期限後申告に基づいて納付すべきこととなる税額については、一定期間に繰り返し行われる無申告行為に対する無申告加算税等の加重措置（10%）を適用するところ、納税者は、当該期限後申告書の提出日の前日から起算して5年前までの間に、調査による無申告加算税を賦課されたことがあるため、更に10%加算し35%の割合で賦課決定した。★	に10%を加算した20%となる（通法66⑥二）。 51 令和6年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税の、期限後申告等があった場合において、その期限後申告等に係る国税の前年及び前々年の当該国税の属する税目について、「無申告加算税（期限後申告又は修正申告が、調査通知前に、かつ、更正予知する前にされたものであるときに課されたものを除く。）を課されたことがあるとき若しくは無申告加算税に代えて課される重加算税（以下「特定無申告加算税等」という。）を課されたことがあるとき」、又は「特定無申告加算税等に係る賦課決定をすべきと認めるとき」は、その期限後申告等に基づき課する無申告加算税等の額は、その期限後申告等に基づいて納付すべき税額に10%の割合を乗じて計算した金額を加算した金額となる（通法66⑥二、68④二）。 なお、上記通法66⑥二及び同法68④二に規定する一定期間に繰り返し行われる無申告行為に対する無申告加算税等の加重措置（連年無申告による加重措置）に該当し、更に、通法66⑥一及び同法68④一に規定する過去5年以内に無申告加算税等を課された場合の加重措置（短期累犯による加重措置）にも該当する場合であっても、どちらか一方の加重措置のみを適用し、重複適用はしないこととされている（通法66⑥、68④）。 したがって、事例の場合、連年無申告による加重措置の適用要件と短期累犯による加重措置の適用要件との両方に該当する場合であっても重複して適用しないため、令和5年分の期限後申告に対する無申告加算税の割合は、10%を加算した25%となる（通法66⑥）。
52 調査の結果に基づき、納税者から令和3年分から令和5年分の期限後申告書が提出された。 令和4年分及び令和5年分については無申告加算税の賦課決定の対象となり、令和3年分については通法119④（国税の確定金額の端数計算等）に該当し、無申告加算税が不徴収となったが、「無申告加算税等を賦課決定すべきと認められるとき」に該当するため、令和5年分の期限後申告に対する無申告	52 通法119④の規定により、無申告加算税又は重加算税の全額が切り捨てられた、又は切り捨てられる場合については、通法66⑥二に規定する「特定無申告加算税等を課されたことがあり、又は特定無申告加算税等に係る賦課決定をすべきと認める場合」には該当しないため、一定期間に繰り返し行われる無申告行為に対する無申告加算税等の加重措置の適用はない（通法66⑥、通法119④、平12. 7. 3付「申告所

誤った取扱い	正しい取扱い						
加算税につき、一定期間に繰り返し行われる無申告行為に対する無申告加算税等の加重措置（10％）を適用した。★	得税及び復興特別所得税の過少申告加算税及び無申告加算税の取扱いについて（事務運営指針）」の第2の6）。 事例の場合、令和3年分については無申告加算税が不徴収であるため、「特定無申告加算税等を課されたことがあり、又は特定無申告加算税等に係る賦課決定をすべきと認める場合」に該当しないことから、一定期間に繰り返し行われる無申告行為に対する無申告加算税等の加重措置の適用はない。 ※ 短期累犯による無申告加算税等の加重措置の適用判定に当たっても同様。						
【重加算税】 53 調査の結果、一部が重加算税となり、過少申告加算税の加重分があったため、加重分より先に、加重分以外の部分に代えて重加算税を賦課した。	53 「隠蔽・仮装」の行為があった場合、過少申告加算税に代えて重加算税が賦課されることとなるが、過少申告加算税対象額に加重分がある場合には、加算税額は加重部分から先に充てて重加算税を賦課することとなる（通令27の3）。 【例】 <table><tr><td>期限内申告税額</td><td>200万円</td></tr><tr><td>増差税額</td><td>900万円</td></tr><tr><td>内 重加対象税額</td><td>100万円</td></tr></table> 増差税額 重加算税 15%に代えて35% 15%（加重分） 10%（通常分） 期限内申告税額	期限内申告税額	200万円	増差税額	900万円	内 重加対象税額	100万円
期限内申告税額	200万円						
増差税額	900万円						
内 重加対象税額	100万円						
54 調査によって、簿外収入を把握し、その一部について仮装隠蔽が認められ、また、当該簿外収入から支出している簿外経費を把握したため、これを認容した。 重加算税の基礎となる税額を計算する際に、認容した簿外経費は重加算税対象の不正事実に基づく簿外収入の金額から控除せずに重加算税対象所得を計算した。	54 必要経費として新たに認容する経費のうちに、隠蔽又は仮装の事実（以下「不正事実」という。）に基づく収入金額を得るのに必要な経費と認められるものがある場合には、当該経費を不正事実に基づく収入金額から控除する。 ただし、簿外の収入から簿外の必要経費を支出している場合において、簿外の収入に不正事実に基づく部分の金額とその他の部分の金額とがある場合には、当該簿外の必要経費は、まず、不正事実に基づく部分の金額から控除し、控除しきれない場合に限り、当該控除しきれない必要経費の金額を当該その他の部分の金額から控除する。（平12. 7. 3付「申告						

誤った取扱い	正しい取扱い
55 重加算税と過少申告加算税の両方が賦課される場合に、合計額で不徴収基準の判定をした。 56 消費税の基準期間において「隠蔽・仮装」の行為があり、その課税売上高が1,000万円超となったことに連動して、新たに本課税期間の消費税の申告義務が生じた場合、基準期間及び本課税期間ともに「隠蔽・仮装」に基づくものとして重加算税を賦課した。 【不服審査】 57 白色申告者から提出された更正の請求について、請求の一部を認容する場合又は更正の請求に理由がない旨の通知をする場合に係る不服申立ては、再調査の請求と審査請求との選択ができないとした。	所得税及び復興特別所得税の重加算税の取扱いについて（事務運営指針）」の第3の2）  55 重加算税と過少申告加算税の両方が賦課される場合の不徴収基準の判定は、それぞれの加算税の額で判断する（通法119④、平12. 7. 3付「申告所得税及び復興特別所得税の過少申告加算税及び無申告加算税の取扱いについて（事務運営指針）」の第3の6）。 56 基準期間の「隠蔽・仮装」により新たに申告義務が生じたという事実のみをもって、本課税期間の増差税額全額に重加算税を賦課するのは相当でなく、無申告加算税を賦課することとなる（平12. 7. 3付「消費税及び地方消費税の更正等及び加算税の取扱いについて（事務運営指針）」の第2のIVの5）。 なお、各課税期間の消費税の納税義務を隠蔽するために、これに対応する基準期間の課税売上高の一部を隠蔽する行為が、客観的にみて各課税期間の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の隠蔽行為と評価することができる場合については、消費税の増差税額の全額について、無申告重加算税を賦課する（平21. 6. 26付『個人課税事務提要（事務手続編）』の制定について）（事務運営指針）。 57 税務署長がした処分に不服がある者は、青色申告者か白色申告者かにかかわらず、再調査の請求若しくは直接審査請求を選択することができる（通法75①）。

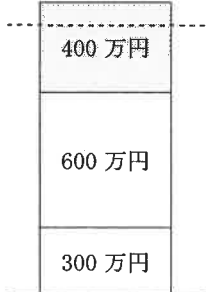
個人課税関係誤りやすい事例（国税通則法関係）【令和7年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
58 再調査の請求及び審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から2月以内に行わなければならないとした。	58 処分に係る不服申立てについては、再調査の請求及び審査請求ともに、処分があったことを知った日の翌日から3月以内に行うことができる。（通法77①） ただし、再調査の請求の決定後に行う審査請求については決定書の送達日の翌日から1月以内に行わなければならない（通法77②）。
【その他】	
59 入退院を繰り返す納税者について、その息子から「予定納税通知書を私あてに送付して欲しい」との申し出があったため、息子の住所地に送付することとした。	59 納税管理人がある場合や相続があった場合などの例外を除き、送達を受けるべき者（納税者本人）の住所又は居所（事務所及び事業所を含む。）に送達することとされている（通法12①、通基通12条関係）。 なお、納税管理人の届出書は、納税者が国内に住所等を有していない又は有しないこととなる場合に提出する届出書であり、国内に住所等を有する場合は提出することができない。
60 災害その他やむを得ない理由による申告期限の延長について、申告期限から2月以内とした。	60 災害その他やむを得ない理由がやんだ日から2月以内となる（通法11）。
61 災害その他やむを得ない理由による申告期限の延長の申請は、確定申告期限までに提出しなければならないとした。	61 「申告期限の延長」は、地域指定による場合を除き、書面による申請が必要とされているが、この申請は、災害その他やむを得ない理由がやんだ後相当の期間内に行われなければならないこととされている（通令3）。
62 仕事の都合で海外へ出張しているとの理由は、通法11に規定する「災害その他やむを得ない理由」に該当するとして、申告期限の延長を認めた。	62 仕事の都合で海外へ出張しているとの理由は、申告等をする者の重傷病その他の自己の責めに帰さないやむを得ない事実当たらないことから、「災害その他やむを得ない理由」に該当しない。 なお、申告等の行為の不能に直接因果関係を有する事実としては、次のものがある（通基通11条関係の1）。 イ 地震、暴風、豪雨、豪雪、津波、落雷、地滑り、その他の自然現象の異変による災害 ロ 火災、火薬類の爆発、ガス爆発、交通途絶その他の人為による異常な災害

個人課税関係誤りやすい事例（国税通則法関係）【令和7年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
	ハ 申告等をする者の重傷病、申告等に用いる電子情報処理組織で国税庁が運用するものの期限間際の使用不能その他の自己の責めに帰さないやむを得ない事実

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和7年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
【1 非課税】 1-1 心身に加えられた損害に対して支払を受ける損害賠償金のうち、業務に従事することができなかったことによる収益の補償として受けるものは、収益補償であることから非課税ではないとした。 1-2 労働者災害補償保険の給付金を収益補償として収入金額に計上した。 1-3 令和X年中の税制適格ストックオプションの権利行使価額の合計額が1,200万円を超える者に対して、一律に1,200万円までは権利行使時の経済的利益について所得税が課されないとした。	1-1 心身に加えられた損害に対して支払を受ける慰謝料その他の損害賠償金（これらに類するものを含む。）については非課税であり、この損害賠償金等には、その損害に基因して勤務又は業務に従事できなかったことによる給与又は収益の補償として受けるものも含まれる（所法9①十八、所令30①一）。 1-2 次に掲げるものは、特別法の規定により非課税となる。 (1) 労働者災害補償保険の給付金（労働者災害補償保険法12の6） (2) 被災者生活再建支援金（被災者生活再建支援法21） (3) 雇用保険の失業等給付（求職者給付・就職促進給付・教育訓練給付・雇用継続給付）（雇用保険法12） 1-3 税制適格ストックオプションの年間の権利行使価額の合計額が1,200万円を超えることとなる場合には、その超える部分の金額が税制非適格となるのではなく、超えることとなった取引全体の金額が税制非適格となる（措法29の2①ただし書）。  年間の権利行使 価額の合計額 1,300万円 ※ 1,200万円を超えることとなる400万円の権利行使分については、税制非適格ストックオプションに該当し、権利行使時の経済的利益に課税される。 ※ 権利行使価額の合計額のうち1,200万円を超える100万円だけが課税されるのではない。 （注） 令和6年分以降の所得税については、年間の権利行使額の上限が、設立後5年未満の株式会社から付与されたものは2,400万円、5年以上20年未満の株式会社のうち、非上場であるもの又は上場後5年未満であるものから付与されたものは3,600万円に引き上げられた（令和5年以前の年間の権利

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和7年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
1-4 業務用の固定資産の損失に対する損害賠償金を事業所得の総収入金額に算入した。 1-5 新型コロナウイルス感染症に関連して、市町村から家計への支援の観点から給付される令和3年度の一般会計補正予算（第1号）における子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金を財源として給付される給付金について、課税されるとした。	行使額の上限は1,200万円）。 1-4 固定資産の損失に対する損害賠償金は非課税となる（所基通9-19）。 ただし、資産損失の必要経費算入額の計算上、損失額から控除される（所法51①、④）。 なお、棚卸資産の損失に対するものは総収入金額に算入する。 1-5 都道府県や市町村から新型コロナウイルス感染症に関連して給付される給付金で次に掲げるものについては、非課税となる（新型コロナ税特法4①、新型コロナ税特規2①③）。 (1) 家計への支援の観点から給付される給付金 イ 令和2年度の一般会計補正予算（第1号）における特別定額給付金給付事業費補助金を財源として給付される給付金 ロ 令和3年度の一般会計補正予算（第1号）における子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金を財源として給付される給付金 ハ 令和3年度の予算又は一般会計補正予算（第1号）における新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金を財源として給付される給付金 (2) 子育て世帯への経済的な影響の緩和の観点から児童扶養手当受給者等の一定の者に対して給付される給付金 イ 令和2年度の一般会計補正予算（第1号）における子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金を財源として給付される給付金 ロ 令和3年11月26日の閣議決定「令和3年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用について」に基づき使用される予備費又は令和3年度の一般会計補正予算（第1号）における子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金を財源として給付される給付金 ただし、持続化給付金や雇用調整助成金など、事業者の営業自粛等に伴う収益の補償や経費の補填として給付される金品等については事業所得等として課税される（所令30本文括弧

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和7年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
1-6 新型コロナウイルス感染症の影響により、生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金の特例貸付事業により資金を借りた場合において、その貸付けに係る債務免除を受けた場合は、当該免除により受ける経済的利益は課税されたとした。	書、94①)。 1-6 生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金の特例貸付事業や総合支援資金の特例貸付事業による金銭の貸付けなど、都道府県社会福祉協議会が個人に対して行う金銭の貸付けについて、当該貸付けを受けた者等が、当該貸付けに係る債務の免除を受けた場合には、当該免除により受ける経済的な利益の価額については、非課税となる（新型コロナ特法4③、新型コロナ特規2④）。 （注）新型コロナウイルス感染症の影響を受けた者に対してその者の生活費を援助するために行う金銭の貸付けとして一定のものに限る。
1-7 通勤費を加算せずに給与が支給されている場合でも、実際の通勤費が明確にできるときは、その金額は非課税であるとした。	1-7 通勤手当で非課税とされるのは、所得税法で「給与所得を有する者で通勤するものがその通勤に必要な交通機関の利用又は交通用具の使用のために支出する費用に充てるためのものとして通常の給与に加算して受ける通勤手当のうち、一般の通勤者につき通常必要であると認められる部分として政令で定めるもの」と規定されている（所法9①五）。 すなわち、給与所得者が通常の給与のほかに通勤手当の支給を受ける場合に限り通勤手当の非課税の取扱いを受けることができるのであり、通常の給与に通勤手当が加算されていない場合には、実際の通勤費が算出できたとしても、当該金額は非課税にならない。
1-8 令和4年中に自治体から受けた認可外保育施設の利用料に対する助成金について、雑所得として課税対象となるとした。	1-8 令和3年分以後の所得税について、保育を主とする国や自治体の実施する子育てに係る次のような助成等については非課税とされた（所法9①十六、所規3の2）。 (1) ベビーシッターの利用料に対する助成 (2) 認可外保育施設等の利用料に対する助成 (3) 一時預かり、病児保育などの子どもを預ける施設の利用料に対する助成 （注）1 上記の助成と一体として行われる生活援助、家事支援、保育施設等の副食

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和7年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
【2所得の帰属・納税地】 2-1 未分割の相続財産から生ずる不動産所得について、法定相続分で申告したが、後日、法定相続分と異なる遺産分割が行われた場合は、相続時に遡及して是正しなければならないとした。 ★ 2-2 A市に住所を有する納税者甲(会社代表者)がB市に所在する不動産を自社に賃貸している。 甲の収入は役員報酬と自社からの賃貸料収入であるが、納税地をB市とした。 2-3 令和5年7月に住所が異動した場合に、納税地の異動届出書を提出する必要があるとした。	費・交通費等についても非課税となる。 2 令和2年分以前は、これらの助成等については原則として課税所得（雑所得）となる。 2-1 未分割の相続財産（不動産）から生ずる収入は、遺産とは別個のものであって、法定相続人各人がその相続分に応じて分割単独債権として確定的に取得するものであるから、その帰属につき、事後の遺産分割の影響を受けることはない（最高裁平17.9.8判決）。 なお、遺産分割確定日以後の不動産収入についてはその遺産分割による相続分により申告することとなる。 2-2 納税地は、原則として住所地とされる（所法15①）。 また、住所地又は居所地以外の場所にその営む事業に係る事業場その他これに準ずるものを有する場合は、その住所地又は居所地に代えて、その事業場等の所在地（その事業場等が二以上ある場合には、これらのうち主たる事業場等の所在地）を納税地とすることができる（所法16②）。 なお、賃貸物件の所在地は、事業所とはならない。 2-3 令和5年1月1日以後の納税地の異動又は変更については、届出書の提出が不要となった。 そのため、納税地の異動又は変更がある場合は、異動又は変更後の納税地を記載した確定申告書等を異動又は変更後の納税地を所轄する税務署に提出することにより納税地を変更等することができる。 ただし、年の途中で納税地の異動又は変更がある場合で、国税当局からの各種文書の送付先を異動又は変更後の納税地とする意思があるときは、「所得税・消費税の納税地の異動又は変更に関する申出書」を異動又は変更後の納税地を所轄する税務署に提出することができる。

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和7年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
2-4 不動産所得のある会社員が出国したが、納税地を納税管理人の住所地とした。 2-5 不動産所得のある会社員が2年間の予定で外国勤務となり出国したが、納税地を貸付不動産の所在地とした。 なお、家族は引き続き居住している。 2-6 納税者が死亡したため、その相続人の住所地を被相続人の準確定申告の納税地とした。	2-4 出国する者の納税地は、納税者が国内に住所を有しなくなった時に納税地とされていた場所等であり、納税管理人を定めた場合でも、納税管理人の住所地が納税地とはならない（所法15三～六、所令53、54）。 2-5 出国する者の納税地は、家族等がその地に引き続き居住している場合には、納税者が国内に住所を有しなくなった時に納税地とされていた場所である。 ただし、家族等がその地に引き続き居住しないときには、不動産所得の基因となる不動産の所在地が納税地となる（所法15四、五、所令53）。 2-6 死亡した者に係る納税地は、その相続人の納税地ではなく、死亡した者の死亡時の納税地である（所法16③）。
【3 利子所得】 3-1 役員等の会社に対する貸付金の利息を利子所得とした。 3-2 一般公社債等の利子で、同族会社の株主（特定の同族株主等）が同族会社から支払を受けるものについて、源泉分離課税のため申告不要であるとした。	3-1 利子所得になるのは、公社債及び預貯金の利子並びに合同運用信託、公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託の収益の分配に係る所得に限られており、役員等の会社に対する貸付金の利子は雑所得（事業から生じたと認められる場合は事業所得）となる（所法23①、所基通35-1(1)、35-2(6)）。 3-2 平成28年分以後、一般公社債の利子で、同族会社から同族会社の株主に支払われる社債の利子は、源泉徴収された上、利子所得として総合課税の対象となる。 また、令和3年4月1日以後、一般公社債の利子で、同族会社の支配法人から同族会社役員等に支払われる社債の利子についても、源泉徴収された上、利子所得として総合課税の対象とされた（措法3、措令1の4、措規2）。

誤った取扱い	正しい取扱い
【4 配当所得】 4-1 外国所得税が課されている国外で発行された株式等の配当につき、確定申告を要しない配当か否かを判定する際、外国所得税額控除前の金額で判定した。 4-2 確定申告をしないこととした上場株式等や少額配当等に係る配当所得について、更正の請求ができるとした。 4-3 上場株式の配当を申告する際（大口株主等でない。）に、源泉徴収された税額の全てを所得税の計算上、源泉徴収税額として差し引いた。	4-1 上場株式等以外の国外で発行された株式等の配当につき外国所得税が課されている場合には、これを控除した後の金額について、支払を受けるべき1回の配当金額が、10万円に配当期間の月数を乗じ12で除した金額以下であるかどうかを判定する（措法8の5①一、9の2③⑤）。 4-2 確定申告をしないこととした上場株式等及び少額配当等に係る配当所得は、更正の請求をすることはできない（措法8の5①、平成4年12月2日裁決）。 （注）1 少額配当等とは、1銘柄について1回に支払を受けるべき金額が次により計算した金額以下であるものをいう。 $10\text{万円} \times \text{配当計算期間の月数} \div 12$ （最高12か月） 2 決定処分を行う場合においても、これらの配当所得は含めないで計算することとなる（措法8の5②）。 4-3 平成26年1月1日以後、上場株式等の配当等の支払を受ける際には所得税（復興特別所得税を含む。）15.315%・住民税5%の割合で源泉徴収されている。したがって、確定申告に当たり、所得税の納付税額は、所得税の源泉徴収税額のみ差し引いて計算し、住民税は差し引かない（措法9の3、平20改措法附則33②、復興財確法28）。 （注）1 住民税の5%は、確定申告書第二表の「住民税に関する事項」の「配当割額控除額」欄に記載する。 2 大口株主等とは、上場会社等の発行済株式等の3%以上を保有する個人をいう。 なお、令和5年10月1日以降に支払を受けるべき配当等については、同族会社である法人との合計で上場会社等の発行済株式等の3%以上を保有する個人をいうことに留意する。

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和7年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
4-4 平成21年1月1日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等（大口株主でない。）について申告する場合は、総合課税のみであるとした。 ★ 4-5 上場株式等の配当について確定申告する場合には、全ての銘柄について申告しなければならないとした。	4-4 上場株式等の配当等（大口株主でない。）を申告する場合は、総合課税又は申告分離課税のいずれかを選択することができる。この場合、申告する上場株式等の配当等の全てについて、総合課税と申告分離課税とのいずれかを選択する必要がある（措法8の4）。 （注）申告分離課税を選択した場合、配当控除の適用はない（措法8の4①）。 4-5 上場株式等の配当について申告するか否かは、1回に支払を受けるべき配当等の額ごとに判断すればよい（措法8の5④）。 なお、上場株式等の配当等（大口株主でない。）については、確定申告をせずに、源泉徴収だけで課税関係を終了することができる（措法8の5①）。
【5不動産所得】 5-1 家賃の金額を巡る係争に係る供託金を不動産所得の収入に計上しなかった。 5-2 アパートが2人以上の共有とされている場合、共有持分であん分した後で貸付けの規模を判定した。★	5-1 契約の存否の係争に係る供託金については、判決等があるまで収入に計上しなくてよいが、家賃の金額の増減の係争に係る供託金については、支払日等の属する各年の不動産所得の収入金額となる（所基通36-5(1)(2)ただし書）。 5-2 不動産が2人以上の共有とされている場合であっても、当該不動産の全体の貸付けの規模で判定する。 ※ 規模判定の形式基準（所基通26-9） ○ アパート等 独立した室数がおおむね10室以上 ○ 独立家屋 おおむね5棟以上

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和7年版】

誤った取扱い		正しい取扱い
○ 課税上の主な取扱いの差異		
	事業的規模	事業的規模に至らない規模
資産損失 (取壊し、除却、滅失等)	損失の金額を損失の生じた年分の必要経費に算入する(所法51①、所令142、143、所基通51-2)。	損失の金額を損失の生じた年分の不動産所得を限度として必要経費に算入する(所法51④、所令142、143、所基通51-2)。(注1)
資産損失 (貸倒損失)	賃貸料等の貸倒れによる損失は、貸倒れが生じた年分の必要経費に算入する(所法51②)。	賃貸料等の回収不能による損失は、その収入が生じた年分に遡って収入金額がなかったものとみなす(所法64①)。(注2)
青色事業専従者	青色専従者へ支払った給与のうち労務の対価として相当なものは、その年分の必要経費に算入する(所法57①)。	適用なし
事業専従者控除	専従者1人につき最高50万円(配偶者である専従者については最高86万円)を必要経費に算入する(所法57③)。	適用なし
青色申告特別控除	一定の要件を満たす場合には、最高55万円又は65万円の控除が受けられる(措法25の2③④)。	最高10万円の控除となる(措法25の2①)。

(注1) 災害等による損害は、選択により雑損控除の対象とすることができる。

(注2) 収入がなかったものとみなされる金額は、次のうち最も低い金額となる(所令180②、所基通64-2の2)。

- ① 回収不能金額
- ② 所法64条適用前の課税標準の合計額
- ③ ②の計算の基礎とされた不動産所得の金額

【6譲渡所得】

6-1 法人に対し譲渡所得の起因となる資産を低額で譲渡した場合に、所得税の課税上の問題はな

いと

した。

6-2 特許権、実用新案権などの工業所有権や著作権の譲渡があった場合において、取得の日以後5年以内に譲渡されたものは短期譲渡所得として総所得金額を算定した。

6-3 外国会社から100%日本子会社の従業員等に付与されたストックオプションの権利行使に係る経済的利益やリストリクテッド・ストック(譲渡制限付株式)の譲渡制限解除に係る株式取得に係る利益を、株式等の譲渡所得とした。

★

6-1 法人に対し譲渡所得の起因となる資産を時価の2分の1未満(無償も含まれる。)の価額で譲渡した場合、時価によって譲渡したものとみなして課税される(所法59①、所令169)。

6-2 自己の研究の成果である特許権その他の工業所有権や自己の著作に係る著作権等は、5年以内に取得したものであっても長期譲渡所得として算定することとなる(所法33③一 括弧書、所令82一)。

6-3 外国会社から100%日本子会社の従業員等に付与されたストックオプションの権利行使に係る経済的利益やリストリクテッド・ストックの譲渡制限解除に係る株式取得の利益に係る所得は、原則として給与所得となる。

ただし、特定譲渡制限付株式等の譲渡制限が、当該特定譲渡制限付株式等を交付された者の退職に起因して解除されたと認められる場合は、退職所得となる(所法28、36、所基通23～

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和7年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
【7退職所得】 7-1 退職した翌年に退職金の支給を受けた場合、支給を受けた年分の退職所得とした。 7-2 解雇予告手当を一時所得とした。 7-3 役員としての勤続年数が4年の納税者が、役員勤続年数に対して支払を受けた退職金について、以下のとおり退職所得の金額を計算して申告した。 【計算式】 $(\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2 = \text{退職所得の金額}$ 7-4 非居住者が支払を受ける退職手当等について、退職所得の選択課税により還付を受けようとするときは、退職手当等の総額が確定しているとしても、その年の翌年1月1日以後にしか申告書を提出できないとした。★	35共-5の2、23～35共-6）。 7-1 退職所得の収入時期は、原則としてその支給の基因となった退職日による。ただし、会社役員等の場合で、その支給について株主総会等の決議を要するものについては、その役員の退職後その決議があった日とされる（所基通36-10本文及び(1)）。 7-2 解雇予告手当は、解雇すなわち退職を原因として一時に支払われるものであるから、退職手当等に該当する（所基通30-5）。 7-3 平成25年分以後は、役員等勤続年数（1年未満の端数がある場合はその端数を1年に切り上げたもの）が5年以下である納税者が、その役員等勤続年数に対応して支払を受ける退職金については、以下のとおり退職所得の金額を計算する（所法30②④）。 【計算式】 $\text{収入金額} - \text{退職所得控除額} = \text{退職所得の金額}$ なお、令和4年分以後は、勤続年数5年以下の役員等以外の退職手当（短期退職手当等）についても、退職所得控除額を控除した残額の300万円を超える部分については2分の1課税を適用しない（所法30②④）。 【計算式】 ・収入金額－退職所得控除額≤300万円の場合 $(\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2 = \text{退職所得の金額}$ ・収入金額－退職所得控除額＞300万円の場合 $150\text{万円} + \{\text{収入金額} - (300\text{万円} + \text{退職所得控除額})\} = \text{退職所得の金額}$ 7-4 退職所得の選択課税により還付を受けようとするときは、退職手当等の総額が確定していれば、その年の翌年1月1日前であっても確定した日以後に申告書を提出することができる（所法171、173①本文括弧書）。

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和7年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
7-5 非居住者となったことから脱退一時金を請求し、支払を受けた納税者が、再度入国し居住者となった場合に、非居住者でないことから退職所得の選択課税の申告書の提出はできないとした。 7-6 給与所得者が定年退職した年分の確定申告において、退職所得については、退職所得の受給に関する申告書を提出し、退職所得の全部について適正に源泉徴収が行われている場合には、確定申告書への記載は不要であると指導した。 ★ 【8-一時所得】 8-1 一時払養老保険（源泉分離課税の対象とならないもの）の保険料を支払うために借り入れた借入金の利息について、一時所得の計算上控除しなかった。 8-2 長期損害保険契約の満期返戻金が支払われたが、店舗に係るものであることを理由に事業所得の収入金額に該当するとした。	7-5 所法173において、退職所得の選択課税をする場合、「その者」は選択課税申告書を提出できると規定されているため、申告書提出時において居住者となっている場合も提出可能である。 7-6 退職金等の支払者に「退職所得の受給に関する申告書」を提出した場合、退職金等の支払者が所得税額及び復興特別所得税額を計算し、その退職手当等の支払の際、退職所得の金額に応じた所得税等の額が源泉徴収されるため、原則として確定申告は不要である（所法121②）。 しかしながら、退職所得のある者が確定申告書を提出する場合は、退職所得を含めて申告する必要がある（所法120、122）。 8-1 保険金等に係る一時所得の計算上、保険料又は掛金の支払に充てられたことが明らかな借入金に係る利息は控除する（所法34②）。 8-2 損害保険契約に基づき受領する満期返戻金は、業務に係るものについても一時所得に該当するものとして取り扱う（所基通34-1(4)）。 なお、長期損害保険契約に係る支払保険料については、業務に係る各種所得の計算上、積立保険料として資産計上する部分とその年分の必要経費に算入する部分とに区分されており、一時所得の計算上、既に各種所得の計算上必要経費として算入された部分の金額については、再度必要経費として控除することはできないので、積立保険料部分のみを控除することとなる（所基通36・37共-18の2、18の6）。 【計算式】 $\text{一時所得の金額} = \frac{\text{満期返戻金の額}}{\text{金}} - \left[\begin{array}{l} \text{「支払保険料の総額」} \\ - \text{「各種所得の計算上必要経費に算入した金額」} \end{array} \right] - 50\text{万円}$

誤った取扱い	正しい取扱い
8-3 借家人が受ける立退料について、全て一時所得とした。	8-3 借家人が受ける立退料は、①借家権の消滅部分は譲渡所得、②休業補償部分は事業所得等、③その他は一時所得とされる（所令94、95、所基通33-6、34-1(7)）。
8-4 法人からの贈与により取得する金品は、全て一時所得に該当するとした。	8-4 法人からの贈与により取得する金品であっても、業務に関して受けるもの及び継続的に受けるものについては、一時所得に該当せず、事業所得又は雑所得となる（所基通34-1(5)）。
8-5 国民年金や厚生年金の受給を受けている者が、受け取るべき年金の給付を受けずに死亡した場合（未支給年金）において、遺族が受領した一時金（遺族年金とは異なる）は相続財産であるから、申告しなくてもよいとした。	8-5 国民年金や厚生年金に係る未支給年金の受給請求権は、遺族に認められた固有の権利であり、これに基づき受領した一時金は相続財産には該当せず、当該遺族の一時所得に該当する（国民年金法19①ほか、所基通34-2、最高裁判7.11.7判決）。
8-6 国民年金等の加入者で支給開始年齢前に死亡した場合に、遺族が受け取った死亡一時金を一時所得とした。	8-6 国民年金等の加入者の遺族が受け取る一時金であっても、次のものは非課税となる。 (1) 死亡一時金 一定の期間、国民年金等の被保険者であった者等が年金の支給を受ける前に死亡した場合に、その遺族に支払われる一時金 (2) 遺族一時金 国民年金基金加入者が年金を受ける前に死亡した場合に、その遺族に支払われる一時金（国民年金法25、133ほか）
【9 雑所得】	
9-1 過去に遡及して公的年金等の支払を受けた場合、その全てについて、支払を受けた年分の収入とした。	9-1 年金については、その支給の基礎となった法令に定められた支給日が収入すべき時期とされているため、前年分以前の期間に対応する年金が一括して支給された場合は、年分ごとに区分して収入金額を計算する（所基通36-14(1)）。
9-2 公的年金等以外の雑所得が赤字で、公的年金等の所得がある場合、その赤字を公的年金等の所得から差し引かなかった。	9-2 公的年金等以外の雑所得が赤字で、公的年金等の所得がある場合、その赤字は公的年金等の所得から差し引くことができる（所法35②）。

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和7年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
9-3 公的年金等受給者であっても、第3期分の税額がある場合には納税義務が発生することから、必ず確定申告書を提出しなければならないとした。	9-3 公的年金等に係る雑所得の収入金額が400万円以下（所法203の7により源泉徴収等を要しないものを除き、その公的年金等の全部について源泉徴収された又はされるべき場合に限る。）で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には確定申告書の提出を要しない（所法121③）ため、この場合、第3期分の税額があっても確定申告書を提出しなくてよい。 （注）所得税の確定申告書の提出が不要であっても、住民税の申告は、原則として必要となる（問9-4参照。）。
9-4 所得税の申告不要制度の適用を受けた公的年金等受給者に対して、住民税の申告も不要であると説明した。	9-4 公的年金等受給者の申告不要制度に該当する場合であっても、住民税には申告不要制度がないため、住民税の申告が必要となる（地方税法317の2①本文）。 ただし、給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で、申告において各種所得控除等の適用を受けない者又は所得割の納税義務を負わないと認められる者のうち市町村の条例で定めるものについては住民税の申告は必要ない（地方税法317の2①ただし書）。
9-5 確定申告書の撤回を申し出た公的年金等受給者に対して、一度申告したものは撤回ができないと指導した。★	9-5 公的年金等受給者の申告不要制度に該当する者が、当初申告において第3期分の税額が記載された確定申告書を提出した場合で、後日、当該申告書を撤回したい旨の書面による申出があったときは、その申出の日当該申告書の撤回があったものとし、当該申告書に係る第3期分の税額を還付するとして取り扱うこととされている（所基通121-2）。 なお、撤回後は無申告となるため、後日、申告漏れ等が判明した場合には、無申告加算税が賦課されることとなる。 また、撤回できるのは納付の申告書だけなので、当初申告書が還付であった場合、法定申告期限後に修正申告等により納税となっても、当該当初申告書の撤回はできない。

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和7年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
9-6 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書に扶養親族として記載された者を、他の者が確定申告において扶養親族としていたため、当該公的年金等の受給者が扶養控除を適用せずに確定申告書を提出しようとしたが、所得税の申告不要制度に該当するため、確定申告書の提出は不要であると指導した。★	9-6 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書に記載した扶養親族等を、他の納税者において扶養親族として控除する場合には、申告不要制度の適用対象者であっても、確定申告書を提出しなければならない（所法85⑤⑥、所令218①、218の2①、219①）。
9-7 公的年金等の収入金額が400万円以下（その他の所得は20万円以下）の者が還付申告を提出し還付を受け、その後、誤りがあることが分かり提出した訂正申告書が納税であった場合、撤回ができるとした。	9-7 当初申告書の還付が完了した場合、その後納税の訂正申告書を提出した場合は撤回できない。（所基通 120-4） ただし、当初申告書の還付が未了の場合は撤回できる。
9-8 令和X年分の公的年金等に係る収入金額が400万円以下で、他に公的年金等以外の個人年金収入が50万円（控除すべき掛金の額が40万円）、シルバー人材センターの収入35万円（実額経費5万円）がある者は、家内労働者等の特例を適用するために、確定申告の必要があるとした。★	9-8 シルバー人材センターからの収入は雑所得に該当し、家内労働者等の所得計算の特例により、収入から65万円（令和2年分から令和6年分までは55万円）を控除することができるが、この特例は確定申告書の提出を要件として適用するものではない（措法27、措令18の2）。 したがって、特例適用後の所得金額が20万円以下となる場合、確定申告不要である。 事例の場合、以下のとおり公的年金等以外の雑所得の金額が20万円以下となるため申告不要である。 (1) 公的年金等以外の個人年金 50万円－40万円＝10万円 (2) シルバー人材センター 35万円－（65万円－40万円）＝10万円
9-9 公的年金等の収入金額160万円（控除額110万円）、シルバー人材センターからの収入金額10万円（実額経費1万円）、個人年金の収入金額40万円（掛金30万円）の者について、シルバー人材センターからの収入金額に対しては、措法27を適用して10万円を必要経費の額とし、雑所得金額を次のとおり算出した。 公的年金 160万円－110万円＝50万円 シルバー人材センター 10万円－10万円＝0円 個人年金 40万円－30万円＝10万円 雑所得の金額 60万円	9-9 雑所得の必要経費の実額は、シルバー人材センターからの収入金額に対する必要経費1万円と、個人年金の掛金30万円の合計額31万円であり、65万円を超えていないことから家内労働者等の所得計算の特例を受けることができる（措法27、措令18の2②一）。 また、本件特例の適用額は、雑所得等の総収入金額（公的年金等に係るものを除く。）を限度とするとされている（措法27）ことから50万円となり、公的年金等に係るものを除く雑所得の金額は0円となる。

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和7年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
9-10 平成24年1月1日以後に行われた店頭デリバティブ取引等に係る所得について、総合課税で申告するよう指導した。 9-11 国民年金120万円と公的年金等に該当する米国年金200万円の収入がある者に対し、公的年金等に係る収入金額が400万円以下であるため、公的年金等に係る申告不要制度を適用し、確定申告書の提出は不要であると指導した。 9-12 令和2年分以後の給与所得と公的年金等に係る雑所得がある者の公的年金等に係る雑所得の金額を計算する場合において、「公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額」を計算する際、所得金額調整控除後の給与所得により計算した。★	この場合の雑所得の金額は、公的年金等の収入金額（160万円）から公的年金等控除額（110万円）を控除した金額50万円となる。 必要経費（実額） 1万円+30万円=31万円<65万円 特例の適用額 10万円+40万円=50万円 （公的年金等以外の雑所得等の総収入金額を限度） 公的年金等 160万円-110万円=50万円 雑所得の金額 50万円 9-10 平成24年1月1日以後に行われる店頭デリバティブ取引等に係る所得については、市場デリバティブ取引等に係る所得と同様に申告分離課税で申告することとなる。 ただし、平成28年10月1日以後に行う先物取引について、商品先物取引業者、金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者に限る。）又は登録金融機関以外の者を相手として行う店頭デリバティブ取引は、総合課税の対象となる（措法37の12の2②一、41の14）。 9-11 源泉徴収の対象となっていない公的年金等がある場合には、公的年金等に係る申告不要制度は適用できない（所法121③）。 事例の場合、日本国内の源泉徴収義務者を通さずに支払われる米国年金は源泉徴収の対象となっていないため、公的年金等に係る申告不要制度は適用できない。ただし、所得税額等を計算した結果、確定申告を要しない場合もある（給与所得についても同様に、源泉徴収の対象外とされている給与等がある場合には、給与所得に係る申告不要制度を適用できない。問30-5参照）。 9-12 公的年金等に係る雑所得の金額を計算する場合における「公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額」とは、公的年金等の収入金額がないものとして計算した場合における合計所得金額とされているため、措法41の3の11②（給与所得と公的年金等に係る雑所得を有する者の場合）の規定による所得金額調整控除の適用はな

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和7年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
【10収入金額】 10－1 棚卸資産を知人に低廉譲渡した場合、実質的に贈与したと認められる金額を収入金額に加算しなかった。 10－2 販売業者が、広告宣伝用の資産である陳列棚（製造業者の製品名、社名が表示）を無償で取得したが、経済的利益はないものとした。 10－3 消費税の経理処理について税抜経理方式を適用している者が、仮受消費税等の金額と仮払消費税等の金額との差額と、納付あるいは還付される消費税等との差額が生じたが、雑収入又は必要経費に算入しなかった。 10－4 事業所得者が国庫補助金等の交付を受け、その交付の目的に適合した固定資産を取得した場合、受け取った国庫補助金等は税金の計算上何ら影響はないとした。	いものとして計算することとなる。 したがって、事例の場合、「公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額」の計算の際には、所得金額調整控除前の給与所得により計算する（所法35④、所基通35－8）。 なお、措法41の3の11①（子ども・特別障害者等を有する者等の場合）の規定による所得金額調整控除を適用する場合は、所得金額調整控除後の給与所得で計算する。 10－1 棚卸資産を著しく低い金額で譲渡した場合には、次の算式により計算される実質的に贈与したと認められる金額が収入金額に加算される（所法40①二、所基通39－1、40－2、40－3）。 $\text{実質的に贈与したと認められる金額} = \left(\frac{\text{通常の販売価格}}{\text{}} \right) \times \left(\frac{\text{おおむね70\%}}{\text{}} \right) - \text{譲渡価額}$ 10－2 販売業者等が広告宣伝用資産（自動車、陳列棚、冷蔵庫等）を無償又は低額で取得した場合には、次の額が経済的利益とされる（所基通36－18）。 $\text{経済的利益} = \frac{\text{取得資産の価額}}{\text{（製造業者等の取得価額）}} \times \frac{2}{3} - \frac{\text{取得のために支出した金額}}{\text{}}$ ※ 上記利益の額が30万円以下であるときは、経済的利益はないものとされる。 10－3 税抜経理方式を適用している場合、消費税額の差額は、その課税期間に対応する年の雑収入又は必要経費に算入することとなる（平元・3.29直所3－8「消費税法等の施行に伴う所得税の取扱いについて」6）。 10－4 個人が国庫補助金等の交付を受け、当該国庫補助金等により、その交付の目的に適合した固定資産を取得又は改良した場合で、当該国庫補助金等の返還を要しないことがその年の12月31日までに確定した場合には、当該国庫補助金等

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和7年版】

誤った取扱い	正しい取扱い									
10－5 平成21年に成立した任意組合の組合員の組合事業に係る所得の計算方法について、総額方式しか認められないと指導した。	のうち、その固定資産の取得又は改良に充てた部分の金額に相当する金額は、総収入金額に算入しないこととされている（所法42①）。 この取扱いを受ける場合、国庫補助金により取得等した固定資産（減価償却資産）に係る減価償却費の計算は、当該国庫補助金相当額を控除した取得価額を基礎として行うこととなる（所令90一）。									
10－6 一定の条件が付された譲渡制限付株式の付与を受けた個人が、令和2年6月1日（譲渡制限が解除される日前）に死亡し、その後の取締役会において譲渡制限が解除された場合、譲渡制限が解除された日（取締役会等の日）における価額を収入金額として、当該個人の相続人の一時所得等として課税するとした。	10－5 平成24年8月30日以後に成立する任意組合等の組合員の組合事業に係る所得の計算方法については、原則として、中間方式又は純額方式による計算は認められないこととされ、総額方式により計算することが困難、かつ、継続して中間方式又は純額方式により計算している場合のみ、中間方式又は純額方式により計算することが認められている（所基通36・37共－20）。 したがって、平成21年に締結された組合契約により成立した任意組合の組合員の組合事業に係る所得の計算方法については、従前通り継続して中間方式又は純額方式により計算している場合は、その計算方法で計算することができる。 10－6 譲渡制限付株式を付与された個人が、令和2年4月1日以後に死亡した場合、当該譲渡制限付株式については、当該個人の死亡の日における価額を収入金額として、当該個人の給与所得等として課税する（所令84①二、109①二、令2改所令附則4①、所基通23～35共－5の3、23～35共－6、23～35共－6の2）。									
《譲渡制限付株式の発行を受けた個人が死亡した場合の課税関係》 <table><tr><th>死亡した日</th><th>令和2年3月31日以前</th><th>令和2年4月1日以後</th></tr><tr><td>譲渡制限が、個人が死亡した日に自動的に解除されることとされているもの</td><td>個人が死亡した日における価額を収入金額として、当該個人の給与所得等として課税</td><td>個人が死亡した日における価額を収入金額として、当該個人の給与所得等として課税</td></tr><tr><td>譲渡制限が、個人が死亡した日後に行われる取締役会等により譲渡制限が解除されることとされているもの</td><td>譲渡制限が解除された日（取締役会等の日）における価額を収入金額として、当該個人の相続人の一時所得等として課税</td><td>個人が死亡した日における価額を収入金額として、当該個人の給与所得等として課税</td></tr></table>		死亡した日	令和2年3月31日以前	令和2年4月1日以後	譲渡制限が、個人が死亡した日に自動的に解除されることとされているもの	個人が死亡した日における価額を収入金額として、当該個人の給与所得等として課税	個人が死亡した日における価額を収入金額として、当該個人の給与所得等として課税	譲渡制限が、個人が死亡した日後に行われる取締役会等により譲渡制限が解除されることとされているもの	譲渡制限が解除された日（取締役会等の日）における価額を収入金額として、当該個人の相続人の一時所得等として課税	個人が死亡した日における価額を収入金額として、当該個人の給与所得等として課税
死亡した日	令和2年3月31日以前	令和2年4月1日以後								
譲渡制限が、個人が死亡した日に自動的に解除されることとされているもの	個人が死亡した日における価額を収入金額として、当該個人の給与所得等として課税	個人が死亡した日における価額を収入金額として、当該個人の給与所得等として課税								
譲渡制限が、個人が死亡した日後に行われる取締役会等により譲渡制限が解除されることとされているもの	譲渡制限が解除された日（取締役会等の日）における価額を収入金額として、当該個人の相続人の一時所得等として課税	個人が死亡した日における価額を収入金額として、当該個人の給与所得等として課税								
【11必要経費】 11－1 所得補償保険の保険料を事業所得の必要経費とした。	11－1 事業主が自己を被保険者として支払う所得補償保険の保険料は必要経費にならない（所基通									

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和7年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
(注) 所得補償保険とは、被保険者が傷害又は疾病により勤務（業務に従事）できなかった期間の給与補償（所得補償）として受領する損害保険契約に基づく保険金をいう。	9-22（注）。 なお、保険金を受け取った場合には「身体の傷害に基因して支払を受けるもの」として非課税所得とされる（所基通9-22）。
11-2 業務の用に供されている建物に係る農協の建物共済、長期総合保険などで積立部分のある損害保険料全額を業務に係る所得の必要経費に算入した。	11-2 積立部分の保険料は資産計上し、積立以外の部分が必要経費となる（所基通36・37共-18の2）。
11-3 事業を営む者が、生計を一にする親族の所有する建物を無償で借り受け、事業の用に供した場合、その建物に係る減価償却費、固定資産税等について、事業を営む者の必要経費に算入することはできないとした。	11-3 事業を営む者が生計を一にする親族の所有する建物を無償で借り受け、事業の用に供した場合であっても、その対価の授受があったとしたならば、その資産を所有する親族の各種所得の計算上必要経費に算入されるべき金額を、その事業を営む者の事業所得の金額の計算上必要経費に算入することができる（所法56、所基通56-1）。
11-4 事業の用に供する建物を購入する際に支払った購入手数料について、事業所得の必要経費に算入した。	11-4 減価償却資産を購入する際に支払った購入手数料は、減価償却資産の取得価額に算入する（所令126①一）。
11-5 店舗や事務所などの不動産の所有権保存又は抵当権設定のために支出する登録免許税を取得価額に算入した。	11-5 業務用資産に係る登録免許税（登録に要する費用を含む。）は、特許権のように登録により権利が発生する資産や自動車のように業務の用に供するための登録を要するものを除いて、取得価額に算入せず、全額必要経費に算入する（所基通37-5、49-3）。 （注）1 船舶、航空機、自動車のように業務の用に供するための登録を要する資産に係るものについては、取得価額に算入するか必要経費とするかの選択が可能である（所基通49-3(2)）。 2 相続等により取得した業務の用に供される資産に係る登録免許税等についても、必要経費に算入する（所基通37-5（注）1）。

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和7年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
11-6 一旦締結した固定資産の取得に関する契約を解除して、他の固定資産を取得することとした場合に支出する違約金は、取得価額に算入しなければならないとした。	11-6 必要経費に算入されたものを除き、取得した固定資産の取得費又は取得価額に算入する（所基通38-9の3）。
11-7 平成24年4月1日から同年12月31日までの間に取得した減価償却資産の定率法の償却率については、必ず200%定率法（改正前は250%定率法）によらなければならないとした。	11-7 平成24年4月1日から同年12月31日までの間に取得した減価償却資産については、同年3月31日以前に取得したものとみなして、改正前の償却率により償却費の計算を行うことができる（平23改所令附則2②）。 また、平成24年3月31日以前に取得した定率法を採用する減価償却資産については、平成24年分の確定申告期限までに届出書を提出することにより、改正後の償却率により償却費の計算等を行うことができる（所令120の2①二ロ、平23改所令附則2③）。 （注）平成28年4月1日以降に取得する建物の附属設備及び構築物並びに鉱業用の建物の減価償却の方法のうち、定率法が廃止され、平成28年分以降の所得税について適用される（所令120の2、平28改所令附則8①）。
11-8 店舗併用住宅について、未償却残高を計算する際、「取得価額－必要経費算入額」とした。	11-8 未償却残高の額は、次の計算式のとおり 【計算式】 $\text{未償却残高} = \text{取得価額} - \begin{matrix} \text{自宅部分も含めた} \\ \text{その年分までの減} \\ \text{価償却費の累計額} \end{matrix}$
11-9 被相続人が平成9年中に取得した建物を平成27年に相続し、事業の用に供した。 相続により取得した減価償却資産については、取得時期、取得価額を引き継ぐ（所令126②）ので、平成10年3月31日以前に取得した建物として旧定率法の選択ができるとした。	11-9 建物の償却方法は、平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したものは旧定額法、平成19年4月1日以後に取得したものは定額法によることとされている（所令120①一、120の2）が、この取得には相続（限定承認に係るものを除く）、遺贈（包括遺贈のうち限定承認に係るものを除く。）又は贈与も含まれる（所法60①、所基通49-1）。 （注）1 事例の場合、旧定率法の選択はできず、定額法によることとなる。 2 相続等により取得した減価償却資産の取得価額は、当該減価償却資産を取得した者が引き続き所有していたものとみなした場合における取得価額に相

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和7年版】

誤った取扱い	正しい取扱い																										
	当する金額となる（所令126②）。																										
11-10 居住用家屋（非業務用資産）を取り壊して店舗を建築した際、居住用家屋の取壊し費用を店舗の取得価額に算入した。★	11-10 取り壊した建物が居住用家屋（非業務用資産）であるため、家事費となり、必要経費に算入できない（平28. 3. 3 裁決）。 【参考】 資産損失・立退料・取壊し費用（原則的取扱い） <table><tr><th rowspan="2">従来から所有している建物の状況</th><th rowspan="2">取壊しの目的</th><th colspan="3">左の場合の取扱い</th></tr><tr><th>資産損失</th><th>立退料</th><th>取壊し費用</th></tr><tr><td rowspan="2">業務用資産</td><td>譲渡目的</td><td>譲渡費用</td><td>譲渡費用 (所基通33-7②)</td><td>譲渡費用 (所基通33-7②)</td></tr><tr><td>譲渡目的以外</td><td>必要経費</td><td>必要経費</td><td>必要経費</td></tr><tr><td rowspan="2">非業務用資産</td><td>譲渡目的</td><td>譲渡費用</td><td></td><td>譲渡費用</td></tr><tr><td>譲渡目的以外</td><td>家事費</td><td></td><td>家事費</td></tr></table>	従来から所有している建物の状況	取壊しの目的	左の場合の取扱い			資産損失	立退料	取壊し費用	業務用資産	譲渡目的	譲渡費用	譲渡費用 (所基通33-7②)	譲渡費用 (所基通33-7②)	譲渡目的以外	必要経費	必要経費	必要経費	非業務用資産	譲渡目的	譲渡費用		譲渡費用	譲渡目的以外	家事費		家事費
従来から所有している建物の状況	取壊しの目的			左の場合の取扱い																							
		資産損失	立退料	取壊し費用																							
業務用資産	譲渡目的	譲渡費用	譲渡費用 (所基通33-7②)	譲渡費用 (所基通33-7②)																							
	譲渡目的以外	必要経費	必要経費	必要経費																							
非業務用資産	譲渡目的	譲渡費用		譲渡費用																							
	譲渡目的以外	家事費		家事費																							
11-11 不動産の貸付けを事業的規模で行っていない場合、業務の用に供していた建物の取壊し損（建物本体の損失）を全額必要経費として、赤字申告した。	11-11 不動産の貸付けを事業的規模で行っていない場合は、資産損失を控除する前の所得金額が限度となる（所法51④）。																										
11-12 青色申告者である飲食業を営む納税者が、令和5年12月X日にドローン30個（取得価額@9万円：総額270万円）及びマイニングマシン10台（取得価額@25万円：総額250万円）を購入し、同日から当該資産の販売会社に貸付けをした。 当該資産は、少額の減価償却資産（所令138）や少額減価償却資産（措法28の2）に該当するとして、その全額を令和5年分の必要経費に算入した。	11-12 令和4年4月1日以降に取得等した減価償却資産で貸付けの用に供したもの（主要な業務として行う貸付けに供するものを除く。）については、少額の減価償却資産（所令138）、一括償却資産（所令139）及び少額減価償却資産（措法28の2）に該当しない。 したがって、令和5年12月X日に取得した資産については、その取得価額の全額を令和5年分の必要経費に算入することはできず、それぞれの耐用年数に基づく減価償却費を計算した金額が必要経費となる。 なお、令和4年3月31日以前に取得等した場合については、従前のおり、貸付けの用に供したものであっても、少額の減価償却資産（所令138）、一括償却資産（所令139）及び少額減価償却資産（措法28の2）に該当することに留意する（令4改所令附則4、令4改措法附則31）。 【参考】 次の場合は、主要な業務として行われる貸付																										

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和7年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
11-13 令和X年中に購入した取得価額10万円以上20万円未満の器具備品について、一括償却資産として申告（3分の1の金額を必要経費算入）したが、その翌年にその一部を除却したので、その未償却残高を除却損として必要経費に算入した。★ 11-14 令和X1年中に購入した取得価額10万円以上20万円未満の器具備品について一括償却資産として申告（3分の1の金額を必要経費算入）したが、その翌年の令和X2年に納税者が死亡した場合、取得価額の3分の1をその者の令和X2年分の必要経費とし、残額については必要経費算入できないとした。	けに該当するため、少額の減価償却資産等について、その取得価額の全額を必要経費に算入できる（所規34の2①、所基通49-39の3）。 1 当該居住者に対して資産の譲渡又は役務の提供を行う者の当該資産の譲渡又は役務の提供の業務の用に専ら供する資産の貸付け 2 継続的に当該居住者の経営資源（業務の用に供される設備（その貸付けの用に供する資産を除く。）、業務に関する当該居住者又はその従業者の有する技能又は知識（租税に関するものを除く。）その他これらに準ずるものをいう。）を活用して行い、又は行うことが見込まれる業務としての資産の貸付け 3 当該居住者が行う主要な業務に付随して行う資産の貸付け 11-13 一括償却資産としたものについては、その年以後にその全部又は一部につき滅失、除却等（譲渡した場合を含む。）の事実が生じたときであっても、業務の用に供した日以後3年間にわたって、その取得価額の3分の1に相当する金額を必要経費に算入（事業廃止及び死亡の場合を除く。）することとなる（所令139、所基通49-40の2）。 11-14 一括償却資産の規定の適用を受けている者が死亡し、その規定に従い計算される金額のうち、その死亡した日の属する年以後の各年分において必要経費に算入されるべき金額がある場合には、その金額はその者の死亡した日の属する年分の必要経費に算入する。 ただし、その者が死亡した日の属する年以後の各年分において必要経費に算入されるべき金額があり、かつ、その者の業務を承継した者がある場合のその金額の取扱いは、一括償却資産の規定に従い計算される金額を限度として、次によることとして差し支えない（所基通49-40の3）。 (1) その者の死亡した日の属する年 その者の必要経費に算入する。 (2) その者の死亡した日の属する年の翌年以降の各年分

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和7年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
11-15 令和4年4月以降、中小事業者（常時使用する従業員の数が500人以下である青色申告者）が、26万円のパソコン11台と23万円のパソコン1台（合計309万円）を購入、使用した。 これらのパソコンを、少額減価償却資産として、全額、令和4年分の必要経費に算入した。	その業務を承継した者の必要経費に算入する。 11-15 中小事業者が、平成18年4月1日以後、令和8年3月31日までに30万円未満の少額減価償却資産（少額な減価償却資産、一括償却資産の適用を受けるもの及び貸付けの用に供したもの（主要な業務として行われるものを除く。）を除く。）を取得等した場合で、その年に取得等した少額減価償却資産の取得価額の合計額が300万円を超える場合には、その取得価額の合計額のうち300万円に達するまでの少額減価償却資産の取得価額の合計額を限度として必要経費に算入する（措法28の2①、措令18の5①）。 事例の場合、286万円（26万円×11台）は必要経費に算入できるが、23万円のパソコンについては通常の減価償却を行うこととなる。 （注）1 令和4年3月31日以前に取得等した貸付けの用に供したものについては、従前のとおり措法28の2①の適用ができることに留意する（令4改所令附則4、令4改措法附則31）。 2 令和2年3月31日以前に取得等した場合、本特例の適用対象者は、常時使用する従業員の数が1,000人以下である青色申告者（中小事業者）である（令2改措法附則62）。 3 業務を開始した年又は廃止した年は、300万円を12で除し、業務を営んでいた月数（端数切上げ）を乗じた額が限度額となる（措法28の2①括弧書、②）。

(参考)

	概 要	条 文	対象事業等	対象者	その資産を譲渡した場合	申告要件
① ※1	・10万円未満の少額減価償却資産 ・使用可能期間が1年未満のもの	所令138	不動産、事業山林、雑所得	限定なし	事業又は雑所得※2	—
② ※1	・10万円以上（国内外リース資産を除く。）20万円未満の一括償却資産	所令139	同上	同上	同上※2	有
③ ※1	・10万円以上30万円未満の少額減価償却資産	措法28の2	不動産、事業山林所得	中小事業者に該当する個人で青色申告者	譲渡所得	有

※ 1 令和4年4月1日以降に取得した減価償却資産で貸付けの用に供したもの（主要な業務として行う貸付けに供するものを除く。）については、①から③までの適用はない。

2 業務の性質上基本的に重要とされるものの譲渡による所得は、原則として譲渡所得に該当する。

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和7年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
11-16 事業資金を借り入れる際に信用保証協会に支払った保証料について、全額を必要経費に算入した。	11-16 前払費用又は繰延資産として経理し、保証期間にわたって必要経費に算入する（所令7①三ホ、7②）。
11-17 ピアノの講師をしている者が2社からの報酬の支払調書をもって、家内労働者等の必要経費の特例を適用したいとの申し出があったが、複数から報酬をもらっている場合、特定の者とはいえないため、適用できないとした。	11-17 家内労働者等とは、家内労働法に規定する家内労働者や外交員、集金人、電力量計の検針人のほか、特定の者に対して継続的に人的役務の提供を行うことを業務とする者をいう（措法27、措令18の2）。この特定の者とは、必ずしも単数の者をいうのではなく、人的役務の提供先が特定している限り複数の者であっても差し支えない。 事例の場合、家内労働者等の所得計算の特例は適用できる。
11-18 自宅で音楽教室を開いて複数の生徒に音楽の指導を行い、指導料を受領している者に対して、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例の適用があるとした。★	11-18 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例は、特定の者に対して継続的に人的役務の提供を行うことを業務とする者等に対して適用されるところ、人的役務の提供先を広く募るなど、その業務の性質上、不特定の者を対象として人的役務の提供をする場合には適用がない。 したがって、事例のように、音楽教室を開いて生徒を募集するような場合は、この特例の適用はない（措法27、措令18の2、家内労働法2②）。
11-19 不動産所得のみを有する青色申告者に対して、その規模に関係なく55万円（65万円）の青色申告特別控除を適用した。	11-19 不動産所得が事業的規模で行われていない場合は、最高10万円の青色申告特別控除が適用される（措法25の2①）。 （注）事業的規模でなくても、他に事業所得を有する場合には、55万円（一定の要件を満たす場合は65万円。問11-21参照）の青色申告特別控除を適用できる。この場合、青色申告特別控除は、まず不動産所得から差し引く（措法25の2③④⑤）。 なお、令和元年分以前は、上記「55万円（一定の要件を満たす場合は65万円。問11-21参照）」は「65万円」となる。

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和7年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
11-20 不動産所得（事業的規模）及び事業所得を営む者が青色申告特別控除55万円の適用を受けるには、事業所得のみに係る貸借対照表を添付すればよいと指導した。	11-20 55万円の青色申告特別控除の適用を受けるためには、不動産所得又は事業所得を生ずべき「事業」を営む者が、これらの「事業」につき備え付ける帳簿書類について、その所得に係る一切の取引の内容を詳細に記録等しているほか、貸借対照表及び損益計算書を作成している場合に適用することとされているため、不動産所得（事業的規模）の貸借対照表についても作成が必要である（措法25の2③⑥、措規9の6）。 なお、不動産所得、事業所得若しくは山林所得を生ずべき業務のうち2以上の業務を営む場合又は事業所得を生ずべき業務のうち農業と農業以外の業務を営む場合には、貸借対照表は全ての業務に係るものを合併して作成する（所基通148-1）。 （注）2以上の業務を営む場合に、業務ごとに貸借対照表を作成していることをもって、55万円の青色特別控除の適用の妨げとはならない。
11-21 令和5年分の確定申告において、青色申告者が確定申告書を電子申告により期限内に提出し、青色申告決算書を別途書面により提出した場合に、65万円の青色申告特別控除を受けられるとした。★	11-21 次の要件のいずれかを満たす場合に、青色申告特別控除額65万円を適用することができる（措法25の2③④⑥）。 (1) その年中の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、優良な電子帳簿の要件を満たして電磁的記録による備付け及び保存を行い、法定申告期限までに一定の事項を記載した届出書を提出し、かつ、期限内に貸借対照表及び損益計算書等を添付した確定申告書を提出した場合（措法25の2④一、措規9の6、措通25の2-5） (2) 期限内に電子申告により確定申告書、貸借対照表及び損益計算書等（青色申告決算書）を送信（提出）した場合 事例の場合、青色申告決算書を電子申告により提出しておらず、上記の要件を満たさないため、青色申告特別控除の金額は55万円となる。 （注）令和4年1月1日以降に電子帳簿保存を行う場合は、承認申請書の提出は不要とされた（措法25の2④一）。

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和7年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
11-22 令和5年分の確定申告において、青色申告者で青色申告特別控除55万円（65万円）を適用しようとする還付申告の者に対して、申告書は確定申告期間とは関係なく、その年の翌年1月1日から5年間提出することができるとした。	11-22 青色申告特別控除55万円（65万円）の適用要件である「確定申告書その提出期限までに提出」の「提出期限」とは、確定申告期限をいう。 したがって、還付申告書を提出する者であっても、青色申告特別控除55万円（65万円）の適用を受けるためには、その年の確定申告期限までに当該申告書を提出する必要がある（措法2①十四、25の2⑥、所法2①四十一、措通25の2-6）。
11-23 貸倒引当金については、青色申告者でなければ適用できないとした。	11-23 個別評価による貸倒引当金については、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業を営む者であれば、青色申告者でなくても適用を受けることができる（所法52①）。 （注）一括評価による貸倒引当金については、事業所得を生ずべき事業を営む青色申告者のみが適用を受けることができる（所法52②）。
11-24 年の中途で業務用不動産を購入するに当たり、不動産の売買代金とは別に、その不動産に係る固定資産税相当額を、所有期間に応じて月割で計算して売主に支払ったので、租税公課として必要経費に算入した。★	11-24 業務の用に供される資産に係る固定資産税は必要経費に算入するとされている（所基通37-5）が、固定資産税は、その年の1月1日における所有者に課税するとされている（地方税法343、359）ことから、年の中途で不動産を売買した場合で、買主が当該不動産に係る固定資産税相当額を所有期間等であん分して売主に支払ったとしても、買主は、その不動産に係る固定資産税の納税義務者ではないので所基通37-5は適用されない。 事例の場合、買主が支払った固定資産税相当額は、当該不動産の取得価額に算入することとなる。
11-25 税込経理方式を採用し、納付すべき消費税等について未払金経理をしている事業所得者が、所得税と消費税等の修正申告をすることとなったので、修正申告により追加納付する消費税等の金額を、修正申告の対象年分の事業所得の計算上、必要経費に算入した。★	11-25 修正申告により追加納付する消費税等の金額は、消費税等の修正申告書を提出する日の属する年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することとなる（平元・3.29直所3-8「消費税法等の施行に伴う所得税の取扱いについて」7）。

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和7年版】

誤った取扱い

正しい取扱い

○ 消費税等の額の必要経費及び総収入金額算入の時期

処理	当初申告	当初申告後に消費税等の額に異動が生じた場合
原則	消費税等の申告書提出日の属する年	消費税等の 修正申告書の提出日・更正があった日の属する年
	更正又は決定があった日の属する年	
例外※	消費税等の未払金及び未収入金計上日の属する年	

※1 消費税等の額を未払金計上している場合をいう。

※2 修正申告又は減額更正に伴い、当初の未払消費税等の額が減少又は増加した場合は、当初の年において、必要経費に算入していた消費税等の額の減額又は増額は行わない。

11-26 調査により消費税の免税事業者が課税事業者になり、令和X課税期間分の消費税の期限後申告が必要となった。

令和X年分の帳簿上、売上金額及び必要経費の額について、消費税等相当額をそれ以外の金額と区分して記録されていなかったが、令和X年分の所得税の修正申告書を提出する際、税抜経理方式を採用し、仮受消費税額と仮払消費税額の差引き額と実際の消費税額との差額を必要経費に算入できるとした。

11-26 帳簿上、売上金額及び必要経費の額について、消費税等相当額をそれ以外の金額と区分して記録されていない場合には、修正申告において税抜経理方式を採用することはできず、税込経理方式による処理がされていたものとみなされる。

したがって、事例の場合、令和X課税期間分の消費税の期限後申告書により納付することとなった消費税額は、当該申告書が提出された年分の必要経費になる。

なお、税抜経理方式による経理処理は、原則として取引の都度行うこととされているが、期末一括税抜経理方式を採用することも可能とされている（平元. 3.29直所3-8「消費税法等の施行に伴う所得税の取扱いについて」4）。

11-27 雑所得を生ずべき業務を行う居住者には、所法45③（簿外経費の必要経費不算入）の適用はないとした。

11-27 令和5年分の以後の所得税について、不動産所得、事業所得若しくは山林所得を生ずべき業務を行う居住者又はその年において雑所得を生ずべき業務を行う居住者でその年の前々年分の当該雑所得を生ずべき業務に係る収入金額が300万円を超えるものが、隠蔽仮装行為に基づき確定申告書を提出しており、又は確定申告書を提出していなかった場合には、これらの確定申告書に係る年分の売上原価その他総収入金額を得るために直接要した費用の額は、一定の場合を除き、必要経費に算入しないこととされている（所法45③）。

ただし、雑所得を生ずべき業務を行う居住者で、前々年分の当該業務に係る収入金額が300万円を超える居住者において、保存義務の有無に係わらず現金取引等関係書類の保存がある場

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和7年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
11-28 令和5年分の所得税の調査において、納税者の過失による売上げの計上漏れを把握し、その際、納税者から、必要経費の計上漏れの申立てがあったが、所法45③（簿外経費の必要経費不算入）を根拠に当該必要経費を認容しなかった。	合等においては、この限りではない（所法45③ただし書、所法232②、所規102）。 11-28 令和5年分の以後の所得税について、不動産所得、事業所得若しくは山林所得を生ずべき業務を行う居住者又はその年において雑所得を生ずべき業務を行う居住者でその年の前々年分の当該雑所得を生ずべき業務に係る収入金額が300万円を超えるものが、隠蔽仮装行為に基づき確定申告書を提出しており、又は確定申告書を提出していなかった場合には、これらの確定申告書に係る年分の売上原価その他総収入金額を得るために直接要した費用の額は、一定の場合を除き、必要経費に算入しないこととされている（所法45③）。 したがって、事例のような過失による売上げの計上漏れの場合には、同項を適用することはできない。 （注）なお、本措置による必要経費不算入の対象外とされた金額であったとしても、直ちに必要経費に算入されるのではなく、これまでどおり、他の規定により必要経費算入の可否を判定する必要があることに留意する。
11-29 令和5年分の所得税の調査において、納税者が隠蔽仮装行為に基づき確定申告書を提出していたことを把握したところ、納税者から、必要経費の計上漏れの申立てがあったが、隠蔽仮装行為に関連する額のみを必要経費不算入の対象として認容せず、隠蔽仮装行為に関連しない必要経費については認容した。	11-29 所法 45③（簿外経費の必要経費不算入）の適用対象となる簿外経費は、隠蔽仮装行為に関連しないものも含めて、その年分の全ての売上原価の額及びその年における販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用の額である。 事例の場合、隠蔽仮装行為に関連する額のみが必要経費不算入の対象になるのではなく、その年分の全ての売上原価の額及びその年における販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用の額が対象となる。
【12損益通算】 12-1 事業所得の赤字と一時所得又は総合長期譲渡所得とを通算する際、一時所得又は総合長期譲	12-1 一時所得又は総合長期譲渡所得と損益通算する場合は、50万円特別控除後で、2分の1をす

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和7年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
渡所得の金額を2分の1した後の金額から差し引いた。	る前の金額と通算する（所法22②、33③二、34②、69①、所令198三）。
12-2 個人に対し資産を譲渡して赤字が生じた場合、その資産が「生活に通常必要でない資産」に該当しない限り、損益通算できるとした（土地建物等、株式等を除く。）。	12-2 次の条件を全て満たす譲渡による損失額は、その譲渡に係る各種所得の計算上、なかったものとみなされる（所法59②）。 (1) 個人が個人に対し (2) 山林（事業所得の基因となるものを除く。）又は譲渡所得の基因となる資産を (3) 著しく低い価額（時価の2分の1未満）で譲渡した場合に（所法59①二、所令169） (4) その譲渡により、山林所得、譲渡所得又は雑所得の金額に損失が生じたとき
12-3 生命保険契約の満期による利益と解約による損失が生じたが、一時所得の金額の計算に当たり、それらを内部通算できないとした。	12-3 生命保険契約の満期による利益と解約による損失とが生じている場合は、それらを一時所得内で通算したところで一時所得の金額を算出する（所法34②）。
12-4 事業所得（総合課税）の赤字の金額と土地等に係る分離譲渡所得の黒字の金額とを損益通算した。	12-4 事業所得（総合課税）の赤字の金額と土地等に係る分離譲渡所得の黒字の金額は、損益通算することができない（措法31③二、32④）。
12-5 土地等に係る分離長期譲渡所得の黒字と土地等に係る分離短期譲渡所得の赤字とを損益通算する際、特別控除後の分離長期譲渡所得から控除した。	12-5 土地等に係る分離長期譲渡所得の黒字の金額と土地等に係る分離短期譲渡所得の赤字を損益通算する場合には、特別控除前の分離長期譲渡所得から控除する（措法31①、32①）。
12-6 株式等に係る譲渡所得等の金額を他の所得の損失の金額と損益通算した。	12-6 株式等に係る譲渡所得等の金額から他の所得の金額の計算上生じた損失の金額を控除することはできない（措法37の10⑥四、37の11⑥）。
12-7 上場株式等に係る譲渡損失の金額と特定公社債等の利子所得の金額との損益通算はできないとした。	12-7 平成28年1月1日以後の譲渡から、損益通算の対象に特定公社債等の利子所得（特定公社債の利子、公募公社債投資信託の収益の分配等）が追加されている（措法37の12の2①②）。 事例の場合には、平成28年1月1日以後の譲渡であれば、損益通算の対象となる。

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和7年版】

誤った取扱い	正しい取扱い						
12－8 公募株式投資信託を中途換金して利益が出た場合において、上場株式の譲渡損失と通算ができないと指導した。	12－8 公募株式投資信託の終了又は解約により受け取る金銭は、その全てが上場株式等に係る譲渡収入として課税されるため、上場株式の譲渡損失との通算ができる（措法37の11④）。						
12－9 分離課税の先物取引に係る雑所得等の金額の計算上生じた損失について、他の所得と損益通算できるとした。	12－9 分離課税の先物取引に係る雑所得等の金額の計算上生じた損失の金額については、先物取引に係る雑所得等以外の所得と損益通算することはできない（措法41の14①、措令26の23①）。						
12－10 給与所得者が、レジャー用に所有していたヨットを売却し、譲渡損失が発生したことから、当該譲渡損失を給与所得と損益通算した。	12－10 生活に通常必要でない資産の譲渡損失は、他の所得と損益通算することができない（所法69②、所令200①）。 レジャー用に所有していたヨットは生活に通常必要でない資産に該当することから、ヨットの譲渡により生じた損失を給与所得と損益通算することはできない。						
12－11 不動産所得を生ずべき事業を行う任意組合等の個人組合員（重要な業務の決定等に関与していない。）が、その組合事業に損失が生じたため、組合事業以外の不動産所得と通算した。	12－11 不動産所得を生ずべき事業を行う任意組合等の個人組合員（重要な業務の決定等に関与する者を除く。）については、当該組合事業から生じた不動産所得の損失の金額は生じなかったものとみなされる。 したがって、当該組合事業以外の不動産所得や他の所得と損益通算することはできない（措法41の4の2）。						
12－12 有限責任事業組合の組合員が、当該組合の事業に損失が生じたため、損失額を全額必要経費に計上し、他の所得と損益通算した。	12－12 有限責任事業組合の組合員である個人のその組合事業から生ずる不動産所得、事業所得又は山林所得の損失額について、その組合事業に係る出資価額を基礎として計算した金額を超える部分に相当する金額は、その年分の所得金額の計算上、必要経費に算入できない（措法27の2①、措令18の3①②）。 <table border="1"><tr><td rowspan="3">必要経費</td><td colspan="2">総収入金額</td></tr><tr><td rowspan="2">損失額</td><td>調整出資金額（※）</td></tr><tr><td>必要経費不算入額</td></tr></table> ※ 調整出資金額（①＋②－③） ① その年に終了する計算期間（有限責任事	必要経費	総収入金額		損失額	調整出資金額（※）	必要経費不算入額
必要経費	総収入金額						
	損失額		調整出資金額（※）				
		必要経費不算入額					

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和7年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
12-13 令和3年分以後の各年分において、国外中古建物の貸付けにより不動産所得の金額の計算上損失の金額が生じた場合、その損失額の全額を他の所得と損益通算できるとした。 なお、国外中古建物の減価償却費の計算は、いわゆる簡便法により行っている。	業組合契約に関する法律第4条第3項第8号の組合の事業年度の期間をいう。)の終了の時までの出資の価額の合計額 ② その年の前年に終了する計算期間以前の各計算期間における総収入金額等合計額から必要経費等の合計額を控除した額 ③ その年に終了する計算期間の終了の時までに交付を受けた分配額の合計額 12-13 個人が、令和3年以後の各年において、国外中古建物から生ずる不動産所得を有する場合において、その年分の国外不動産所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、国外中古建物の償却費に相当する部分の金額は、生じなかったものとみなされる（措法41の4の3）。 したがって、当該金額については、国内の不動産から生じる不動産所得とのいわゆる所得内通算及び不動産所得以外の所得との損益通算はできない。 （注）「国外中古建物」とは、個人において使用等された国外にある建物であって、個人が取得をしてこれを当該個人の不動産所得を生ずべき業務の用に供したもののうち、不動産所得の金額の計算上その建物の償却費として必要経費に算入する金額を計算する際の耐用年数を次の方法により算定しているものをいう。 ① 法定耐用年数の全部又は一部を経過した資産について、いわゆる簡便法により計算する方法 ② その用に供した時以後の使用可能期間の年数を耐用年数とする方法（その耐用年数を国外中古建物の所在地国の法令における耐用年数としている旨を明らかにする書類その他のその使用可能期間の年数が適切であることを証する一定の書類の添付がある場合を除く。）
【13繰越損失】 13-1 前年からの雑損失の繰越控除がある場合でも、本年の分離課税の株式等（「一般株式等及び上場株式等」をいう。以下同じ。）に係る譲渡所	13-1 前年からの雑損失の繰越控除額がある場合には、分離課税の株式等に係る譲渡所得等の金額から控除できる（措法37の10⑥五、37の11⑥）。

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和7年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
得等の金額から控除できないとした。	その年の前年以前3年以内に生じた雑損失を繰り越して控除する場合は次の順に控除する（措通31・32共－4）。 ① 総所得金額 ② 土地等に係る事業所得等の金額 ③ 短期譲渡所得の金額（一般所得分） ④ 短期譲渡所得の金額（軽減所得分） ⑤ 長期譲渡所得の金額（一般所得分） ⑥ 長期譲渡所得の金額（特定所得分） ⑦ 長期譲渡所得の金額（軽減所得分） ⑧ 上場株式等に係る配当所得の金額 ⑨ 一般株式等に係る譲渡所得等の金額 ⑩ 上場株式等に係る譲渡所得等の金額 ⑪ 先物取引に係る雑所得等の金額 ⑫ 山林所得金額 ⑬ 退職所得金額 （注）1 ⑤から⑪においては適用税率の高いものから順次控除する。 2 前年からの純損失の繰越控除額は、分離課税の株式等に係る譲渡所得等の金額から控除できない。
13－2 令和X年分の純損失について、同年分の申告が期限後申告の場合は、その損失を翌年に繰り越せないとした。	13－2 当初申告要件及び期限内提出要件はないため、期限後申告又は更正の請求でも繰越損失を生じさせることができる（所法70④、所基通70－13、70－14）。
13－3 青色申告者の純損失の金額が生じた場合で、翌年分が白色申告（給与所得のみ）の場合は、繰越控除ができないとした。	13－3 純損失の繰越控除の要件に、連続して確定申告書を提出していることとあるが、翌年以後については、青色申告書の提出は要件ではないので白色申告でも繰越控除ができる（所法70①④）。
13－4 純損失の繰越控除については、前年以前に控除された純損失を除き、控除するとされているため、昨年の確定申告の際に控除し忘れた損失の金額は、今年の所得金額から控除することができるとした。	13－4 純損失の繰越控除は、「控除する」とされているため、任意の年分から控除することはできない（所法70①②）。

誤った取扱い	正しい取扱い
13-5 白色申告者は、純損失については一切繰越控除が認められないとした。	13-5 白色申告者であっても、純損失の金額のうち、変動所得の損失と被災事業用資産の損失については、その純損失の発生した年分の確定申告書を提出していれば、繰越控除ができる（所法70②）。 （注）当初申告要件及び期限内提出要件はないため、期限後申告又は更正の請求でも繰越損失を生じさせることができる（所法70④）。
13-6 居住用財産の譲渡損失が生じた場合、期限内に損失申告書を提出すれば、特に他に要件もなく翌年以後に繰越できるとした。	13-6 譲渡した居住用財産が、譲渡した年の1月1日現在で所有期間が5年を超えるものの場合で、居住用財産の買換えを行うこと、買換え資産につき住宅ローン残高を有していること（金額は問わない。）、控除年の合計所得金額が、3,000万円以下であるなど、一定の要件に該当しなければ、その損失額を翌年以後に繰越できない（措法41の5）。 （注）1 この制度は、純損失の金額から「譲渡資産」の譲渡損失の金額（措法41の5⑦、措令26の7⑩）を抜き出して、青白を問わず適用することとされており純損失の繰越控除（所法70）とは別の制度である。 2 「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除制度」は、上記の取扱いと異なり、住宅ローン残高を有する居住用財産を譲渡して、買い替えをせずに借家等に住み替える場合に他の所得との損益通算及び繰越控除が認められる（措法41の5の2）。 3 措法41の5の適用関係については、下図参照

≪居住用財産の譲渡損失の取扱い≫

```
graph LR; A[居住用財産] --> B[所有期間が5年超]; A --> C[所有期間が5年以内]; B --> D[居住用財産の譲渡損失の特例に該当する]; B --> E[居住用財産の譲渡損失の特例に該当しない]; D --> F[3年間の損失の繰越が可能である<br/>（措法41の5）]; E --> G[損失の繰越はできない<br/>（措法31）]; C --> H[損失の繰越はできない<br/>（措法32）];
```

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和7年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
13-7 令和X年分において、同年分に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額と上場株式等の配当等（大口株主でない。）に係る配当所得の金額との損益通算をしてもなお控除しきれない譲渡損失の金額については、翌年分以後に繰越控除することはできないとした。	13-7 上場株式等に係る譲渡損失の金額と上場株式等の配当等（大口株主でない。）に係る配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限る。）との損益通算をしてもなお控除しきれない譲渡損失の金額については、翌年以後3年間にわたり、確定申告により上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等の配当等（大口株主でない。）に係る配当所得の金額から繰越控除できる（措法37の12の2⑤）。 （注）平成28年分以後の所得税について、上場株式等に係る譲渡損失の金額と一般株式等に係る譲渡所得等の金額とは通算できない。
13-8 上場株式等に係る譲渡損失の金額と上場株式等の配当等（大口株主でない。）に係る配当所得の金額との損益通算をしてもなお控除しきれない譲渡損失の金額について、その損失を翌年に繰り越すためには、期限内に確定申告しなければならないとした。	13-8 上場株式等に係る譲渡損失の金額と上場株式等の配当等（大口株主でない。）に係る配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限る。）との損益通算をしてもなお控除しきれない譲渡損失の金額について、その損失を翌年に繰り越すためには、譲渡損失の金額に関する明細書等の添付のある確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して確定申告書を提出しなければならないが、確定申告書を期限内に提出することは要件とされていない（措法37の12の2⑤⑦、平28.3.7裁決）。
13-9 令和X年に発生した雑損失の金額を翌年に繰り越すためには、雑損失の金額に関する事項を記載した確定申告書をその提出期限までに提出する必要があるとした。	13-9 当初申告要件及び期限内提出要件はないため、期限後申告又は更正の請求でも繰越損失を生じさせることができる（所法71②、所基通71-1）。
13-10 令和X2年分で生じた純損失について確定申告書を提出した後に、令和X1年分で生じた純損失について確定申告書を提出していた場合であっても、令和X3年分の確定申告において、令和X1年分に生じた純損失の金額を繰越控除できるとした。	13-10 純損失の繰越控除は、損失の金額が生じた年分の確定申告書を提出し、その後に連続して確定申告書を提出している場合に限り、適用される（所法70①④）。 事例の場合、令和X1年分の確定申告書は、令和X2年分の確定申告書の提出後に提出されており、上記の連続申告要件を満たさないことから、令和X3年分の確定申告において令和X1年分で生じた純損失の金額を繰越控除することはできない。

誤った取扱い

13-11

青色申告者で、令和X1年分、令和X2年分と連続して純損失の繰越控除に係る確定申告書を提出している者について、令和X3年分の確定申告において、申告書第四表が提出されていないため、令和X3年分について令和X1年分、令和X2年分に生じた純損失の繰越控除は適用できないとした。

13-12

令和X1年分において先物取引に係る損失を適正に申告し、令和X2年分の申告書を提出せずに令和X3年分の申告をした者に対し、令和X2年分の期限後申告書を提出すれば、令和X3年分において令和X1年中に生じた先物取引に係る損失の金額を控除し、さらに翌年に繰り越す更正の請求ができる旨説明した。

	X1年分	X2年分	X3年分
申告書提出日	X2.3.1	-	X4.3.1
計算明細書の添付	あり	-	あり
繰越損失用の付表の添付	あり	-	あり
先物所得	△1,500	-	500万

13-13

令和X1年の確定申告書に同年分に生じた先物取引に係る損失の金額を記載しなかった場合、更正の請求により当該損失の金額を繰り越すことはできないため、令和X2年分の確定申告の際に、当該損失の金額を差し引くことはできないとした。

申告年分	X1年
申告書提出日	X2.3.1
計算明細書の添付	なし
繰越損失用の付表の添付	なし
先物所得	△3,000

正しい取扱い

13-11

純損失の繰越控除の要件は、純損失の金額が生じた年分の確定申告書等の提出後も連続して確定申告書を提出していることであり、申告書第四表の提出は要件とされていないため、事例の場合、令和X3年において、令和X1年分及び令和X2年分に生じた純損失の繰越控除が適用できる（所法70①②④）。

13-12

先物取引に係る損失の繰越控除は、損失の金額が生じた年分の確定申告書等の提出後も連続して一定の明細書等の添付がある確定申告書を提出する必要がある。

事例の場合、令和X3年分の確定申告書の提出後に前年である令和X2年分の期限後申告書を提出しており、上記の提出要件を満たさないことから、令和X1年分で生じた先物取引に係る損失の繰越控除は認められない（措法41の15）（東京高裁平30. 3. 8判決）。

13-13

先物取引に係る損失の金額を翌年に繰り越すためには、①計算明細書等が添付された確定申告書が提出されていること、②その後に連続して計算明細書等を添付した確定申告書の提出があったこと、③先物取引に係る繰越控除を受けようとする年分につき、計算明細書等を添付した確定申告書を提出することのいずれの要件も満たしている必要がある（措法 41 の 15③）。そして、①については、計算明細書等の添付がない当初申告につき、更正の請求に基づく更正により、新たに損失の金額があることとなった場合も含まれることとされている（措通 41 の 15-1）。

したがって、事例の場合、令和 X2 年分の確定申告書を提出する前に、令和 X1 年分の先物取引に係る計算明細書及び繰越損失用の付表を添付

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和7年版】

誤った取扱い

13-14 令和X2年分の確定申告の際、先物取引に係る計算明細書及び繰越損失用の付表に、同年分に生じた先物取引に係る損失の金額を記載したが、令和X1年分に生じた先物取引に係る繰越損失の金額（令和X1年分確定申告の際は適正に申告）の記載を失念していたため、令和X1年に生じた先物取引に係る損失を令和X2年分以後に繰り越すことはできないとした。

申告年分	X1年	X2年
申告書提出日	X2.3.1	X3.3.1
計算明細書の添付	あり	あり
繰越損失用の付表の添付	あり	あり (X1年分の損失について記載なし)
先物所得	△3,000	△200

13-15 令和X1年分及び令和X2年分の確定申告書に先物取引に係る損失の金額を記載しなかった場合であっても、令和X3年分の確定申告する前に、令和X1年分及び令和X2年分に生じた先物取引の損失に係る計算明細書及び付表を添付して、当該各年分の更正の請求を提出すれば、令和X3年分について、令和X1年分、令和X2年分の先物取引に係る損失の繰越控除を適用することができるとした。

	X1年分	X2年分
申告書提出日	X2.3.1	X3.3.1
計算明細書の添付	なし	なし
繰越損失用の付表の添付	なし	なし
先物所得	△9,500	△200
更正の請求書提出日	X4.2.23	X4.2.23

正しい取扱い

した更正の請求書を提出することにより、当該損失を令和 X2 年分に繰り越すことができる。

13-14 令和 X2 年分の先物取引に係る計算明細書及び繰越損失用の付表に、令和 X1 年に生じた繰越損失の金額を記載していないことは、通法 23①に定める更正の請求の事由に該当するため、令和 X2 年分の更正の請求をすることにより、令和 X1 年に生じた繰越損失の金額を繰り越すことができる（通法 2 六ハ、通法 23①二、措法 41 の 15⑥）。

なお、令和 X2 年分の確定申告書に先物取引に係る計算明細書及び繰越損失用の付表が添付されていない場合は、先物取引に係る損失の金額を翌年に繰り越すための要件（①計算明細書等が添付された確定申告書が提出され、②その後において連続して確定申告書の提出があったこと）を満たさないことから、令和 X2 年分の更正の請求により、令和 X1 年分に生じた繰越損失の金額を繰り越すことはできない。

13-15 先物取引に係る損失の繰越控除を適用するためには、①計算明細書等が添付された確定申告書が提出されていること、②その後に連続して計算明細書等を添付した確定申告書の提出があったこと、③先物取引に係る繰越控除を受けようとする年分につき、計算明細書等を添付した確定申告書を提出することのいずれの要件も満たしている必要がある（措法 41 の 15③）。

また、①には、計算明細書等の添付がない当初申告につき、更正の請求に基づく更正により、新たに損失の金額があることとなった場合も含まれることとされている（措通 41 の 15-1）。

事例の場合、令和 X3 年分の確定申告書を提出する前に、令和 X2 年分に生じた先物取引の損失に係る計算明細書及び付表を添付して更正の請求をすれば、令和 X2 年に生じた損失を令和 X3 年分に繰り越すことができるが、令和 X1 年分の先物取引に係る損失については、既に令和 X2 年分の確定申告書が提出されているため、上記繰

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和7年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
<u>13-16 令和X1年の確定申告書で、先物取引に係る損失について翌年（令和X2年）に繰り越すための申告を適正に行った。しかし、令和X2年は、先物取引をしなかったため、先物取引に係る損失に関する計算明細書を添付せず、医療費控除の申告のみを行った。</u> <u>令和X3年は、先物取引が黒字になったため、令和X2年分について、申告し忘れた令和X1年分からの繰越損失を記載した更正の請求を行った上で、令和X3年の申告で差し引けるとした。</u> 【14雑損控除】 14-1 原状回復費用から被災した資産の損失額を控除せず、全額災害関連支出として5万円を差し引いた金額を雑損控除の対象とした。 14-2 妻の所得が58万円を超えているにもかかわらず、妻の資産の損失を夫の雑損控除の対象に含めた。 14-3 「振り込め詐欺」により金銭を詐取された場合においても、その損失は雑損控除の対象になるとした。	越控除の要件を満たさないことになる。 したがって、令和X1年分に生じた先物取引に係る損失を令和X2年分以降に繰り越すことはできない（名古屋高裁平 30. 11. 22 判決）。 <u>13-16 先物取引に係る損失の金額を翌年に繰り越すためには、①計算明細書等が添付された確定申告書が提出されていること、②その後において連続して計算明細書等を添付した確定申告書の提出があったこと、③先物取引に係る繰越控除を受けようとする年分につき、計算明細書等を添付した確定申告書を提出することのいずれの要件も満たしている必要がある（措法 41 の15③）。</u> <u>事例の場合、令和 X2 年の申告において、計算明細書等を添付していないことから、上記②の要件を満たしていないが、これは、通法 23①にいう、「課税標準等若しくは税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかったこと又は当該計算に誤りがあったこと」には該当しない。</u> <u>したがって、令和X3年において、令和X1年の損失を繰り越すことができない。</u>
14-1 原状回復費用から被災した資産の損失額を控除せず、全額災害関連支出として5万円を差し引いた金額を雑損控除の対象とした。 14-2 妻の所得が58万円を超えているにもかかわらず、妻の資産の損失を夫の雑損控除の対象に含めた。 14-3 「振り込め詐欺」により金銭を詐取された場合においても、その損失は雑損控除の対象になるとした。	14-1 原状回復費用から資産の損失額を控除した残りが災害関連支出となる（所令206①二ロ）。 14-2 妻の所得が58万円（令和2年分から令和6年分までは48万円、令和元年分以前は38万円）を超えている場合は、妻の損失を夫の雑損控除の対象とすることはできない（所法72①、所令205①）。 14-3 雑損控除は、「災害又は盗難若しくは横領」により生じた損失に限定されていることから、「詐欺」によって生じた損失は対象とはならない。 したがって、「振り込め詐欺」により金銭を詐取された場合においては、その損失は雑損控除

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和7年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
【15医療費控除】 15-1 生計を一にしていない親の入院費を子が支払った場合、その入院費を子の医療費控除の対象に含めた。 15-2 支払った医療費の額を上回る補填金（A病気に係るもの）の額を他の医療費（B病気に係るもの）から差し引いた。 15-3 医療費の支払者と補填を目的とする保険金等の受領者が異なる場合、支払った医療費から保険金等を差し引かなかった。 15-4 令和X1年12月に特定健康診査を受診し、検査料を支払った。 この結果、高血圧症と診断され、令和X2年2月に特定保健指導（積極的支援）を受けることとなったので、特定健康診査及び特定保健指導（積極的支援）に係る自己負担額を令和X1年分の医療費控除の対象とした。 15-5 メタボリックシンドロームに係る特定健康診査の結果により、特定保健指導として動機付け支援を受け、指導料を支払ったので、その指導料を医療費控除の対象とした。	の対象とはならない（所法72①、所令9）。 15-1 医療費控除の対象は、「自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る医療費」に限られているので、医療費控除の対象とすることはできない（所法73①、所基通73-1）。 15-2 補填の対象となる医療費ごとに補填金の差引計算を行う（所法73①）。 （注）支払った医療費の額を上回る補填金が支給された場合、その上回ることとなった金額については、所得税は課されないことに留意する（所法9①十八、所令30一）。 15-3 医療費の補填を目的として支払を受ける保険金等である限り、その医療費から差し引く（所法73①、所基通73-8）。 15-4 特定健康診査の自己負担額は、医療費に該当するものではないが、特定健康診査の結果が高血圧症、脂質異常症又は糖尿病と同等の状態と診断され、かつ、引き続き特定健康診査を行った医師の指示に基づき特定保健指導（積極的支援）が行われた場合には、その特定健康診査の自己負担額も医療費に該当するものとして取り扱うこととなる（所規40の3①二）。 したがって、特定健康診査及び特定保健指導（積極的支援）に係る自己負担額は、それぞれ支払った日の属する年ごとに医療費控除の対象となり、特定健康診査に係る自己負担額は令和X1年分、特定保健指導に係る自己負担額は令和X2年分の医療費控除の対象となる。 15-5 医療費控除の対象となる特定保健指導の指導料の自己負担額は、特定健康診査の結果が高血圧症、脂質異常症又は糖尿病と同等の状態であると認められる基準に該当する人に対して、その特定健康診査を行った医師の指示に基づき行

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和7年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
15-6 メタボリックシンドロームに係る特定健康診査の結果中性脂肪値が高かったことから、特定保健指導（積極的支援）により、定期的な運動をするよう指導を受けて、スポーツジムに通っているため、スポーツジムに支払った運動施設使用料を医療費控除の対象とした。	われる積極的支援に係るものに限られる（所規40の3①二）。 したがって、特定保健指導の指導料の自己負担額であっても、動機付け支援に係る指導料の自己負担額は医療費控除の対象には該当しない。 15-6 特定健康診査を行った医師の指示に基づき行われる特定保健指導（積極的支援）を受ける人のうち、その特定健康診査の結果が高血圧症、脂質異常症又は糖尿病と同等の状態であると認められる基準に該当する人の状況に応じて一般的に支出される水準の医師による診療又は治療の対価その他特定健康診査の費用は、医療費控除の対象とされる（所規40の3①二）。 しかしながら、事例のようなスポーツジムの利用料は、医療費控除の対象となる特定保健指導そのものの対価ではなく、医師の診療等を受けるために直接必要な費用にも該当しないため、医療費控除の対象となる医療費には該当しない。
15-7 指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に支払った施設サービス費のうち、介護費、食費及び居住費の自己負担額は、全額医療費控除の対象となるとした。	15-7 指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設に支払った施設サービス費のうち、介護費、食費及び居住費に係る自己負担額の2分の1が医療費控除の対象となる（所法73②、所令207①三、所規40の3②、介護保険法8(28)、平12.6.8課所4-9）。
15-8 要介護者が介護サービス事業者等から訪問介護を受けている場合は、その自己負担額については、いかなる場合も医療費控除の対象になるとした。★	15-8 介護保険制度下での居宅サービスのうち、訪問介護（ホームヘルプサービス）に係る自己負担額については、ケアマネージャーが策定する居宅サービス計画（ケアプラン）に基づいて同一月の医療系サービスと併せて利用する場合のみ、医療費控除の対象となる。 なお、介護保険制度下における医療費控除の取扱いとは次表のとおりである。

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和7年版】

誤った取扱い		正しい取扱い	
《施設サービス》			
取扱い			領収証
施設サービスの対価（介護費、食費及び居住費）として支払った額の2分の1が医療費控除の対象	指定介護老人福祉施設	指定地域密着型介護老人福祉施設	介護事業者からの「指定介護老人福祉施設利用料等領収証」
施設サービスの対価（同上）として支払った額が医療費控除の対象	介護老人保健施設 介護医療院	指定介護療養型医療施設	医療機関からの領収証
《居宅サービス》			
取扱い			領収証
① サービスの対価が医療費控除の対象となる居宅サービス等	訪問看護	介護予防訪問看護	医療機関からの領収証
	訪問リハビリテーション	介護予防訪問リハビリテーション	
	居宅療養管理指導【医師等による監理・指導】	介護予防居宅療養管理指導	
	通所リハビリテーション【医療機関でのデイスアセス】	介護予防通所リハビリテーション	
	短期入所療養介護【ショートステイ】	介護予防短期入所療養介護	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護（一休型事業所で訪問看護を利用する場合に限る。）		
	看護・小規模多機能型居宅介護（上記の居宅サービスを含む組合せにより提供されるもの（生活援助中心型の訪問介護の部分を除く。）に限る。）		
② ①の居宅サービス等と併せて利用する場合のみ医療費控除の対象となる居宅サービス等	訪問介護【ホームヘルプサービス】（生活援助中心型を除く。）	介護予防訪問介護（※平成30年3月末まで）	介護事業者からの「居宅サービス等利用料領収証」
	夜間対応型訪問介護		
	訪問入浴介護	介護予防訪問入浴介護	
	通所介護【デイサービス】	介護予防通所介護（※平成30年3月末まで）	
	地域密着型通所介護（※平成28年4月1日から）		
	認知症対応型通所介護	介護予防認知症対応型通所介護	
	小規模多機能型居宅介護	介護予防小規模多機能型居宅介護	
	短期入所生活介護【ショートステイ】	介護予防短期入所生活介護	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護（一休型事業所で訪問看護を利用しない場合及び連携型事業所に限る。）		
	看護・小規模多機能型居宅介護（上記の居宅サービスを含む組合せにより提供されるもの（生活援助中心型の訪問介護の部分を除く。）に限る。）		
③ 医療費控除の対象とならない居宅サービス等	地域支援事業の訪問型サービス（生活援助中心のサービスを除く。）		
	地域支援事業の通所型サービス（生活援助中心のサービスを除く。）		
	訪問介護（生活援助中心型）	介護予防認知症対応型共同生活介護	
	認知症対応型共同生活介護【認知症高齢者グループホーム】		
	特定施設入居者生活介護【有料老人ホーム等】	介護予防防地域密着型特定施設入居者生活介護	
	地域密着型特定施設入居者生活介護		
	福祉用具貸与	介護予防福祉用具貸与	
	看護・小規模多機能型居宅介護（生活援助中心型の訪問介護の部分）		
	地域支援事業の訪問型サービス（生活援助中心のサービスに限る。）		
	地域支援事業の通所型サービス（生活援助中心のサービスに限る。）		
地域支援事業の生活支援サービス			

15-9 居住者が海外で受診した治療費については、医療費控除の対象とならないとした。

15-9 居住者が海外で受診した治療費についても、医療費控除の対象となる。ただし、海外赴任中等で非居住者となる年分に係るものについては、医療費控除を申告することはできないため、対象にはならない（所法73①②、165）。

15-10 令和X年7月に、4年間の予定で海外勤務となった納税者が令和X年分の確定申告書を作成する際に、納税者が同年1月から12月に支払った医療費の全てを医療費控除対象とした。

15-10 医療費控除の対象とできるのは居住者期間に支出した医療費に限られ、出国して非居住者となった日（出国の翌日）以後に支払った医療費は、医療費控除の対象とはならない（所法73、165①、所令258③二）。

なお、社会保険料控除や生命保険料控除、地震保険料控除も同様に、居住者期間に支払ったもののみが控除対象となる（所法74～77、165①、所令258③三、四）。

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和7年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
15-11 アトピー性皮膚炎の患者が、医師の指導により購入した防ダニ布団の購入の対価は、診断書があれば、医療費控除の対象となるとした。	15-11 防ダニ布団の購入の対価は、医師の指導や診断書があったとしても、医療費控除の対象とならない（所法73②、所令207、所基通73-3(1)）。
15-12 セルフメディケーション税制による所得控除と従来の医療費控除を両方適用することができるとした。	15-12 セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）による所得控除と、従来の医療費控除を同時に適用することはできない。購入した対象医薬品の代金について、従来の医療費控除制度とセルフメディケーション税制のどちらを適用するかは、納税者自身の選択による（措法41の17①）。
15-13 同一世帯の中で、従来の医療費控除により申告する者と、セルフメディケーション税制による所得控除を申告する者とがいてはいけなかった。	15-13 確定申告をする者が各々で選択するため、同一世帯の中で医療費控除により申告する者とセルフメディケーション税制により申告する者がいてもよい。
15-14 任意（全額自己負担）で受けた健康診査により、「一定の取組」を行ったものとして、セルフメディケーション税制による所得控除を適用できるとした。また、この健康診査にかかった費用も、セルフメディケーション税制による所得控除の対象となるとした。	15-14 セルフメディケーション税制による所得控除の適用を受けるためには、次のような「健康の保持増進及び疾病の予防への取組」として一定の取組を行う必要がある。 ① 保険者（健康保険組合、市町村国保等）が実施する健康診査（人間ドッグ、各種健（検）診等） ② 予防接種（定期接種又はインフルエンザワクチンの予防接種） ③ 勤務先で実施する定期健康診断（事業主検診） ④ 特定健康診査（いわゆるメタボ健診）又は特定保健指導 ⑤ 市町村が実施するがん検診 上記の「一定の取組」には、申請者が任意に受診した健康診査（全額自己負担）は含まれないのが原則である。 例外的に、任意に受診した健康診査の検診結果を保険者や事業主に提出し、特定健康診査や定期健康診断の結果とみなされる場合には、「一定の取組」に該当する。なお、この場合、領収書や結果通知表に「定期健康診断」若しくは「勤務先（会社等）名称」又は「特定健康診

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和7年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
15-15 生計を一にする子が予防接種を受けた場合でも、納税者が「一定の取組」を行ったものとして、セルフメディケーション税制による所得控除の適用を選択できるとした。★ 15-16 家族が購入した医薬品を対象に含めてセルフメディケーション税制による所得控除を申告する場合、同一世帯の全員が健康診査等を受診しなければならないとした。★ 15-17 令和3年分にセルフメディケーション税制による所得控除を申告する場合、購入額などを記載した明細書のほか、「一定の取組」を行ったことを明らかにする書類についても確定申告書に添付又は提示が必要であると説明した。	査」若しくは「保険者名」の記載がないため、勤務先や保険者に「一定の取組」を行ったことの証明を依頼する必要がある。 また、セルフメディケーション税制において所得控除の対象となるのは、特定成分を含んだOTC医薬品（いわゆるスイッチOTC医薬品）の購入の対価であり、健康診査等の「一定の取組」にかかった費用は所得控除の対象とならない(措法41の17)。 15-15 セルフメディケーション税制の適用を受ける納税者自身が「一定の取組」を行うことが必要であるため、子の予防接種をもってセルフメディケーション税制の選択をすることはできない(措法41の17①)。 15-16 セルフメディケーション税制の適用を受ける納税者自身が「一定の取組」を行っていれば足りる(措法41の17①)。 15-17 令和3年分以後の確定申告書を令和4年1月1日以後に提出する際にセルフメディケーション税制の適用に受ける場合には、「一定の取組」を行ったことを明らかにする書類の確定申告書への添付又は提示は不要である（「一定の取組」を行ったことを明らかにする書類については、確定申告期限等から5年間、提示又は提出を求めることができる。）。 ただし、「令和2年分以前の確定申告書を提出」又は「年の途中の死亡や出国で令和3年分の確定申告書を令和3年12月31日までに提出」する際にセルフメディケーション税制の適用を受ける場合には、「特定成分を含んだOTC医薬品の購入費の額」など定められた事項の記載のある明細書に加え、当該適用を受ける年分において「一定の取組」を行ったことを明らかにする書類の確定申告書への添付又は提示が必要である。

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和7年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
15-18 勤務先で受診した定期健康診断の結果通知表に勤務先の名称又は定期健康診断という名称の記載がなかったが、そのまま「一定の取組」の証明書類として取り扱った。	15-18 「一定の取組」の証明書類として使用できない(措法41の17③、措規19の10の2②)。 領収書や結果通知表に「定期健康診断」若しくは「勤務先（会社等）名称」又は「特定健康診査」若しくは「保険者名」の記載がない場合においては、任意で受けたものとの区別ができないため、別途、勤務先や保険者に「一定の取組」を行ったことの証明書の発行を依頼する必要がある。 ※ 「一定の取組」の証明書類の具体的例 ① インフルエンザの予防接種又は定期予防接種の領収証又は予防接種済証 ② 市区町村のがん検診の領収証又は結果通知 ③ 「定期健康診断」という名称又は「勤務先名称」が記載された、職場で受けた定期健康診断の結果通知表 ④ 「特定健康診査」という名称又は「保険者名」が記載された、特定健康診査の領収証又は結果通知表 ⑤ 「勤務先名称」又は「保険者名」が記載された、人間ドックやがん検診を始めとする各種健診（検診）の領収証又は結果通知表 （令和3年分以後の確定申告書を令和4年1月1日以後に提出する場合については、上記問15-17を参照）
15-19 前年から引き続いて受けていた特定保健指導を年の途中で中断したが、本年の確定申告において特定保健指導を「一定の取組」を行ったとしてセルフメディケーション税制を適用した。	15-19 特定保健指導を中断した場合は、「一定の取組」を行ったものとみなされない。 特定保健指導を終了した場合のみ「一定の取組」を行ったものとみなされる。 なお、特定保健指導を中断した場合であっても、その年に特定健康診査を受けていれば「一定の取組」を行ったこととなる。
15-20 ドラッグストアのセール期間中に1,000円のセルフメディケーション税制対象医薬品を10%引きの900円で購入した。確定申告において、上記の医薬品についてセルフメディケーション税制の対象金額を1,000円とした。	15-20 割引後の価格（900円）がセルフメディケーション税制の対象金額となる。

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和7年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
15-21 令和6年11月以降に、後発医薬品（ジェネリック医薬品）が存在する先発医薬品の処方を希望したため、通常の患者負担分に加えて、「特別の料金」を支払うこととなったが、この「特別の料金」について医療費控除の対象外として、医療費の額に含めなかった。 【16社会保険料控除等】 16-1 扶養している妻の年金から天引き（特別徴収）された後期高齢者医療保険の保険料について、夫の社会保険料控除の対象になるとした。 16-2 国民年金保険料の「2年前納制度」により納めた保険料について、納めた年分にその全額を社会保険料控除の対象とすることはできないとした。 16-3 平成28年11月に、国民年金保険料の「後納制度」により過去の保険料を納めた場合、一括方式又は分割方式のいずれかの方法により社会保険料控除を適用できるとした。 16-4 一般生命保険料控除の対象となる新契約（平成24年1月1日以降に締結したもの）と旧契約	15-21 令和6年10月から、後発医薬品（ジェネリック医薬品）がある先発医薬品のうち、一部の先発医薬品の処方等を希望する患者については、患者負担分に加えて、「特別の料金」を支払うこととされたところ、この「特別の料金」については、「治療又は療養に必要な医薬品の購入の対価」に該当することから、医療費控除の対象となる。 16-1 社会保険料控除は、居住者が、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき社会保険料を支払った場合は、支払った金額を控除することとされている（所法74①）。 事例の場合、妻の公的年金から徴収された保険料は、妻が支払ったものであるから、夫の社会保険料控除の対象とすることはできない。 なお、夫が妻の保険料を支払った（普通徴収）場合は、夫の社会保険料控除の対象になる。 16-2 「2年前納制度」により納めた国民年金保険料を所得から控除する場合、次のいずれかの方法を選択することができる（所基通74・75-1、74・75-2）。 ① 全額を納めた年に控除（一括方式） ② 各年分の保険料に相当する額を各年に控除（分割方式） （注）一括方式から分割方式に変更又は分割方式から一括方式に変更する旨の更正の請求は認められない。 16-3 「後納制度」により保険料を納めた場合、その全額を納めた年に控除する（所法74）。 （注）「後納制度」とは、平成27年10月から平成30年9月までの3年間に限り、過去5年分まで国民年金保険料を納めることができる制度である。 16-4 新契約と旧契約の双方について保険料控除の適用を受ける場合の上限額4万円と、旧契約の

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和7年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
の保険契約がある場合の、一般生命保険料控除の上限金額は4万円であるとした。 【17寄附金控除】 17-1 ふるさと納税の領収証の名宛人が納税者の妻であったが、納税者の寄附金控除の対象となるとした。 17-2 入学した年に学校に支払った寄附金を寄附金控除の対象とした。 17-3 財務大臣の指定がない宗教法人に対する寄附を寄附金控除の対象とした。 17-4 地方公共団体に土地を寄附した場合、土地の価額（時価）を寄附金控除の対象とした。 17-5 政党等に対する寄附金について、一部を寄附金控除(所得控除)の適用対象とし、残りを政党等寄附金特別控除(税額控除)の適用対象とすることができるとした。	みについて受ける場合の5万円との有利な方を選択できる。 ただし、生命保険料の控除額（一般生命保険、個人年金保険、介護医療保険に係る各控除額の合計）は12万円が限度となる（所法76①、④）。 17-1 寄附金控除は、納税者がその年中に支出した特定寄附金の額を基に計算するため、納税者の妻が支出した寄附金は、納税者本人の寄附金控除の対象とはならない（所法78）。 17-2 入学が予定される年の年末までに支払った学校に対する寄附は、入学決定後に募集の開始があったもので新入生以外の者との条件で募集される部分を除いて、原則として寄附金控除の対象とならない（所法78②括弧書、所基通78-2）。 17-3 宗教法人に対する寄附は、財務大臣が指定したものを除き、寄附金控除の対象とならない（所法78②二）。 17-4 地方公共団体に土地を無償で譲渡する場合には、みなし譲渡所得が発生する（所法59①二）が、措法40《国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税》の特例の適用を受ける場合には、譲渡益相当額は寄附金控除の対象とはならず、取得価額相当額が寄附金控除の対象となる（措法40②）。 17-5 政党等に対する寄附金については、寄附金控除の適用を受けるか政党等寄附金特別控除の適用を受けるかを選択できるが、その年中に支出した政党等に対する寄附金の全額についていずれの適用を受けるかを選択しなければならないこととされている（措通41の18-1）。

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和7年版】

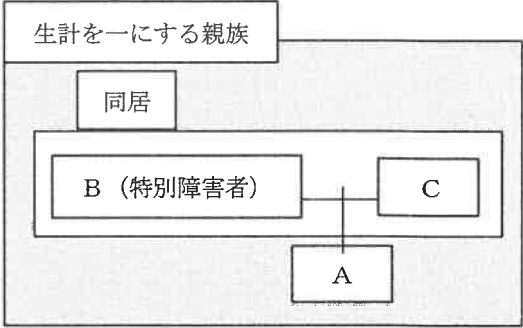
誤った取扱い	正しい取扱い
17-6 政治団体に対する寄附金については、全て政党等寄附金特別控除（税額控除）の適用を受けることができるとした。★	17-6 政党等寄附金特別控除の対象となる寄附金は、政治資金規正法の一部を改正する法律の施行日（平成7年1月1日）から令和11年12月31日までの期間において支出した政治活動に関する寄附金で、政党又は政治資金団体等一定の団体に対するものに限られている（措法41の18①）。
17-7 申告相談の際に、納税者は政治団体に対する寄附金について寄附金控除又は政党等寄附金特別控除の適用に当たって、領収証のコピーしか持っておらず、選挙管理委員会が発行する「寄附金（税額）控除のための書類」を持っていなかったため、「寄附金（税額）控除のための書類」がなければ申告できないとした。	17-7 政治団体に対する寄附金について寄附金控除又は政党等寄附金特別控除の適用は、原則として選挙管理委員会が発行する「寄附金（税額）控除のための書類」が必要であるが、「寄附金（税額）控除のための書類」が申告までに発行されていない場合には、領収証のコピーを添付して申告し、後日「寄附金（税額）控除のための書類」を提出して差し支えない（所令262①六、所規47の2③三、措法41の18③、措規19の10の3）。
17-8 政治家が行った本人の後援会に対する寄附について、選挙管理委員会が発行する「寄附金（税額）控除のための書類」が添付されていたため、寄附金控除を認めた。	17-8 選挙管理委員会が発行する「寄附金（税額）控除のための書類」は、政治資金規制法に基づく収支報告書に記載されている寄附金であることを確認するものであり、寄附金控除の対象となるものか否かを証明するものではない。 したがって、添付要件以外の課税要件については、別途検討する必要があるところ、事例の寄附金は政治家本人の後援会に対するものであり、寄附者に特別の利益が及ぶため、寄附金控除の対象とならない。
17-9 ふるさと納税に係る寄附金控除に必要な書類は、自治体が発行した寄附金受領書でなければならないとした。	17-9 令和3年分以後の確定申告においては、ふるさと納税に係る寄附金控除の添付書類については、寄附ごとの寄附金受領書に代えて、特定事業者が発行する年間寄附額を記載した「寄附金控除に関する証明書」とすることができる（所規47の2③一イ(2)）。
【18障害者控除】	
18-1 社会福祉事務所長が発行した「障害者控除対象者認定書」に、過去に遡及して認定する旨が記載されているにもかかわらず、各年12月31日	18-1 精神又は身体に障害のある65歳以上の者で社会福祉事務所長や市町村長等が発行する「障害者控除対象者認定書」により障害者に該当する

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和7年版】

誤った取扱い		正しい取扱い	
現在で認定されているか、認定のための申請をしていなければ、障害者控除は認められないと指導した。		旨が認定されている者については、障害者に該当し、過去に遡及して認定された場合にあっては、障害者控除についても過去に遡及して適用を受けることができる（所令10①七）。	
18－2 介護保険法上の要介護の認定を受けている者について、障害者控除の対象とした。★		18－2 介護保険法における要介護状態とは、身体又は精神の障害のために、入浴、排せつ、食事等日常生活での基本的な動作について、6月にわたり継続して常時介護を要すると見込まれる状態をいうことから、要介護状態の者の一部には、福祉事務所長等の認定を受けることにより、所得税法に規定する障害者に該当する者が存在することとなる。 しかし、介護保険法上の要介護認定と福祉事務所長等による認定は別の認定行為であり、介護保険上の介護認定を受けたことをもって、直ちに所得税法上の障害者に該当するものではない（所令10①七、介護保険法7①③）。	
18－3 都道府県知事から精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、その障害の等級が2級と記載されている者を、特別障害者に該当するとした。★		18－3 精神障害者保健福祉手帳に、その障害の等級が1級と記載されている者は、特別障害者に該当することとされているが、障害の等級が2級と記載されている者は障害者に該当する（所令10②二）。	

該当者		区分		確認方法等
		障害者	特別障害者	
1	精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者	—	○	・ 医師の診断書等 ・ 登記事項証明書 (成年被後見人)
	児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医の判定により知的障害者とされた者	知的障害者 (療育手帳B)	重度の知的障害者 (療育手帳A)	療育手帳
2	精神に障害がある者で、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者	障害者等級が2級又は3級	障害者等級が1級	精神障害者保健福祉手帳
3	身体障害者手帳に、身体上の障害があると記載されている者	障害の程度が3級以下	障害の程度が1級又は2級	身体障害者手帳 (手帳の交付申請中の者は医師の診断書等)
4	戦傷病者手帳の交付を受けている者	障害の程度が第4項症以下	障害の程度が1特別項症から第3項症まで	戦傷病者手帳 (手帳の交付申請中の者は医師の診断書等)
5	原子爆弾被爆者のうち、現に医療を要する者として、厚生労働大臣の認定を受けている者	—	○	厚生労働大臣の認定書
6	判定時において、引き続き6ヶ月以上にわたり就床を要し、介護がなければ自ら排便等ができない状態にある者	—	○	医師の診断書等
7	精神又は身体に障害のある年齢65歳以上の者で、福祉事務所長又は市町村長等の認定を受けている者	障害の程度が上記1又は3に準ずる者にうち、右の特別障害者に該当しない者	障害の程度が上記1又は3に準ずる者	福祉事務所長又は市町村長等の証明書

※ 上記3及び4については、手帳の交付申請中であっても、一定の場合は障害者控除の対象となる障害者に該当するものとして差し支えない。

誤った取扱い	正しい取扱い
18-4 Aは、父B（特別障害者）及び母Cと別居しているが、生計を一にしており、B・Cに係る扶養控除の適用を受けている（BとCは同居が常況）。 この場合、BはAと別居しているため、Aの同居特別障害者には該当しないとした。★	18-4 同居特別障害者の判定における「同居」とは、①納税者本人、②納税者の配偶者、③納税者と生計を一にするその他の親族、のいずれかとの同居を常況としている場合とされている。 よって、Bは、Aと生計を一にする親族であるCと同居しているため、Aの同居特別障害者となる（所法79③）。 
【19寡婦控除・ひとり親控除】 19-1 Aは、未婚でBを出産し、Bを扶養親族としているため、寡婦控除を適用できるとした。 19-2 Aは、妻と死別した後婚姻しておらず、子を扶養しており、令和元年分までは寡夫控除を適用していたが、令和2年分から、寡夫控除は廃止されたため、妻との死別・子の扶養に関する控除（寡夫控除に代わるもの）はないとした。 なお、Aの令和X年分の合計所得金額は400万円である。 ※ 「令和X年分」は、令和2年以後の年分とする。	19-1 寡婦とは、夫と離婚した後婚姻していない者のうち一定の要件を満たす者、若しくは、夫と死別した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で一定の要件を満たす者で、「ひとり親（問19-2参照）」に該当しない者をいう（所法2①三十、令2改所法附則2）。 事例の場合、Aは、未婚であり、上記の要件を満たさないため、寡婦控除を適用できない。 ただし、令和2年分から、一定の要件を満たす場合、ひとり親控除が適用される（所法81）（問19-2参照）。 19-2 令和2年分以後、居住者が、ひとり親（現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない一定の者のうち、①生計を一にする子（総所得金額等が58万円以下（令和2年分から令和6年分までは48万円以下））を有すること、②合計所得金額が500万円以下であること及び③その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないことを満たす者）に該当する場合には、ひとり親控除（35万円）が適用される（所法81、所令11の2、令2改所法附則2）。 事例の場合、Aは、事実上婚姻関係と同様の事情にある者がいなければ、上記の「ひとり

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和7年版】

誤った取扱い

19-3 B（合計所得金額1,000万円）は、夫と離婚した後婚姻しておらず（事実上婚姻関係と同様の事情がある者はいない）、子を扶養していることから、令和2年分において、寡婦控除が適用されるとした。

正しい取扱い

親」に該当することから、ひとり親控除が適用される。

（注）事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者とは、住民票の続柄に「夫（未届）」、「妻（未届）」などの記載がある者をいう。

19-3 令和元年分以前は、夫と離婚した後婚姻しておらず、子を扶養している者は、その者の合計所得金額にかかわらず、寡婦控除27万円（合計所得金額500万円以下の場合は35万円）が適用されていた（旧所法2①三十、81、旧措法41の17）。

しかし、令和2年分から、寡婦控除の適用を受けるためには、その者の合計所得金額が500万円以下であることが要件となる（所法2①三十、令2改所法附則2）。

よって、事例の場合、令和2年分において、Bの合計所得金額が1,000万円であるため、寡婦控除は適用されない。

なお、Bの合計所得金額が500万円以下である場合、令和2年分以後は、ひとり親に該当することから、寡婦控除ではなく、ひとり親控除が適用されることとなる。

【寡婦控除】 【改正前】 (単位:万円)

配偶関係	死別	離別
本人所得	～500万円	500万円～
扶養親族		
有	子 35 27	子 35 27
子以外	27 27	27 27
無	27 —	— —

【寡夫控除】 (単位:万円)

配偶関係	死別	離別
本人所得	～500万円	500万円～
扶養親族		
有	子 27 —	子 27 —
子以外	— —	— —
無	— —	— —

【改正後】 (単位:万円)

配偶関係	死別	離別	本籍のひとり親
本人所得	～500万円	500万円～	500万円～
扶養親族			
有	子 35 —	子 35 —	35
子以外	27 —	27 —	—
無	27 —	— —	—

ひとり親控除

【改正後】 (単位:万円)

配偶関係	死別	離別	本籍のひとり親
本人所得	～500万円	500万円～	500万円～
扶養親族			
有	子 35 —	子 35 —	35
子以外	— —	— —	—
無	— —	— —	—

【20勤労学生控除】

20-1 確定申告において、大学生に対して勤労学生控除（他の要件は満たしている）を適用する際、在学する学校から必要な証明書の交付を受けて申告書に添付するか、申告書を提出する際に提示が必要であるとした。

20-1 確定申告の際に学校教育法第1条に定められている学校（学校教育法に規定する小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校など）の勤労学生は証明書を添付又は提示する必要はないが、それ以外の勤労学生は証明書を添付又は提示する必要がある（所法2①三十二、120③三）。

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和7年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
【21配偶者控除・配偶者特別控除】 21-1 確定申告に際して、退職所得の申告が不要であることから、配偶者控除を適用するための納税者の合計所得金額の計算において、当該退職所得の所得金額を加えなかった。★ 21-2 納税者及び納税者と生計を一にする配偶者のそれぞれの合計所得金額が58万円を超え133万円以下であったので、夫婦の間で互いに配偶者特別控除を適用できるとした。 21-3 令和5年分の確定申告において、非居住者である配偶者に係る配偶者控除の適用を受けるためには、当該配偶者が障害者又は留学生に該当しない限り、「親族関係書類」のほか、「38万円送金書類」の提出等が必要であると説明した。	21-1 配偶者控除はその納税者の合計所得金額により、適用を受けられる控除額が決定するとされており（所法83①）、同合計所得金額は、所法第70条（純損失の繰越控除）及び同法第71条（雑損失の繰越控除）の規定を適用しないで計算した場合における第22条（課税標準）に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額とされている（所法2①三十イ(2)）。 したがって、納税者が退職所得の申告は不要であったとしても、合計所得金額の計算には加算する必要がある。 21-2 配偶者の一方が他の配偶者を配偶者特別控除の対象としている場合、他の配偶者は一方の配偶者を配偶者特別控除の対象とすることはできない。 これは、夫婦の双方が互いに配偶者特別控除の適用を受けることは認めない趣旨によるものである（所法83の2②）。 なお、配偶者の合計所得金額が、令和7年分以後は58万円を超え133万円以下の場合、令和2年分から令和6年分までは48万円を超え133万円以下の場合、平成30年分及び令和元年分は38万円を超え123万円以下の場合には、配偶者特別控除が適用される。 21-3 平成28年分以後、非居住者である配偶者について配偶者控除の適用を受ける場合には、「送金関係書類」及び「親族関係書類」の提出又は提示が必要とされている。 また、令和5年分以後は、30歳以上70歳未満の非居住者である親族について、扶養親族の適用を受けるためには、当該親族が、①留学等により国内に住所及び居所を有しなくなった者、②障害者又は③居住者から38万円以上の送金を受けている者のいずれかに該当することを明らかにする書類の添付又は提示が必要とされた。 事例は、扶養控除ではなく、配偶者控除の適用に関するものであるため、「38万円送金書類」の添付又は提示は不要であり、従来どおり、「送金関係書類」及び「親族関係書類」を

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和7年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
【22扶養控除】 22-1 純損失の繰越控除の適用後の娘の所得金額が58万円以下となったことから、娘を扶養親族とした。 22-2 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の適用の結果、息子の合計所得金額が58万円（令和2年分から令和6年分までは48万円、令和元年分以前は38万円）以下となったことから、息子を扶養親族とした。 22-3 夫の控除対象配偶者とされていた妻が、年内に夫が死亡し、その後息子に扶養されていた場合、夫か息子のどちらかの扶養親族にしかねないとした。 22-4 扶養親族に該当していた長男が、4月に死亡したことにより、12月31日時点では納税者と生計を一にしていないことから、長男は扶養親族に該当しないとして長男に係る扶養控除を認めなかった。	添付又は提示すれば足りることになる（所法2①三十四の2ロ、120③三）。 22-1 扶養親族とは、居住者の親族等一定の者で生計を一にする者のうち、「合計所得金額」が58万円（令和2年分から令和6年分までは48万円、令和元年分以前は38万円）以下の者（所法2①三十四）とされており、「合計所得金額」とは、純損失や雑損失の繰越控除を適用しないで計算した場合における総所得金額等の各課税標準（分離課税の譲渡所得の金額は特別控除前）の合計額とされている（所法2①三十イ(2)）。 22-2 扶養控除の対象となる扶養親族に該当するかどうかを判断する際の「合計所得金額」は、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の適用前の金額である（措法37の10⑥一、37の11⑥、37の12の2⑤、⑧）。 22-3 年途中で死亡した居住者の控除対象配偶者であっても、その後その年中において、他の居住者の扶養親族となった場合には、その者の扶養親族として控除の対象とすることができる（所基通83～84-1）。 22-4 その者が納税者の扶養親族に該当するかどうかの判定は、その年の12月31日の現況により判断する。 ただし、その判定に係る者がその当時既に死亡している場合は、その死亡の時の現況により判断する（所法85③）。 事例の場合、長男は、死亡時において納税者と生計を一にしていたことから、扶養親族に該当する。 なお、納税者自身が年の途中で死亡又は出国した場合は、その時の現況により判断する（所法85①）。

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和7年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
22-5 年途中で居住者から非居住者となった者について、その者の所得税の税額計算において、扶養親族等に該当するかどうかの判定の時期は全て非居住者となった時点で行うものとした。	22-5 年途中で居住者から非居住者となった者については、その者の居住者期間に生じた所得金額と非居住者期間内に生じた総合課税に係る国内源泉所得との金額の合計額について配偶者控除、扶養控除等を行うこととされているが、その場合の扶養親族等の判定は、所法85の規定に準じ、次のとおり判定する（納税管理人の届出の有無により判定時期が異なる。）。 イ 納税管理人の届出をして非居住者となった者については、その年の12月31日 ロ 納税管理人の届出をしないで非居住者となった者については、その居住者でないこととなる時（出国の時） なお、ロの場合の合計所得金額の判定は、非居住者となった時点で見積もったその年1月1日～12月31日の扶養親族等の合計所得金額により行う（所基通85-1(2)、165-2）。
22-6 Aの妻Bは、Bの父親Cの介護のため、ここ数年Aと別居している。B及びCには収入がなく、毎月Aから生活費を受け取っている。 この場合、Cは、Aの老人扶養親族に該当するが、Aと同居していないため同居老人扶養親族とは認められないとした。★	22-6 老人扶養親族が「当該居住者又は当該居住者の配偶者の直系尊属で、かつ、当該居住者又は当該配偶者のいずれかとの同居を常況としている者」である場合には、同居老親等に係る扶養控除等の特例が適用される（措法41の16④）。 したがって、CはAと同居していないが、Aの配偶者であるBと同居しているため、同居老人扶養親族と認められる。
22-7 老人扶養親族が、病気治療のために1年以上長期入院している場合は、同居を常況としている者ではないので、同居老親等には該当しないとした。	22-7 病気治療のための入院である限り、その期間が結果として1年以上といった長期にわたるような場合であっても、同居を常況としている者として取り扱って差し支えない。 ただし、老人ホーム等に入所している場合は、その老人ホームが居所となるため、同居を常況とする者には該当しない（住民票の異動はなくても施設へ入所している場合は、当該施設が居所となる。）。
22-8 共働きの夫婦のうち、一方の者の確定申告書に記載されている扶養親族を他方の者の扶養親族に所属を変更するための更正の請求及び修正申告が認められるとした。	22-8 二以上の居住者の扶養親族に該当する場合の扶養親族の所属は、①予定納税額の減額申請書、②確定申告書、③扶養控除等申告書（給与・公的年金）に記載されたところによるか

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和7年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
22-9 確定申告をしないこととした上場株式等に係る配当所得の金額の合計額が58万円（令和2年分から令和6年分までは48万円、令和元年分以前は38万円）超であれば、他に所得がない場合でも扶養控除の適用ができないとした。	ら、これらの書類に該当しない更正の請求書や修正申告書によって扶養親族の所属を変更することは認められない（所法85⑤、所令219①、所基通85-2）。 22-9 扶養控除の対象となる扶養親族に該当するかどうかを判断する際の「合計所得金額」には、確定申告をしないこととした上場株式等の配当所得は含まれない（措法8の5①、（参照）所基通2-41逐条解説）。 事例の場合、合計所得金額が0円であるので扶養控除の対象となる扶養親族に該当する。
22-10 国外に居住する配偶者と子について、配偶者に対してまとめて送金している場合は、配偶者に係る親族関係書類と送金関係書類の添付があることもって、子に係る扶養控除についても認めた。★	22-10 平成28年分以降の送金関係書類は、居住者がその年において国外居住親族の生活費又は教育費に充てるための支払を必要の都度、各人に行ったことを明らかにするものをいうこととされている（所規47の2⑥）。 事例の送金関係書類は、配偶者（送金の相手方）のみに対する送金関係書類として取り扱い、子に対する送金書類として取り扱うことはできない。
22-11 国外に居住する父にSBIレミット（国際送金業者）から生活費を送金している場合、銀行口座からの送金でないことから扶養控除の対象とならないとした。	22-11 平成28年分以降、非居住者である親族を扶養控除の対象とする場合には、その国外居住親族に係る「親族関係書類」及び「送金関係書類」の提出又は提示が必要とされている。 送金関係書類の一つとして、金融機関が行う為替取引によって国外居住親族に支払をしたことを明らかにするもの（所規47の2⑥一）があるが、ここでいう金融機関とは、銀行だけでなく、内閣総理大臣の登録を受けた資金移動業者を含むとされている。そのため、銀行ではなく、SBIレミットのような送金業務を専門とする資金移動業者を介して送金した場合も対象となる。
22-12 国外に居住する親族（非居住者）で、現地において円換算すると123万円を超える給与収入を有する親族を扶養していることについて、当該	22-12 居住者に控除対象扶養親族がある場合は、その居住者の総所得金額等から一人につき38万円（区分により金額は異なる。）を差し引くことが

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和7年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
親族の合計所得金額が58万円を超えるため扶養控除を適用できないとした。 なお、当該親族は国内における収入はない。	でき（所法84）、控除対象扶養親族の合計所得金額要件は58万円以下（令和2年分から令和6年分までは48万円以下、令和元年分以前は38万円以下）とされている（所法2①三十四）。 また、非居住者については、恒久的施設の有無による区分に従い、国内源泉所得について所得税が課される（所法7①三、164①一）。 以上のことから、控除対象扶養親族が非居住者である場合は、合計所得金額には国内源泉所得のみが算入され、国内源泉所得が58万円以下（令和2年分から令和6年分までは48万円以下、令和元年分以前は38万円以下）であることが要件となる。 事例の場合、非居住者である当該親族の有する現地の給与収入については国内源泉所得に該当せず、合計所得金額は58万円以下であることから、当該親族はその他の要件を具備していれば控除対象扶養親族に該当する。
22-13 令和5年分の確定申告において、国外に居住する扶養親族に対して、送金額が38万円未満であるにもかかわらず、扶養控除を適用した。 なお、当該扶養親族の年齢は30歳で、留学生又は障害者には該当しない。	22-13 令和5年1月1日以後、扶養控除の対象となる扶養親族の範囲から、年齢30歳以上70歳未満の非居住者であって次のイ～ハに掲げる者のいずれにも該当しないものが除外された（令2改所法附則3）。 イ 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者 ロ 障害者 ハ 扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者
非居住者である扶養親族 16歳以上 → 非居住者である扶養親族 16歳以上 30歳以上70歳未満 留学生 障害者 38万円以上の送金を受けている者 扶養控除の対象 扶養控除の対象外	
22-14 令和7年分の確定申告において、国外に居住する扶養親族（年齢30歳、留学生又は障害者には該当しない）に係る送金関係書類において、送金額が37万円、送金手数料1万円と記載され	22-14 国外送金の「38万円以上」の判定において、金融機関から送金をする際に支払う送金手数料などの各種手数料については、その金額を含めて「38万円以上」の判定を行うこととして差し

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和7年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
<u>ていたため、送金額が38万円未満であるから扶養控除の適用はないとした。</u> 22-15 共に給与所得者である夫婦の夫が、特別障害者である同居の母親を控除対象扶養親族として いる場合において、母親は夫の控除対象扶養親族であるため、妻が所得金額調整控除の適用を受けることはできないとした。	<u>支えないため、扶養控除の適用はある。ただし、送金関係書類において、その各種手数料の額が記載されている場合に限られる。</u> <u>（国税庁HP・「国外居住親族に係る扶養控除等Q&A（源泉所得税関係）」参照）</u> 22-15 特別障害者である扶養親族を有する場合は、所得金額調整控除の適用がある。この控除は、扶養控除とは異なり、同一生計内のいずれか一方のみの所得者に適用するという制限はない。したがって、事例の場合には、夫婦の双方が所得金額調整控除の適用を受けることができる（措法41の3の11①）。
【23地震保険料控除】 23-1 平成19年分から損害保険料控除が廃止されたことから、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約に基づく保険料の支払について所得控除はできないとした。 23-2 地震保険の付された満期返戻金のある損害保険契約（契約期間30年）に基づく保険料（地震保険料12,000円、火災保険料60,000円（満期返戻金あり））について、地震保険料控除12,000円と従前の長期損害保険料控除と同様の計算による控除15,000円の合計27,000円を控除できるとした。	23-1 平成18年分の所得税まで適用されていた損害保険料控除は、平成19年分の所得税から地震などによる損害に係る保険料等のみを対象とする地震保険料控除に改組されたが、平成18年12月31日までに締結した「長期損害保険料契約等」については経過措置が設けられており、従前の損害保険料控除同様の計算による控除（最高15,000円）が適用される（平18改所法附則10②）。 なお、短期損害保険料契約等に基づく保険料を支払った場合については、上記経過措置の適用はない。 23-2 一つの損害保険契約等が、地震保険料控除の対象となる損害保険契約等と長期損害保険契約等のいずれにも該当する場合には、いずれか一方の契約のみに該当するものとして控除額を計算することとされている（所法77、平18改所法附則10③）。 事例の場合、地震保険料控除12,000円と従前の長期損害保険料控除と同様の計算による控除15,000円のいずれかを選択して控除を受けることとなる。

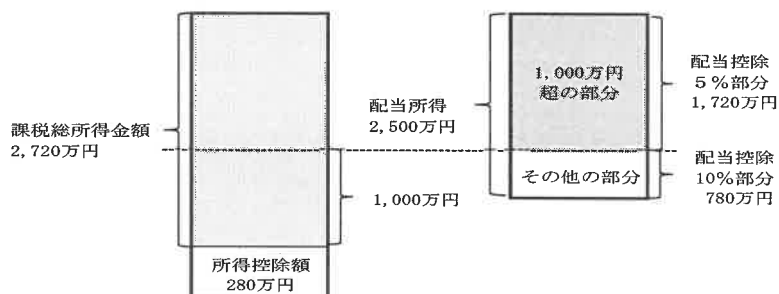
個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和7年版】

誤った取扱い	正しい取扱い																														
【24基礎控除】 24－1 Aの令和X年分の合計所得金額は2,000万円であるが、居住者であることから、基礎控除48万円の控除を受けることができたとした。	24－1 令和7年分以後、合計所得金額が2,350万円以下の個人の基礎控除額については引き上げが行われたことから、次表のとおりとなった。 《令和7年分以後の基礎控除額》 <table><tr><th>合計所得金額</th><th>基礎控除額</th></tr><tr><td>132万円以下</td><td>95万円</td></tr><tr><td>132万円超 336万円以下</td><td>88万円</td></tr><tr><td>336万円超 489万円以下</td><td>68万円</td></tr><tr><td>489万円超 655万円以下</td><td>63万円</td></tr><tr><td>655万円超 2,350万円以下</td><td>58万円</td></tr><tr><td>2,350万円超 2,400万円以下</td><td>48万円</td></tr><tr><td>2,400万円超 2,450万円以下</td><td>32万円</td></tr><tr><td>2,450万円超 2,500万円以下</td><td>16万円</td></tr><tr><td>2,500万円超</td><td>0円（適用なし）</td></tr></table> なお、令和2年分から令和6年分までの基礎控除額については、次表のとおりであり、令和元年分以前の基礎控除額については、合計所得金額にかかわらず、一律38万円である。（所法86①、措法41の16の2） 《令和2年分から令和6年分までの基礎控除額》 <table><tr><th>合計所得金額</th><th>基礎控除額</th></tr><tr><td>2,400万円以下</td><td>48万円</td></tr><tr><td>2,400万円超 2,450万円以下</td><td>32万円</td></tr><tr><td>2,450万円超 2,500万円以下</td><td>16万円</td></tr><tr><td>2,500万円超</td><td>0円（適用なし）</td></tr></table>	合計所得金額	基礎控除額	132万円以下	95万円	132万円超 336万円以下	88万円	336万円超 489万円以下	68万円	489万円超 655万円以下	63万円	655万円超 2,350万円以下	58万円	2,350万円超 2,400万円以下	48万円	2,400万円超 2,450万円以下	32万円	2,450万円超 2,500万円以下	16万円	2,500万円超	0円（適用なし）	合計所得金額	基礎控除額	2,400万円以下	48万円	2,400万円超 2,450万円以下	32万円	2,450万円超 2,500万円以下	16万円	2,500万円超	0円（適用なし）
合計所得金額	基礎控除額																														
132万円以下	95万円																														
132万円超 336万円以下	88万円																														
336万円超 489万円以下	68万円																														
489万円超 655万円以下	63万円																														
655万円超 2,350万円以下	58万円																														
2,350万円超 2,400万円以下	48万円																														
2,400万円超 2,450万円以下	32万円																														
2,450万円超 2,500万円以下	16万円																														
2,500万円超	0円（適用なし）																														
合計所得金額	基礎控除額																														
2,400万円以下	48万円																														
2,400万円超 2,450万円以下	32万円																														
2,450万円超 2,500万円以下	16万円																														
2,500万円超	0円（適用なし）																														
【25配当控除】 25－1 申告分離課税を選択した配当所得について、配当控除が適用できるとした。	25－1 平成21年1月1日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等（大口株主でない。）に係る配当所得の申告については、総合課税のほかに、申告分離課税を選択することができるが、配当控除が適用できるのは、総合課税を選択した場合のみである（措法8の4①後段）。																														
25－2 外国法人からの配当所得について配当控除を適用した。	25－2 外国法人からの配当は、配当控除の対象となる配当から除かれている（所法92①括弧書）。																														
25－3 みなし配当については、配当控除は適用されないとした。	25－3 「みなし配当」とは、法人の合併等において、交付の原因となった法人の株式又は出資に対応する金額を越える部分に係る金銭その他の資産について、所法24①に規定する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配とみなすものである（所法25①）。 一方、配当控除とは、所法24①に規定する剰																														

誤った取扱い	正しい取扱い
25-4 課税総所得金額等（所得控除後）が 1,000万円を超えている場合に、配当控除額を全部10%で計算した。 25-5 配当控除額の計算に当たって、課税総所得金額等が1,000万円を超えるかどうかについては、課税総所得金額に課税退職所得金額、課税山林所得金額及び全ての申告分離課税の課税所得金額を合計して判定するとした。 25-6 事業所得の赤字と配当所得の金額とを損益通算した結果、総所得金額が0になるため、配当控除の適用はないとした。	余金の配当、利益の配当、剰余金の分配等を有する場合に、所得税額から一定額を控除する制度であり、上記のとおり「みなし配当」は所法24①に規定する剰余金の配当等とみなされることから、配当控除の対象となる（所法92①）。 25-4 配当所得の金額のうち、課税総所得金額等から1,000万円を差し引いた金額までは5%の配当控除になる（所法92①）。 25-5 配当控除額を計算する際の「課税総所得金額等」は、 ① 課税総所得金額、 ② 上場株式等に係る課税配当所得の金額 ③ 課税長期譲渡所得金額 ④ 課税短期譲渡所得金額 ⑤ 一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額 ⑥ 上場株式等に係る譲渡所得等の金額 ⑦ 先物取引に係る課税雑所得等の金額 の合計額をいう（措法8の4③四、31③四、32④、37の10⑥六、37の11⑥、41の14②五）。 したがって、課税退職所得金額及び課税山林所得金額は配当控除額を計算する際の「課税総所得金額等」には含まれない。 25-6 損益通算や純損失又は雑損失の繰越控除により総所得金額が0になる場合であっても、その年に山林所得、退職所得、分離課税の譲渡所得などがあるときは、その所得税額から配当控除を受けることができる（所法92②）。

〔例〕

事業所得	△2,500万円
配当所得	2,500万円
分離長期譲渡所得	3,000万円
所得控除額	280万円



誤った取扱い	正しい取扱い																
《参考：確定申告書等作成コーナーにおける誤りやすい事例》 ○ 庁ホームページの確定申告書等作成コーナーにおいて特定口座（源泉徴収あり）以外で受領した配当所得の「外貨建資産割合」及び「非株式割合」を入力する際、支払通知書において「制限なし」や「約定規定なし」と記載されているものを「記載なし」として入力した。	○ 外貨建資産割合又は非株式割合が「制限なし」又は「約定規定なし」であるものは、配当控除の対象とならない配当等であることから、「75%超」として入力する。 なお、特定口座（源泉徴収あり）で受領した配当所得を入力する際には、特定口座年間取引報告書に記載された内容を確認し、外貨建資産割合又は非株式割合が「制限なし」又は「約定規定なし」であるものは「外貨建資産割合又は非株式持ち株割合のいずれか高い方の割合が75%超であるもの」の欄に入力する。																
《特定証券投資信託の収益の分配があるときの配当控除の適用》 <table><tr><th>非株式割合 外貨建資産割合</th><th>50%以下</th><th>50%超75%以下 (一般外貨建証券投資信託)</th><th>75%超 (特定外貨建証券投資信託)</th></tr><tr><th>50%以下</th><td>5% (2.5%)</td><td>2.5% (1.25%)</td><td>0</td></tr><tr><th>50%超75%以下 (一般外貨建証券投資信託)</th><td>2.5% (1.25%)</td><td>2.5% (1.25%)</td><td>0</td></tr><tr><th>75%超 (特定外貨建証券投資信託)</th><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr></table> ※ かつこ書きは課税総所得金額等が1,000万円超、かつ、課税総所得金額等から配当所得を控除した金額が1,000万円以上の場合を示す。		非株式割合 外貨建資産割合	50%以下	50%超75%以下 (一般外貨建証券投資信託)	75%超 (特定外貨建証券投資信託)	50%以下	5% (2.5%)	2.5% (1.25%)	0	50%超75%以下 (一般外貨建証券投資信託)	2.5% (1.25%)	2.5% (1.25%)	0	75%超 (特定外貨建証券投資信託)	0	0	0
非株式割合 外貨建資産割合	50%以下	50%超75%以下 (一般外貨建証券投資信託)	75%超 (特定外貨建証券投資信託)														
50%以下	5% (2.5%)	2.5% (1.25%)	0														
50%超75%以下 (一般外貨建証券投資信託)	2.5% (1.25%)	2.5% (1.25%)	0														
75%超 (特定外貨建証券投資信託)	0	0	0														
【26分配時調整外国税相当額控除】 26－1 投資信託に係る収益の分配等を確定申告する際に、特定口座年間取引報告書に記載された「上場株式配当等控除額」は申告に関係ないとした。	26－1 令和2年分以降の確定申告において、上場株式等の配当を申告し、分配時調整外国税相当額控除の適用を受けようとする場合は、確定申告書等に「分配時調整外国税相当額控除に関する明細書」等を添付し、申告書等の「外国税額控除等」の欄に記載することとされた（所法93②）。 特定口座年間取引報告書に記載された「上場株式配当等控除額」の金額は、証券会社等が計算した分配時調整外国税相当額控除の額であるため、上記明細書に転記して、本件税額控除の計算を行う。																
【27外国税額控除】 27－1 不動産所得及び配当所得に係る外国所得税について、不動産所得に係る外国所得税を不動産所得の必要経費に算入し、配当所得に係る外国所得税を外国税額控除の対象とした。	27－1 その年の外国所得税について、必要経費に算入するか外国税額控除の適用を受けるかどうかの選択は、各年ごとに、その年中に確定した全ての外国所得税について行わなければならない、外国所得税額の一部について外国税額控除の適用を受ける場合、外国所得税額の全部が必要経																

誤った取扱い	正しい取扱い
27-2 令和X1年中に生じた国外所得に係る外国所得税を令和X2年に納付したが、令和X2年には国外所得が発生していないため、外国税額控除の適用はないとした。	費に算入できないこととなる（所法46、所基通46-1、95-1）。 外国所得税額について必要経費算入ができるものは、①不動産、事業、山林、一時又は雑所得に限られており、②利子、配当、給与、退職又は譲渡所得については、二重課税を調整する方法としては、外国税額控除によるしかない。 したがって、②に係る外国所得税について外国税額控除の適用を受ける場合は、①に係る外国所得税についても外国税額控除の対象とすることとなり必要経費に算入することはできない。 また、①に係る外国所得税を必要経費に算入する場合は、②に係る外国所得税について、外国税額控除の適用を受けることはできない。 27-2 外国税額控除は、居住者が、外国所得税を納付することとなる各年において、その年分の国外所得を基に計算した控除限度額を限度として、その年分の所得税の額から控除するものである（所法95①）。 したがって、外国所得税を納付した年分（令和X2年）に国外所得がない場合は、控除限度額が0円となるため、原則として外国税額控除は適用できない。 しかしながら、外国所得税額が控除限度額に満たない場合は、その満たない部分を控除限度額として翌年以後3年間繰り越すことができる（所法95②、所令222、224）。 事例の場合、令和X2年に国外所得はないが、令和X1年に国外所得があるため、令和X1年分において計算される控除限度額を令和X2年に繰り越す確定申告をしていた場合、令和X2年において外国税額控除の適用を受けることができる。 $\text{その年分の所得税の額} \times \frac{\text{その年分の国外所得総額}}{\text{その年分の所得総額}} = \text{外国税額控除の限度額}$ ※ 当初申告要件はないため、繰り越された令和X2年分の確定申告において外国税額控除を適用する旨の記載がなかった場合でも、更正の請求等により適用を受けることができる（所法95⑩⑪）。

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和7年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
27-3 外国税額控除を適用する際の控除限度額の計算において、「その年分の所得総額」は、申告分離課税の株式に係る譲渡損失やその繰越控除がある場合、当該損失や繰越控除を適用した後の金額で計算した。 27-4 外国税額控除の控除限度額の計算において、「その年分の調整国外所得金額」を、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除を適用した後の金額で計算した。	27-3 「その年分の所得総額」は申告分離課税の株式に係る譲渡損失やその繰越控除がある場合、当該損失や繰越控除を適用する前の金額で計算することとなる（所令222②③、措法28の4⑤、措令4の2⑨、19④、20⑤、21⑦、25の8⑩、25の9⑬、25の11の2⑫、25の12の3⑭、26の7⑮一、26の7の2⑯一、26の23⑥、26の26⑪）。 27-4 「その年分の調整国外所得金額」は、純損失又は雑損失の繰越控除、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、特定中小子会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除や先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の各種繰越控除の適用を受けている場合には、その適用前のその年分の国外所得金額をいう。 したがって、上場株式等の譲渡損失の繰越控除がある場合、当該繰越控除を適用しないで計算することとなる（措令25の11の2⑫による読替適用後の所令221の3②、221の6①、措令25の12の3⑭、26の7⑮一、26の7の2⑯、26の26⑪、所基通95-10）。 なお、平成30年分以前は、「その年分の調整国外所得金額」については、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、特定中小子会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除又は先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用を受けるとされていた（純損失又は雑損失の繰越控除についてはその適用前の金額で計算）。
27-5 わが国と租税条約を締結していない国で課された外国税額については、外国税額控除の適用はできないとした。★	27-5 租税条約の締結は、外国税額控除の適用要件とはなっていない（所法95①、所令221③）。
【28住宅借入金等特別控除】 28-1 個人が住宅借入金等を有する住宅の新築をし、令和4年中に自己の居住の用に供した場合の控除率は、一律0.7%であるとした。	28-1 令和4年中に居住の用に供した場合、控除率は、原則0.7%である（措法41④）。 例外として、住宅の取得等が特別特定取得（住宅の取得価額に係る消費税額等が10%の税率により課されるべき消費税額等である場合におけるその住宅の取得等）に該当し、その契約

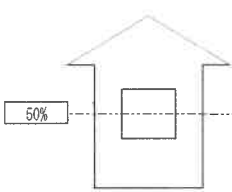
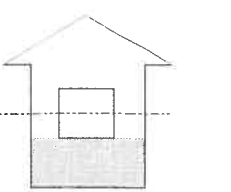
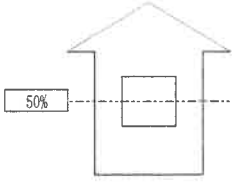
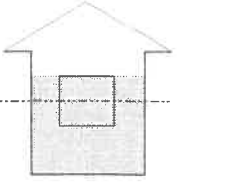
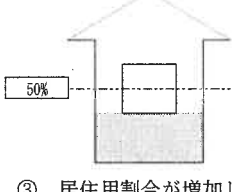
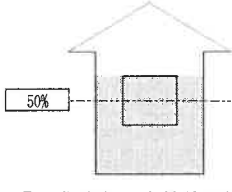
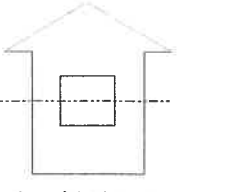
個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和7年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
28-2 令和4年1月1日以後居住の用に供した中古の認定住宅について、住宅借入金等特別控除の計算における借入限度額は2,000万円、控除期間は10年とした。 28-3 住宅借入金等特別控除の適用において、生計を一にする親族からの取得については、取得後生計を別にする場合であっても住宅借入金等特別控除の適用を受けることができないとした。 28-4 Aは離婚に伴う財産分与により前夫B所有の住宅を取得したが、財産分与により取得した場合には、居住要件等その他の要件を満たしていたとしても、住宅借入金等特別控除の適用を受けることができないとした。	が次のイ又はロの期間になされ、令和3年1月1日から令和4年12月31日までに居住の用に供した場合において、一定の要件を満たす場合は、控除率1%（控除期間13年間）を選択できる（新型コロナ税特法6の2①、新型コロナ税特令4の2①）。 イ 家屋の新築の場合 請負契約の締結日が令和2年10月1日から令和3年9月30日まで ロ 分譲住宅又は既存住宅の取得、家屋の増改築等の場合 売買契約又は増改築等に係る工事請負契約の締結日が令和2年12月1日から令和3年11月30日まで なお、新型コロナウイルス感染症及びまん延防止のための措置の影響により入居が遅れたことは適用要件とされていない（新型コロナ税特法6の2①②③、新型コロナ税特令4の2①）。 28-2 令和4年1月1日以後に居住の用に供した、認定住宅、ZEH水準省エネ住宅及び省エネ基準適合住宅で、建築後使用されたことのあるものの取得である場合における借入限度額はいずれも3,000万円、控除期間は10年、控除率は0.7%とされた（措法41⑩⑪⑫）。 28-3 生計を一にする親族から住宅を取得した場合であっても、取得後生計を別にしていれば、他の要件を満たす限り、住宅借入金等特別控除の適用を受けることができる（措法41①、措令26②）。 28-4 Aの取得した住宅は前夫から贈与ではなく財産分与により取得したものである。また、既に離婚していることから生計を一にする親族等からの既存住宅の取得にも該当しないことから、居住要件等その他の要件を満たしていれば、Aは住宅借入金等特別控除を受けることができる（措法41①、措令26②）。 なお、財産分与により取得した家屋が既に住宅借入金等特別控除の適用を受けている共有家

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和7年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
28-5 認定長期優良住宅による住宅借入金等特別控除の適用を受けるための添付書類のうち、「認定通知書」の写しに代えて、評価機関の発行する「適合証」の写しによることもできるとした。 28-6 住宅借入金等特別控除を適用する旨の還付申告書を提出するに当たって、住宅借入金等特別控除に係る添付書類として登記事項証明書を必ず添付しなければならないとした。 28-7 令和4年1月1日以後に居住の用に供した木造の既存（中古）住宅について、昭和60年中の建築であったため、築年数が20年を超えているとして、耐震基準適合証明書についても提出するよう指導した。	屋の持ち分である場合には、当初から保有していた共有部分と追加取得した共有部分（既存住宅の取得となる。）のいずれについても住宅借入金等特別控除を受けることができる（平21.2.20判決）。 28-5 認定長期優良住宅による住宅借入金等特別控除の適用を受ける際の添付書類の一つに、「認定通知書」の写しが要件とされている（措規18の21⑬一）。 事例の「適合証」は所管行政庁へ認定通知書を申請する際に添付するものであり、「認定通知書」に代えることはできない。 28-6 住宅借入金等特別控除の適用を受けようとする者は、不動産識別事項等の提供をすることにより、登記事項証明書の添付を要しないこととされているため、登記情報連携システムの利用により、①「不動産登記事項証明書の原本の添付」、②「不動産識別事項の記載による添付省略」又は③「不動産登記事項証明書の写しの添付」のいずれかの対応によることとなる。 したがって、事例の場合、登記事項証明書の添付に代えて、不動産識別事項を計算明細書に記載することにより添付を省略することができる（デジタル手続法11、デジタル手続令5）。 （注）「不動産識別事項等」とは、土地の地番及び建物の家屋番号又は不動産識別事項をいう。 28-7 令和4年1月1日以後に居住の用に供した既存住宅については、築年数要件（耐火住宅25年、非耐火住宅20年）に代えて、新耐震基準に該当することが要件とされ、昭和57年1月1日以後に建築された家屋については、新耐震基準に適合している家屋とみなすこととなる（措法41①、措令26③）。 したがって、耐震基準適合証明書の提出を求める必要はない。

誤った取扱い	正しい取扱い
28-8 <u>調書方式に対応した金融機関から借入れを行って住宅借入金等特別控除を適用する場合の住宅の新築（いわゆる注文住宅など）に係る住宅借入金等特別控除に係る添付書類について、家屋の請負契約書や土地の売買契約書の写しの添付は省略できるとした。</u>	28-8 <u>住宅借入金等特別控除の適用を受けようとする者が、調書方式に対応した金融機関から借入れを行い、当該金融機関等に住宅ローン控除の適用申請書を提出し、計算明細書にその旨を記載している場合は、家屋等の請負（売買）契約書の写しの添付は省略できるが、住宅の新築（いわゆる注文住宅など）に係る土地の売買契約書の写しの添付は省略できない（措規18条の21）。</u>
28-9 令和6年1月以後に新築された省エネ基準に適合しない住宅については、全て住宅借入金等特別控除の対象にならないと説明した。	28-9 令和6年1月以後に建築確認を受けた省エネ基準に適合しない新築住宅については、住宅借入金等特別控除の対象にならないが、令和6年に新築された住宅であっても、①建築基準法に規定する「確認済証の写し」若しくは「検査済証の写し」により証明された令和5年12月31日以前に建築確認を受けている家屋又は②「登記事項証明書」により証明された令和6年6月30日以前に建築された家屋であれば住宅借入金等特別控除の対象となる（措法41⑦、措令26⑦）。
28-10 「住宅取得資金贈与の特例」を受けた場合の「住宅借入金等特別税額控除額」の対象となる金額の判定に当たって、「借入金の年末残高」と当該特例の適用を受けた金額を差し引く前の「家屋等の取得対価の額」のどちらか少ない方で判定し、住宅借入金等特別税額控除額の計算を行った。	28-10 住宅取得資金の贈与の特例（措法70の3）を受けた場合においては、先に家屋等の取得対価の額から当該特例の適用を受けた金額を差し引き、その残額と借入金の年末残高とのどちらか少ない金額が住宅借入金等特別控除の対象となる（措令26⑥⑤）。
28-11 住宅借入金等特別控除の適用期間中に家屋の床面積の居住用割合が60%から40%に減少したが、引き続き住宅借入金等特別控除の適用が受けられるとした。	28-11 住宅借入金等特別控除は、家屋の床面積の2分の1以上に相当する部分が専ら居住の用に供されている家屋を取得等して、適用年まで引き続き居住の用に供していることが要件とされている（措法41①、措令26①、③）。 この要件は、家屋の取得の年だけでなく適用年にも充足している必要があることから、取得時に要件を満たす家屋であったとしても、居住の用に供されている家屋の床面積が2分の1に満たないこととなった年以後については、住宅借入金等特別控除の適用は受けられない。

誤った取扱い	正しい取扱い
	<取得した年>  <適用年>  ① 居住用割合が減少した年の年末の居住割合を基に計算 <取得した年>  <適用年>  ② 減少した年以後適用なし <取得した年>  <適用年>  ③ 居住用割合が増加した年の年末の居住割合を基に控除額を計算 <取得した年>  <適用年>  ④ 住宅借入金等特別控除の対象となる家屋を取得していないため増加後も適用なし ■部分は、居住用以外の部分を示す。 28-12 住宅借入金等特別控除（契約日及び入居日ともに令和4年中）の適用において、要件の一つである所得基準（2,000万円）を判定する際、分離課税の譲渡所得の特別控除後で判断した。 28-12 事例の場合、住宅借入金等特別控除の適用は、合計所得金額が2,000万円以下である年とされており、分離課税の譲渡所得については特別控除前の金額で行う（所法2①三十イ(2)括弧書、措法31①③、32①④、41①）。 なお、令和4年中の入居であっても、特別特例取得に該当する場合で一定の要件を満たす場合の所得基準は3,000万円、特例特別特例取得に該当する場合で一定の要件を満たす場合の所得基準は1,000万円であることに留意する。 28-13 土地の所有者を父、家屋の所有者を子として土地付き家屋を購入した場合、それぞれに住宅借入金等特別控除を適用した。 28-13 土地付き家屋を購入した場合に住宅借入金等特別控除の対象となるのは、家屋の購入とともにその家屋の敷地の取得に要する資金に充てるための借入金とされていることから、事例の場合、父は、土地の購入しかしていなかった

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和7年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
28-14 夫婦共有(持分1/2ずつ)の家屋について、すまい給付金を夫20万円、妻25万円交付を受けた場合の住宅借入金等特別控除額の計算の際、交付を受けた合計額45万円を計算明細書の交付を受ける補助金等の額の欄に記載し、各人の計算明細書を作成した。	め、住宅借入金等特別控除の適用を受けることはできない(措令26⑨)。 28-14 共有持分を有する家屋に関し、すまい給付金の交付を受ける場合には、実際に交付を受けた金額ではなく、給付基礎額(持分割合を乗ずる前の金額)を記載することとなる。 なお、給付基礎額が不明な場合は、給付額÷家屋の共有持分で計算した金額を記載することとなる。 (例) 夫：補助金等の額20万円÷1/2=40万円 40万円を給付基礎額として計算明細書に記載 妻：補助金等の額25万円÷1/2=50万円 50万円を給付基礎額として計算明細書に記載 (注) 1 すまい給付金は、持分保有者の収入額(都道府県民税の所得割額)に基づき給付基礎額が決定され、給付基礎額に登記上の持分割合を乗じた額が給付される。 2 すまい給付金制度は、令和3年12月末までに引き渡され入居が完了した住宅が交付対象となる。ただし、一定の期間内(家屋の新築は令和2年10月1日から令和3年9月30日まで、分譲住宅及び既存住宅の取得は令和2年12月1日から令和3年11月30日まで)に契約した場合は、令和4年12月末までに引き渡され、入居が完了した住宅が交付対象となる。
28-15 夫婦共有の家屋(取得価額4,000万円)を妻単独名義(夫は連帯保証人)の借入金4,000万円で購入した翌年以降に、借入金の契約を変更して妻名義2,000万円、夫名義2,000万円の借入金に変更した場合、変更の年以後の年分について夫も住宅借入金等特別控除の適用を受けることができるとした。	28-15 住宅借入金等特別控除は、政令で定める家屋を取得等して、取得等に係る借入金等を有していることが要件とされている(措法41①)。 事例の場合、夫は連帯保証人にすぎず、家屋の取得時に借入金等を有していない。 したがって、その後、夫名義の借入金が発生したとしても、その借入金は新たに生じた債務であり、家屋の取得等のための借入金を借り換えるものには当たらないため、住宅借入金等特別控除の適用を受けることはできない。 なお、当初の借入れが妻単独の借入れではな

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和7年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
28-16 新築の日前2年以内に、金融機関等からの借入金により先行取得した土地等について、家屋を目的とする抵当権が設定されていないにもかかわらず、その土地等に係る借入金を控除対象とした。 28-17 定期借地権付住宅の購入資金に充てるための借入金についても、住宅借入金等特別控除の対象となり得るが、地主に対して権利金を支払う場合と、保証金を支払う場合とで同じ取扱いをした。	く、妻と夫の連帯債務である場合においては、夫も住宅借入金等特別控除の適用を受けることができる。 28-16 家屋の敷地の用に供する土地等を新築の日前2年以内に取得（先行取得）した場合にその土地等の取得に要する借入金が金融機関等からの借入金である場合には、家屋を目的とする抵当権が設定されていなければ控除対象とならない（措法41①一、措令26⑨六イ）。 なお、国家公務員共済組合等からの借入金又は債務については、債務者又は敷地の購入者が一定期間内に居住用家屋の建築を行うことが貸付条件とされており、かつ、条件に沿ってなされたことについて債権者の確認を受けている場合などにおいては、家屋を目的とする抵当権の設定がなくても対象となる（措法41①一、措令26⑨六ロ）。 28-17 借地権の設定の対価として、地主に権利金を支払う場合には、その権利金の支払に充てるための借入金は、原則として控除対象となる。 借地権の設定に際して、地主に保証金を預託する場合には、その保証金そのものは借地権の設定の対価ではないため、その支払に充てるための借入金は、控除対象とはならない。 しかし、その定期借地権を設定した日の属する年の月における基準年利率未満の約定利率による利息の支払があるとき又は支払うべき利息がないときは、基準年利率による一定の計算方法によって計算した金額を土地等の取得の対価の額として取り扱うこととされ、その取得対価の額に相当する借入金を、原則として控除対象とする（措通41-28、財産評価基本通達27-3(2)）。 （注）「基準年利率」とは、財産評価基本通達4-4に掲げる利率をいう（令7.5.26付課評2-20「令和7年分の基準年利率について（法令解釈通達）」参照）。

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和7年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
「<財産評価基本通達 27-3(2)>」 保証金等の額に相当する金額 保証金等の額に相当する金額 定期借地権等の 設定期間年数に 応じる基準 年利率の複利 現価率 保証金等の額に相当する金額 保証金等の額に相当する金額 約定利率 定期借地権等の 設定期間年数に 応じる基準 年利率の複利 年金現価率	
【計算例】（令和7年3月に保証金1,500万円、設定期間50年の一般定期借地権で、契約終了時に無利息で返還する契約を締結） （保証金の額） （保証金の額） （設定期間50年に 応じる年1.50%の複利 現価率（注）） （適用対象金額） 1,500万円 - 1,500万円 × 0.475 = 7,875,000円 （注）令和7年3月の基準年利率は1.50%	
28-18 年末に住宅借入金の繰上返済をした結果、借入先から送付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書」に記載された年末残高の予定額より実際の残高が少なくなったが、予定額に基づき、住宅借入金等特別控除の計算を行った。 28-19 住宅借入金等特別控除の適用を受けている者が、住宅借入金の借換えをした場合、当初の住宅借入金と新たな住宅借入金の償還期間の合計が10年以上であれば、住宅借入金等特別控除の適用を受けられることとした。	28-18 住宅借入金等特別控除額の計算は、その年の12月31日における住宅借入金等の金額の合計額を基に計算することとされている（措法41②③④、41の2）。 事例の場合、12月31日における実際の住宅借入金等の残高を基に、住宅借入金等特別控除額の計算をすることとなる（措通41-22）。 なお、繰上返済等の結果、当初からの償還期間が10年未満となる住宅借入金等については、繰上返済等をしたその年分以後、住宅借入金等特別控除の適用はできない（措通41-19）。 28-19 住宅借入金等の借換えをした場合は、新たな借入金が次の要件等を満たす場合には、住宅借入金等特別控除の対象となる借入金として取り扱われる（措通41-16）。 ① 新たな借入金が当初の借入金の返済のためのものであることが明らかであること ② 新たな借入金の償還期間が10年以上であること したがって、新たな借入金の償還期間が10年未満であれば適用されない（措通41-19）。 なお、新たな借入金の当初金額が借換え直前の当初借入金残高を上回っている場合には次の算式により計算した金額が対象となる住宅借入金等の年末残高となる。 借換えによる 新たな住宅借入金等の 年末残高 × 借換え直前の 当初住宅借入金等 残高 借換えによる 新たな住宅借入金等 の当初金額

【計算例】（令和7年3月に保証金1,500万円、設定期間50年の一般定期借地権で、契約終了時に無利息で返還する契約を締結）

（保証金の額）

（保証金の額）

（設定年数50年に
応じる年1.50%の複利
現価率^{（注）}）

（適用対象金額）

1,500万円

1,500万円

×

0.475

=

7,875,000円

（注）令和7年3月の基準年利率は1.50%

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和7年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
28-20 当初借入金の償還期間が10年未満であったため、住宅借入金等特別控除の適用を受けることができなかった場合は、適用期間中に償還期間を10年以上に変更した場合であっても、その後、住宅借入金等特別控除の適用を受けることができないとした。	28-20 借入金の償還期間が10年未満であったため住宅借入金等特別控除を適用できなかった場合であっても、翌年以後に償還期間を10年以上に変更すれば、変更した年分から入居後10年（又は13年）を経過するまでの年分については、住宅借入金等特別控除を適用できる（措法41①一～四）。
28-21 金融機関からの借入れであっても、金利が0.2%未満の借入金は住宅借入金等特別控除の対象とならないとした。	28-21 償還期間が10年以上で、割賦償還の方法により返済することとされている金融機関からの借入金である場合には、その利率が0.2%未満であっても、住宅借入金等特別控除の対象となる借入金に該当する（措法41①一、四、41②、措令26③一、二、措規18の21②、措通41-21）。 （注）金利が0.2%未満の場合に対象外となるのは、給与所得者等が使用者等から、使用人である地位に基づいて借り入れた借入金又は債務である。
28-22 住宅借入金等特別控除の再適用に当たり、2年間の予定で海外赴任することになったが、海外赴任期間中、居住していた家屋を3年間賃貸することから、2年後に帰国後、1年間賃貸住宅に入居しその後、自己の家屋に再居住するため、再適用は認められないとした。	28-22 住宅借入金等特別控除の再適用の要件として、転任の命令に伴う転居等により家屋に居住しないこととなった後に、再びその家屋に居住することを要件としているが、転任の命令に伴う転居等の事由が解消してから再居住するまでの期間に制限は設けられていない（措法41②）。 したがって、転任の命令に伴う転居に基因して居住の用に供しなくなった後、再居住するのであるから、他の要件を満たせば住宅借入金等特別控除の再適用は認められる。 なお、再居住した年の途中まで家屋を賃貸していた場合には、再居住した年の翌年から再適用が認められる。
28-23 海外赴任中（非居住者）、帰国後に居住するための住宅の取得等をした場合、非居住者期間中に取得等をした住宅について、住宅借入金特別控除の適用はできないと指導した。★	28-23 平成28年4月1日以後に住宅の取得等をする場合、居住者が満たすべき要件と同様の要件の下で、非居住者が住宅の取得等をする場合にも適用できるとされた（措法41）。 なお、平成28年3月31日以前に取得した場合には、居住者のみである（平28改措法附則76）。

誤った取扱い	正しい取扱い																												
28-24 Aは、令和X1年に新規住宅をその居住の用に供したが、その3年後（令和X4年）に従前住宅を譲渡した。 この場合において、従前住宅の譲渡につき、居住用財産の譲渡所得の特別控除（措法35①）の適用を受ける場合であっても、新規住宅について、住宅借入金特別控除の適用を受けることができるとした。	28-24 新規住宅をその居住の用に供した個人が、その居住の用に供した日の属する年、その年の前年、前々年又は翌年以後3年以内（令和2年3月31日以前に従前住宅を譲渡する場合は翌年以後2年以内）の各年中において、従前住宅等を譲渡した場合において、その者が従前住宅等の譲渡につき次に掲げる特例の適用を受けるときは、新規住宅について住宅借入金特別控除の適用を受けることはできない（措法41②⑤、令2改措法附則71、75）。 イ 居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例（措法31の3） ロ 居住用財産の譲渡所得の特別控除（措法35①） ハ 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例（措法36の2、36の5） ニ 既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例（措法37の5） （注）上記各年中において、先行して新規住宅に係る住宅借入金等特別控除を適用している場合は、当該控除を否認する義務的修正申告をすれば従前住宅の譲渡に係る特例を適用することができるが、先行して従前住宅の譲渡に係る特例を適用している場合は、新規住宅の譲渡に係る住宅借入金等特別控除を適用することはできないことに留意する。																												
《重複適用の可否》 <table><tr><th>年分</th><th>前々年</th><th>前年</th><th>居住の用に供した年</th><th>1年目</th><th>2年目</th><th>3年目</th></tr><tr><th>従前住宅の譲渡の時期</th><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>令和2年3月31日以前</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>○</td></tr><tr><td>令和2年4月1日以後</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td></tr></table>		年分	前々年	前年	居住の用に供した年	1年目	2年目	3年目	従前住宅の譲渡の時期							令和2年3月31日以前	×	×	×	×	×	○	令和2年4月1日以後	×	×	×	×	×	×
年分	前々年	前年	居住の用に供した年	1年目	2年目	3年目																							
従前住宅の譲渡の時期																													
令和2年3月31日以前	×	×	×	×	×	○																							
令和2年4月1日以後	×	×	×	×	×	×																							
28-25 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除の特例の適用と、買換え資産の取得に係る住宅借入金等特別控除の適用は、重複できないとした。	28-25 居住用財産の譲渡損失の金額が生じた場合には、特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除の特例（措法41の5）と住宅借入金等特別控除は重複適用できる（措法41②⑤）。																												

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和7年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
28-26 平成29年4月に、A（給与所得者）から中古のマンションを購入した納税者に対し、当該マンションの取得は「特定取得」に該当する旨説明した。★ 28-27 ソーラーパネル葺住宅（建材型ソーラーパネルを使用したもの）を取得した者の住宅借入金等特別控除額の計算について、建材型ソーラーパネルの取得対価相当額を家屋の取得価額に含めなかった。 また、売電による収入があるため、居住用割合については、面積あん分しなければならないとした。 ＜特別特定取得＞ 28-28 令和2年8月に、新築住宅（消費税額等合計額の金額が10%の税率により課されるべきもの）を居住の用に供し、住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合、控除期間は10年間であると説明した。 ＜特例取得＞ 28-29 令和2年2月に新築住宅に係る請負契約（同年11月引渡し予定）を締結したが、新型コロナウイルス感染症の影響により工事が遅延したため、令和3年1月に新築住宅の引渡しを受け入居することとなった。 この場合、令和2年12月31日までに居住の用に供していないことから、住宅借入金等特別控	28-26 「特定取得」とは、その住宅の取得等をした家屋の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等合計額の全額が、8%又は10%の税率により課されるべき消費税額等である場合の住宅の取得等をいう（措法41⑤）。 事例の場合、個人間の売買契約であり、住宅の取得等に係る対価の額等に消費税は課されないため、「特定取得」に該当しない。 28-27 ソーラーパネル葺住宅及び家屋と一体として取得した据置型のソーラーパネルの取得価額も家屋の取得対価の額に含まれる（措通41-24）。 また、売電による収入がある場合にも、その設備は建物の一部又は建物と一体として取得するものであるから、居住用割合のあん分計算をする必要はない（措令26⑦）。 28-28 令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間に、消費税額等合計額の金額が10%の税率により課されるべきものである場合の住宅を居住の用に供した場合については、控除期間は13年間となる。 なお、11年目から13年目までの3年間は、各年末の借入金等の金額に1%を乗じた金額と消費税増税分に当たる「建物購入金額（税抜）の2%」の金額を3で除した金額のいずれか少ない金額を控除することとなる。（措法41⑮ないし⑰） （注）新型コロナウイルス感染症等の影響による特例については、<u>問28-28</u>を参照 28-29 住宅の取得等で特別特定取得（消費税額等合計額の金額が10%の税率により課されるべきもの）に該当するものをした個人が、特別特定取得をした家屋を、令和2年12月31日までにその者の居住の用に供することができなかった場合において、 ① 新型コロナウイルス感染症の影響等によ

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和7年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
除の適用期間は、令和3年からの10年間であると説明した。	り、令和2年12月31日までに居住の用に供することができなかったこと ② 注文住宅を新築する場合、家屋の特別特定取得に係る契約が令和2年9月30日まで（分譲住宅・既存住宅を取得する場合又は増改築等をする場合は令和2年11月30日まで）に締結されていること ③ 令和3年1月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供すること の各要件を満たせば、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除期間の特例（控除期間13年間）を適用できる（措法41⑮⑱、新型コロナ税特法6④⑤、新型コロナ税特令4③）。 事例の場合、上記①～③の各要件を満たすことから、住宅借入金特別控除の適用期間は、令和3年からの13年間となる。
28-30 令和元年10月30日に中古住宅を購入し、その後、増改築工事（令和2年2月15日契約締結）を行い令和2年4月15日に入居する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響で増改築工事が長引き（令和2年5月30日工事完了）、入居できたのは令和2年6月1日であった。 この場合、中古住宅の取得日から6か月以内に入居していないため、中古住宅の取得部分については、住宅借入金等特別控除を適用できないとした。	28-30 既存住宅の取得をし、かつ、当該既存住宅をその者の居住の用に供する前に当該既存住宅の増改築等をした個人が、当該既存住宅をその取得の日から入居までに6月以内にその者の居住の用に供することができなかった場合において、 ① 新型コロナウイルス感染症の影響により、既存住宅を取得の日から6月以内にその者の居住の用に供することができなかったこと ② 増改築等の契約が、既存住宅の取得の日から5月を経過する日又は新型コロナ税特法の施行の日（令和2年4月30日）から2月を経過する日のいずれか遅い日までに締結されていること ③ 増改築等の日から6月以内に当該既存住宅をその者の居住の用に供すること の各要件を満たす場合には、住宅借入金等特別控除を適用できる（措法41①③⑤、新型コロナ税特法6①②、新型コロナ税特令4①）。 事例の場合、上記①～③の各要件を満たすことから、中古住宅の取得部分についても、住宅借入金等特別控除を適用できる。 （注）特別特定取得については間28-27参照

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和7年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
＜特例特別特例取得＞ 28－31 床面積が50㎡未満の家屋については、住宅借入金等特別控除の適用は一切できないとした。	28－31 新型コロナウイルス感染症の影響等により、住宅を取得する環境が厳しくなっている中で、幅広い購入層の需要を喚起する観点から経済対策として、上記28－29記載の期間に住宅の特別特例取得の契約をし、令和3年1月1日から令和4年12月31日までの間に居住の用に供した場合において、合計所得金額が1,000万円以下の者については、床面積が40㎡以上50㎡未満の家屋であっても、住宅借入金等特別控除が適用される（新型コロナ税特法6の2④）。 また、税制改正により、令和4年1月1日以後に居住の用に供した場合で、認定住宅等に該当する場合は令和7年12月31日以前に建築確認を受けた住宅（新築又は建築後使用されたことのないものの取得に限る。）、認定住宅等に該当しない場合は令和5年12月31日以前に建築確認を受けた住宅（新築又は建築後使用されたことのないものの取得に限る。）であれば、合計所得金額が1,000万円以下の者については、床面積が40㎡以上50㎡未満の家屋であっても、住宅借入金等特別控除が適用される（措法41㉔㉕、措令26㉔）。
【29住宅耐震改修特別控除】 29－1 地震に備えて、昭和60年に新築した家屋の耐震改修工事を行い、その費用の10％相当額を住宅耐震改修特別控除として、所得税額から控除した。	29－1 令和7年12月31日までに個人が住宅耐震改修を行った場合で、一定の要件（※1）を全て満たすとき、一定の金額（※2）をその年分の所得税額から控除できる（措法41の19の2、措令26の28の4、措規19の11の2）。 事例の場合、昭和56年5月31日以前に建築されたものではないことから、一定の要件を満たしておらず、住宅耐震改修特別控除を適用できない。 ※1 一定の要件とは、以下の要件をいう。 ① 昭和56年5月31日以前に建築された家屋であって、自己の居住の用に供する家屋であること ② 耐震改修（地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕または模様替えをいう。以下同じ。）をした家屋が、現行の耐震基準に適合するものであること

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和7年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
29-2 会社員である個人が、自己の居住の用に供する家屋について住宅耐震改修工事を行ったが、その後勤務先の転勤命令により、その年の12月末まで引き続き居住することができなくなったため、住宅耐震改修特別控除の適用はできないとした。 29-3 住宅耐震改修工事を行い、地方公共団体から「住宅耐震改修証明書」の交付を受けたが、増改築に係る住宅借入金等特別控除を受けたため、住宅耐震改修特別控除の適用はできないとした。 29-4 住宅耐震改修特別控除の適用年分について、住宅耐震改修証明書の「証明書日付」の属する年とした。 29-5 家屋の所有者以外の者が、居住している当該家屋について耐震改修工事を行った場合、住宅	③ 2以上の住宅を所有している場合には、主として居住の用に供すると認められる住宅であること ※2 一定の金額とは、以下の金額をいう。 住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額（補助金等の交付を受ける場合には、その補助金等の額を控除した金額）の10%に相当する金額（100円未満切捨て） ① 平成26年4月1日から令和3年12月31日までの間に耐震改修工事をした場合の限度額・・・25万円 （注）特定取得でない場合は最高20万円 ② 令和4年1月1日から令和7年12月31日までの間に耐震改修工事をした場合の限度額・・・25万円 29-2 住宅耐震改修特別控除の要件は問29-1のとおりであるが、その年の12月末まで引き続き居住することは要件とされていない（措法41の19の2）。 したがって、当該耐震改修工事を行ったときにおいて、その家屋を居住の用に供していれば住宅耐震改修特別控除の適用を受けることができる。 29-3 住宅借入金等特別控除の要件及び住宅耐震改修特別控除の要件（問29-1参照）を満たせば、重複適用は可能である。 ただし、要耐震改修住宅に係る住宅借入金等特別控除（措法41㉟）の適用を受ける場合は、住宅耐震改修特別控除を適用できない（措法41㉟括弧書）。 29-4 住宅耐震改修特別控除の適用年分は、住宅耐震改修証明書に記載された「耐震改修が完了した日」の属する年分となる（措通41の19の2-1）。 29-5 措法41の19の2によると、「個人がその居住の用に供する一定の家屋の耐震改修を行った場

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和7年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
耐震改修特別控除の適用を受けることはできないとした。	合」と規定されており、住宅借入金等特別控除（新築又は中古家屋の取得）のように「個人が所有している家屋」という要件は付されていない（措法41㉔、41の3の2㉔）。 したがって、当該家屋を居住の用に供する個人であれば、住宅耐震改修特別控除の適用を受けることができる。
【30確定申告】 30－1 給与所得が1か所（年末調整済）で、給与所得及び退職所得以外の所得が20万円以下である納税者は、確定申告を要しない者であるから、医療費控除の適用を受けるための還付申告書を提出するときにも、給与所得のみで申告すればよいとした。	30－1 確定申告を要しない者（所法121）が、還付申告書を提出する場合には、給与所得及び退職所得以外の20万円以下の所得も申告に含める必要がある（所法122①）。
30－2 同族会社の役員（給与所得の年末調整済）が、その法人から貸付金利息を受け取っている場合、その金額が20万円以下であれば、確定申告の必要はないとした。	30－2 同族会社の役員については、年末調整済の給与（1か所）以外に、その同族会社から貸付金利息、不動産等の使用料の支払を受けている場合には、それらの所得を含めて計算した税額から配当控除及び年末調整に係る住宅借入金等特別控除の金額を控除した後の税額がある限り確定申告をしなければならない（所法120①、121①ただし書、所令262の2、措法41の2の2㉔二）。 なお、同族会社からの貸付金利息は通常雑所得に当たる。 （注）令和4年1月1日以後に提出期限が到来する所得税の確定申告書については、上記のとおり計算した所得税の額の合計額が配当控除等の額を超える場合であっても、控除しきれなかった外国税額控除の額があるとき、控除しきれなかった源泉徴収税額があるとき、又は控除しきれなかった予納税額があるときは、その申告書の提出を要しない。
30－3 2か所以上から源泉徴収の対象となる給与の支払を受けている者で、年末調整を受けていない従たる給与の収入金額と給与所得及び退職所得以外の各種所得の金額との合計額が20万円を	30－3 事例の場合でも、その年中に支払を受ける給与の収入金額の合計額から、雑損控除、医療費控除、寄附金控除、基礎控除以外の各所得控除の合計額を差し引いた金額が150万円以下で、か

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和7年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
超える場合は、確定申告しなければならないとした。	つ、給与所得及び退職所得以外の所得の金額の合計額が20万円以下の場合は、確定申告義務はない（所法121①二、所基通121－6）。 （注）各種所得の金額の合計額に算入される一時所得の金額及び総合長期譲渡所得の金額は、それぞれ2分の1した後の金額となる（所法22②二）。
30－4 その年中に2以上の給与等（源泉徴収の対象となる給与等）の支払者から給与等の支払を受ける場合は、申告義務が生ずるとした。	30－4 給与所得者の申告不要の要件である「一の給与等の支払者から給与等の支払を受け」とは、その年中の同一時点においては二以上の給与等の支払者から給与等の支払を受けることがない場合をいうのであるから、二以上の給与等の支払者から給与等の支払を受ける場合であっても、同一時点で二か所に勤務しておらず、給与所得及び退職所得以外の所得金額が20万円以下の場合には、申告義務は生じない（所法121①一、所基通121－4）。
30－5 2か所から給与の支払を受けている者で、1か所は国内の会社からの給与200万円、もう1か所は国外の会社から直接受ける給与が15万円である場合、従たる給与が20万円以下であるため、確定申告は不要であるとした。	30－5 2か所以上から給与等の支払を受けている場合で、その給与等の全部が、源泉徴収対象のものである場合には、従たる給与等の支払者から支払を受ける金額が20万円以下であるときは、確定申告は不要とされているが、その給与が源泉徴収対象でない場合には、確定申告が必要となる（所法121①二、所基通121－5(3)）。
30－6 不動産所得を有している給与所得者について、青色申告特別控除（55万円又は65万円）後の不動産所得金額が20万円以下となることから、確定申告書の提出を要しないとした。	30－6 確定申告を要しない規定（所法121①）が適用されるか否かを判断する場合における「給与所得及び退職所得以外の所得金額」とは、所得税法及びその他法令の規定により確定申告書の提出等を要件として適用される特例等を適用しないで計算した当該所得金額をいう旨定められている（所基通121－6）ところ、事例の場合の不動産所得の金額は、確定申告等の提出を要する55万円（一定の要件を満たす場合は65万円。間11－21参照）の青色申告特別控除を適用しないで算定（10万円の青色申告特別控除額控除後）した金額が20万円超となることから、確定申告書の提出を要することとなる（措法25の2①⑥）。

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和7年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
30-7 給与所得者が提出した医療費控除を受けるための還付申告書（所法122）に誤りがあり、正當に計算しなおすと還付税額が発生しないので、還付申告書が撤回できるとした。 30-8 アパートの貸付けをしている会社員が不動産所得の金額が赤字であったとして給与所得と損益通算を行い、給与所得に係る源泉所得税の還付を受けたが、不動産所得を調査したところ10万円の所得があることが判明した。この場合に、所法121《確定所得申告を要しない場合》の規定の適用があるとした。 30-9 青色申告の承認を受けていた被相続人の事業を承継した相続人が青色申告の承認を受けるには、新たな事業の開始であるから、承継した事業の開始の日から2か月以内に青色申告の承認申請書を提出しなければならないとした。	なお、10万円の青色申告特別控除額を適用する場合には、確定申告書への記載等の手続き要件はないことから、控除適用後の所得金額が20万円以下となる場合には、確定申告書の提出は要しない。 30-7 申告書に記載されたところによれば所法121の規定に該当することとなる者から提出された申告書で第3期分の税額の記載があるものについてのみ当該申告書の撤回ができる（所基通121-2）。 そうすると、事例のように還付される税額が記載されている所法122の規定に該当する確定申告書の撤回はできないこととなる。 30-8 還付申告書を提出している場合は、所法121及び所基通121-2を適用することはできないので、不動産所得を10万円とする課税処理がなされることとなる（所法121、所基通121-1(1)、121-2）。 30-9 既に青色申告の承認を受けている被相続人の事業の承継により、新たに事業を開始する場合、その相続人に係る青色申告の承認申請書は、相続開始を知った日（死亡の日）から4か月を経過する日（準確定申告書の提出期限）と青色申告の承認があったものとみなされる日のいずれか早い日までに提出すればよいこととされている（所法144、147、所基通144-1）。 具体的には、次のようになる。 (1) その死亡の日が1月1日から8月31日までの場合 死亡の日から4月以内 (この場合のみなし承認は12月31日) (2) その死亡の日が9月1日から10月31日までの場合 その年の12月31日 (この場合のみなし承認は12月31日) (3) その死亡の日が11月1日から12月31日までの場合 翌年2月15日まで (この場合のみなし承認は翌年2月15日)

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和7年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
30-10 従前から事業的規模に至らない程度の不動産貸付業を営んでいる者が、本年7月に事業所得を生ずべき事業を開始した場合に、事業を開始した日から2月以内に青色申告承認申請書を提出したときは、本年分から青色申告が認められるとした。	30-10 所法144に規定する「新たに業務を開始した場合」とは、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務のいずれも営んでいない者が、いずれかの業務を開始した場合をいう（所法143、144括弧書）。 したがって、事例の場合は、本年3月15日までに青色申告承認申請書を提出していない限り、本年分について青色申告によることはできない。
30-11 給与等の支払者が給与所得者等から源泉徴収した税額を納付していない場合、その給与所得者等は還付申告により還付を受けることはできないとした。★	30-11 給与の支払を受けた者の所得税の還付については、源泉徴収義務者が所得税を徴収して国に納付すべき日に、その納付があったものとみなされる（所法223）ため、支払者に徴収された源泉所得税が未納になっていても、還付を受けることができる。 一方、給与自体が未払いの場合は支払金額及び源泉徴収税額が源泉徴収票に内書され、源泉所得税が納付されるまで（給与が支払われるまで）還付が留保される（所法138②）。
30-12 未納源泉税額がある還付申告書を提出していた者が、国税の徴収権が消滅した後に、未納状態が解消されたとして、「源泉徴収税額の納付届出書」を提出して未納源泉税額に係る還付を求めてきた場合、徴収権が消滅しているため、還付することはできないとして届出書を受理しなかった。	30-12 「源泉徴収税額の納付届出書」は、国税の徴収権が消滅した後も提出することができる（所令267①③、通法74）。
30-13 租税条約に基づく所得税等の免除を受けるための「租税条約に関する届出書」を提出（租税条約等実施特例省令8②）しなかったため、給与収入から所得税等が源泉徴収された中国人留学生に対して、確定申告をすることにより所得税等の還付を受けることができるとした。	30-13 日中租税協定21条により中国人留学生のその生計、教育のために受け取る給付又は所得については、租税が免除されることとされているが、租税条約に基づく租税の軽減又は免除を受けるためには、給与等の支払日の前日までに、支払者を經由して「租税条約に関する届出書」を、その支払者の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない（租税条約等実施特例省令8②）。 したがって、事例の場合、源泉徴収は適法になされていることになるため、受給者が確定申告により還付を求めることはできない。

個人課税関係誤りやすい事例（所得税法関係）【令和7年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
【31電子申告関係】 31－1 電子申告に当たって第三者作成書類（給与所得の源泉徴収票や医療費の領収書等）の添付を省略した者に対し、内容を入力して送信していることから、給与所得の源泉徴収票や医療費の領収書等の保存は必要ないと説明した。 31－2 納税者が死亡した場合の準確定申告を電子申告により行う場合、相続人全員の電子署名等が必要であるとした。	ただし、後日、「租税条約に関する届出書」及び「租税条約に関する源泉徴収税額の還付請求書」を、支払者を通じて、支払者の納税地の所轄税務署長に提出することにより、源泉徴収された所得税等の還付を請求することができる（租税条約等実施特例省令8③）。 31－1 税務署長は、原則として確定申告期限から5年間、その入力内容の確認のために当該書類を提出又は提示させることができ、これに応じなかった場合には、確定申告書の提出に当たって当該書類の提出又は提示をしたことにはならないので、添付省略とした第三者作成書類についても保存が必要となる（国税デジタル省令5③⑤⑥）。 （注）1 平成23年12月の税制改正により増額更正期間が3年から5年に延長されたことに伴い、保存期間も5年に延長された（平成27年国税庁告示第9号）。 2 平成31年4月1日以後、過年分を含めた全ての所得税の確定申告書の提出の際、給与所得、退職所得及び公的年金等の源泉徴収票、上場株式配当等の支払通知書等の添付又は提示を要しないこととされている（平31改所法附則6②）。 31－2 令和2年分以後の準確定申告を電子申告により行う場合、申告データを送信する相続人以外の相続人が申告内容を確認した「準確定申告の確認書」のイメージデータとともに、申告データを送信する相続人代表の電子証明書を添付した上で送信することとなるため、相続人代表以外の電子署名等は不要である（国税デジタル省令5①二、令和元年国税庁告示第25号）。

個人課税関係誤りやすい事例（消費税法関係）【令和7年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
【課税範囲】 1 個人事業者（消費税の課税事業者）が、副業として月額10万円で店舗一戸の賃貸も行っている場合、この貸店舗の賃貸料は消費税の課税の対象とならないとした。 2 不動産賃貸業者（消費税の課税事業者）が、たまたま自己の趣味に関する講演を依頼され講演料を受領した場合でも、既に消費税の課税事業者であることから、この講演料を消費税の課税の対象とした。 3 個人事業者（消費税の課税事業者）が、家事用資産を売却した場合、事業者が行ったものとして、消費税の課税の対象になるとした。 4 建物の賃貸借契約の締結に当たって受領する保証金や敷金などのうち、契約の終了に伴って返還するとされているものを、消費税の課税の対象にした。	1 消費税は、国内において事業者が「事業」として対価を得て行う資産の譲渡等を課税の対象としており、この場合の「事業」とは、所得税法上の所得区分にかかわらず、「同種の行為を、反復、継続かつ独立して遂行すること」をいい、規模を問わないのが基本的な考え方である。 よって、建物の賃貸を反復、継続かつ独立して遂行しているものと認められる場合には、その規模の大小にかかわらず、「事業」として行われる資産の譲渡等の対価として消費税の課税の対象となる（消法2①八、4①、消基通5-1-1）。 2 消費税の課税対象となる資産の譲渡等には、その性質上事業に付随して対価を得て行われる資産の譲渡等（いわゆる付随行為）を含むとされているが、事例の場合の講演は不動産賃貸業とは無関係であるから、「その性質上事業に付随」する資産の譲渡等には当たらない。 よって、講演活動が反復、継続かつ独立して遂行しているものと認められない場合には、「事業」として対価を得て行われる資産の譲渡等に該当せず消費税の課税の対象とはならない（消法2①八、4①、消令2③、消基通5-1-1、5-1-7）。 3 家事用資産の売却については、たとえ事業者が行ったものであっても、「事業として行われる資産の譲渡等」に該当しないことから、課税の対象とはならない（消基通5-1-1（注）1）。 4 賃貸借契約に当たって受領する保証金、権利金、敷金又は更改料のうち、後日に返還しないものは、権利の設定の対価であるから資産の譲渡等の対価に該当するが、賃貸借の終了時等に返還するものは、一種の預り金であり資産の譲渡等の対価に該当しない（消基通5-4-3）。 なお、期間の経過又は契約の終了により返還しないこととなる部分の金額がある場合には、返還されないことが確定した課税期間において資産の譲渡等

個人課税関係誤りやすい事例（消費税法関係）【令和7年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
5 賃貸マンションの売買の際に、売買当事者間の合意に基づき固定資産税・都市計画税の未経過分を買主が分担することとなったが、地方公共団体に対して納付すべき固定資産税等の預り金（不課税扱い）として課税標準に含めなかった。★	の対価となる（消基通9-1-23）。
6 国民健康保険料の滞納等で保険証の交付を受けられない者が、いわゆる資格証明書により診察を受けた場合においては、診察料の全額を自己負担しなければならないことから、自由診療収入として課税売上げとした。	5 不動産売買契約における公租公課の分担金（未経過固定資産税等）は、私人間で行う利益調整のための金銭の授受であり、不動産の譲渡対価の一部を構成するものであるから、固定資産税・都市計画税の未経過分を含めた譲渡価額のうち、建物部分が課税の対象となる（消法2①八、28①、消基通10-1-6）。 6 保険証の交付を受けられない者が資格証明書により自己の費用負担で受ける診察であっても、当該診療は国民健康保険法の規定に基づく診察（社会保険診療報酬）となるため非課税となる（消法別表1六イ、消基通6-6-1(1)）。
7 認可外保育施設が行う乳児又は幼児を保育する業務に係る資産の譲渡等は、消費税の課税の対象になるとした。	7 平成17年厚生労働省告示第128号に規定する基準を満たし、各都道府県知事等からその基準を満たす旨の証明書の交付を受けた認可外保育施設が、上記証明書の交付を受けた日以降に行う乳児又は幼児を保育する業務に係る資産の譲渡等は、非課税となる（消法別表2七ハ、消令14の3一、消基通6-7-7の2(1)）。
8 取引先の借金の保証を行っていた事業所得者が、取引先の倒産によりその保証債務の履行を求められ、やむなく自分の工場を売却して債務の履行を行ったが、この場合、保証債務の履行のための譲渡であるから、消費税は課税されないとした。	8 消費税が課される「事業として対価を得て行われる資産の譲渡」には、その性質上事業活動に付随して行われる取引も含まれる。 事業の用に供している建物の売却は、付随行為に該当し、資産の譲渡はその原因を問わないのであるから、たとえ他の者の債務の保証を履行するために行う資産の譲渡であっても、課税の対象となる（消法2①八、消令2③、消基通5-1-7(3)、消基通5-2-2）。
9 賃貸ビルの売却に伴い、入居者が貸主から受領した賃貸借契約の解除に伴う立退料を課税標準に含めていた。 なお、本件の立退料は、いわゆる借家権の譲渡の	9 建物等の賃借人が賃貸借の目的とされている建物等の契約の解除に伴い賃貸人から収受する立退料は、賃貸借の権利が消滅することに対する補償、営業上の損失又は移転等に要する実費補償などに伴い

個人課税関係誤りやすい事例（消費税法関係）【令和7年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
対価に該当しない。 10 車両燃料の軽油をガソリンスタンドから購入した際、ガソリンスタンドからの請求書では、軽油代とは別に軽油引取税が記載されているにもかかわらず、当該軽油引取税を含む全額について、課税仕入れの対象になるとした。	授受されるものであり、資産の譲渡等の対価に該当しない。 なお、借家権の譲渡対価である立退料は、売買目的となる権利の譲渡対価であり、課税の対象となる（消基通5-2-7）。 10 軽油引取税については、不課税取引であることから軽油の購入者は軽油引取税を課税仕入れとすることはできない。 ただし、ガソリンスタンドからの請求書等に、軽油代と軽油引取税が明確に区分して記載されていない場合は、全額が軽油の購入者の課税仕入れの対象となる（消基通10-1-11）。
【非課税取引】	
11 1月に満たない短期間において更地を貸し付けた場合、土地の貸付けであるとして非課税とした。	11 土地の譲渡及び貸付けについては非課税とされているが、契約による土地の貸付けに係る期間が1月に満たない場合には、課税の対象となる（消法6①、消令8、消法別表2一、消基通6-1-4）。
12 貸店舗の賃料を地代と家賃に区分する契約を行っていた場合、土地部分は非課税であるとした。★	12 建物その他の施設の貸付け等に伴って土地を使用させる場合において、建物の貸付け等に係る対価と土地の貸付けに係る対価を区分しているときであっても、その貸付けは建物等の貸付けであって、建物の貸付け等に係る対価を便宜的に区分しているにすぎないと認められることから、その全体の賃貸料が資産の貸付けの対価として課税の対象となる（消法6①、消令8、消基通6-1-5（注）2）。
13 集合住宅とその敷地内にある駐車場の賃貸契約において、契約書に家賃と駐車場使用料を区分しないで賃貸料が記載されている場合は、全て駐車場付き住宅の貸付けとして非課税になるとした。	13 集合住宅の賃貸において、1戸当たり1台分以上の駐車スペースが確保されており、かつ、車の保有の有無にかかわらず割り当てがある場合で、駐車場料金を家賃と区別して収受していない場合に限り、その全体が住宅の貸付けとして非課税とされる（消法6①、消基通6-13-3）。

個人課税関係誤りやすい事例（消費税法関係）【令和7年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
14 住宅用として貸し付けている建物の譲渡は、非課税になるとした。 15 建物の用途を住宅として賃貸借契約している場合、後日、賃借人が賃貸人に無断で事業所として使用した場合、当該建物の賃借料は賃借人の課税仕入れに該当するとした。★	14 住宅の貸付けが非課税とされるのであり、譲渡については課税の対象となる（消法別表2十三）。 15 消費税法において住宅の貸付けが非課税となるのは、契約において人の居住の用に使用することが明らかにされている場合に限られるため、その契約を変更しない限り当初の契約により非課税となる（消法6①、同法別表2十三、消基通6-13-8（注））。 したがって、契約変更を行っていない場合には、賃借人が事業の用に供したとしても、当該建物の借受けは、賃借人の課税仕入れに該当せず、当該賃借料を仕入税額控除の対象とすることはできない（消法2①十二かっこ書、30①）。 なお、令和2年4月1日以後に行われる建物の貸付けについては、No. 16の事例を参照する。
16 建物を賃貸する際、居住用として賃貸すれば非課税であるが、賃貸借契約において貸付けに係る用途が明らかにされていない（用途を問わない）契約が締結された場合、居住の用に供することが明らかではないため、課税となるとした。	16 令和2年4月1日以後に行われる建物の貸付けについて、賃貸借契約において貸付けに係る用途が明らかにされていない（用途を問わない）契約が締結された場合であっても、その貸付け等の状況からみて人の居住の用に供されていることが明らかな場合については、非課税となる（消法別表2十三、令2改消法附則46）。 なお、貸付け等の状況からみて人の居住の用に供することが明らかな場合とは、例えば、住宅を賃貸する場合において、住宅の賃借人が個人であって、当該住宅が人の居住の用に供されていないことを賃貸人が把握していない場合をいう（消基通6-13-11(1)）。
17 土地の譲渡及び貸付けは非課税であることから、これらに伴い収受する仲介手数料についても非課税とした。	17 土地の譲渡又は貸付け等に関連する取引であっても、これらに係る仲介手数料は、売買等のあっせんという役務の提供の対価となるので、消費税の課税の対象となる（消法6①、消基通6-1-6）。
18 購入していた郵便切手や印紙を、金券ショップに売却した場合、その代金を非課税とした。	18 郵便切手や印紙が非課税となるのは、郵便局や印紙売りさばき所など一定の場所における譲渡に限られるから、これら以外の場所における郵便切手や印

個人課税関係誤りやすい事例（消費税法関係）【令和7年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
19 酒類小売店において、ビール券と引き換えにビールを販売した場合、物品切手の譲渡に当たるとして、非課税とした。	紙の譲渡については、消費税の課税の対象となる（消法別表2四イ、消基通6-4-1）。 19 物品切手と引き換えに物品を販売したのであるから、販売した時に課税資産の譲渡等を行ったことになる（消法別表2四ハ、消令11、消基通9-1-22）。
【参考】ビール券の取扱い（売買形式により取引をする場合） <pre> graph LR A[発行者] -- "① ビール券販売" --> B[卸売店] B -- "⑥ ビール券引渡し (代金請求)" --> A B -- "② ビール券販売" --> C[小売店] C -- "⑤ ビール券引渡し (代金請求)" --> B C -- "③ ビール券販売" --> D[消費者] D -- "④ ビール券引換え" --> C </pre> ① 発行者から卸売店への販売 物品切手等の発行は、物品の給付、役務の提供という給付請求権の原始的設定であり、物品切手等の譲渡には該当しない。 したがって、発行者が卸売店に対してビール券を引渡し、代金を受領する行為は消費税の課税対象外（不課税取引）となる（消基通6-4-5）。 ② 卸売店から小売店への販売 物品切手等の譲渡に該当し、非課税となる（消法別表第二第四号ハ）。 ③ 小売店から消費者への販売 ②と同様の取扱いとなる。 ④ 小売店における引換え ビール券と引換えにビールを引渡す取引は、課税資産の譲渡に該当し、課税売上げとなる。 ⑤ 小売店から卸売店への引渡し ビールと引換えられたビール券は、その引換えにより物品切手等ではなくなり、代金決済のための証拠書類となる。 したがって、引換え済みのビール券の引渡しは資産の譲渡等には該当せず、消費税の課税対象とはならない。この場合、支払を受ける金額から引換えに給付したビールの価額を差し引いた金額は、取扱手数料となり、課税対象となる。 ⑥ 卸売店から発行者への引渡し ⑤と同様の取扱いとなる。この場合、支払を受ける金額から引換え済みのビール券の引渡しを受けて支払う金額を差し引いた金額は、取扱手数料となり、課税対象となる。	
20 営業所として使用していた土地及び建物を第三者へ一括譲渡した場合において、売買契約書上、土地部分と建物部分の対価が区分されておらず、消費税額の明示もなかったため、譲渡代金全額を非課税とした。 21 ゴルフ会員権の譲渡を有価証券の譲渡として、非課税とした。	20 土地とその上に存する建物を一括して譲渡した場合には、譲渡代金を土地と建物部分に合理的に区分した上で、土地部分は非課税、建物部分は課税となる（消基通10-1-5）。 21 消法別表1二《有価証券等の譲渡》に規定する有価証券等には、船荷証券、貨物引換証、倉庫証券又は株式、出資若しくは預託の形態によるゴルフ会員

個人課税関係誤りやすい事例（消費税法関係）【令和7年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
22 ビットコインの譲渡を課税としていた。★	権等は含まれない（消基通6-2-2）。 22 ビットコインは、資金決済に関する法律2⑭《定義》に規定する暗号資産に該当するため、ビットコインの譲渡は非課税となる（消令9④）。 なお、平成29年6月以前において行った仮想通貨（暗号資産）の譲渡は消費税の課税対象となる。
【納税義務者】 23 日本国内に住所又は居所を有しない非居住者が、日本国内において商品を販売するような場合は、消費税の納税義務はないとした。	23 国内における課税資産の譲渡等につき、消費税を納める義務がある「事業者」とは個人事業者及び法人をいい、国内において課税資産の譲渡等を行う限り、非居住者についても消費税の納税義務はある（消法4①、5①、消基通5-1-11）。
24 非居住者である外国人プロ野球選手は、消費税の申告の必要があるとした。	24 平成28年4月1日以後に国外事業者（外国人プロ野球選手）が国内で行う芸能・スポーツ等の役務の提供については、「特定役務の提供」と位置付けられており、当該特定役務の提供を受けた国内事業者（プロ野球球団）が「特定課税仕入れ」として、「リバースチャージ方式」により申告・納税を行うこととなる（消法2①八の二・八の五、4①、5①、消令2の2）。
25 令和X3年分の納税義務の判定に当たって、基準期間が免税事業者であり、かつ、その基準期間の売上高が1,085万円（自令和X1年1月1日至令和X1年9月30日の売上高810万円、自令和X1年10月1日至令和X1年12月31日の売上高275万円）であった場合、税抜き計算をすれば課税売上高が1,000万円以下となることから、納税義務は免除されるとした。★	25 基準期間が免税事業者であった場合には、消費税等を納める義務を免除されていたのであるから、その課税売上高には消費税等は含まれていないため、税抜きにすることはできず、基準期間における課税売上高は、課税資産の譲渡等に伴って収受し又は収受すべき金額の全額（1,085万円）となるから、納税義務があることとなる（消基通1-4-5、最高裁平17.2.1判決）。
26 課税売上高が1,000万円以下の課税期間は、基準期間の課税売上高が1,000万円を超える場合であっても、確定申告をする必要がないとした。	26 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える場合には、たとえ課税売上高が1,000万円以下の課税期間であっても納税義務は免除されない（消基通1-4-1）。

個人課税関係誤りやすい事例（消費税法関係）【令和7年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
27 事業者が廃業して1年経過後に、新たな事業を開始した場合において、新規事業に係る基準期間における課税売上げがないことから免税事業者であったとした。 28 令和X年3月に個人事業者Aが死亡したため、Aの相続人である個人事業者BがAの事業を承継したが、A（被相続人）の基準期間の課税売上高が1,000万円を超えているにもかかわらず、B（相続人）自身の基準期間の課税売上高が1,000万円以下であったことから、納税義務はないと判断した。 29 問28の個人事業者Bが令和X年9月に死亡したため、個人事業者Bの相続人である個人事業者C（C自身の基準期間の課税売上高は1,000万円以下）は、Bが第一次相続によりAから相続した事業を更に相続（第二次相続）した。 この場合、Cの令和X年課税期間の消費税の納税義務の判定上、A及びBの基準期間の課税売上高を合計して判断するとした。	ただし、課税資産の譲渡等（特定資産の譲渡等に該当するもの及び免税となるものを除く。）及び特定課税仕入れがなく、かつ、納付税額がない課税期間については、確定申告をする必要がない（消法45①ただし書、消基通1-4-1（注））。 27 個人事業者における基準期間とは、その前々年というものとされており、新設法人とは異なり、基準期間は必ず存在するものである（消法2①十四）。 したがって、個人事業者の納税義務は、事業の継続性や事業内容の変更の有無に関係なく、基準期間の課税売上高が1,000万円を超えているか否かで判断することとなる（消法9①）。 28 自己が事業者でない者又は免税事業者である相続人の場合、相続があった年の納税義務は、被相続人の基準期間における課税売上高により判定する（消法10①、消基通1-5-4(1)）。 なお、その翌年又は翌々年については、相続人と被相続人の課税売上高の合計が1,000万円を超えているかどうかで判定する（消法10②、消基通1-5-4(2)）。 おって、いずれの場合も共同相続の場合には、被相続人の基準期間における課税売上高は、その相続分に応じた割合を乗じた金額となる（消基通1-5-5）。 29 自己が事業者でない者又は免税事業者である相続人の場合、相続があった年の納税義務は、被相続人の基準期間における課税売上高により判定する（消法10①）。 なお、消費税法上、被相続人が相続により他の被相続人の事業を承継している場合における納税義務の判定についての特段の規定はないことから、数次に渡る相続があった場合には、それぞれの相続ごとに納税義務の判定を行うこととなる。 したがって、事例の場合、第二次相続によるCの納税義務については、被相続人Bの基準期間における課税売上高で判断することとなり、被相続人Bの

個人課税関係誤りやすい事例（消費税法関係）【令和7年版】

誤った取扱い	正しい取扱い																		
【例】 （単位：万円） <table><tr><th></th><th>X-2年</th><th>X-1年</th><th>X年</th></tr><tr><td>C</td><td>700</td><td>710</td><td>720</td></tr><tr><td>B</td><td>800</td><td>810</td><td>600</td></tr><tr><td>A</td><td>1,200</td><td>1,100</td><td>250</td></tr></table> 第二次相続 第一次相続 免税 課税 X年の納税義務の判定 <table><tr><td>相続人CのX-2年 : 700万円 ≤ 1,000万円 被相続人BのX-2年 : 800万円 ≤ 1,000万円 ⇒ 納税義務なし</td><td>相続人BのX-2年 : 800万円 ≤ 1,000万円 被相続人AのX-2年 : 1,200万円 > 1,000万円 ⇒ 相続のあった日の翌日から納税義務あり</td></tr></table>		X-2年	X-1年	X年	C	700	710	720	B	800	810	600	A	1,200	1,100	250	相続人CのX-2年 : 700万円 ≤ 1,000万円 被相続人BのX-2年 : 800万円 ≤ 1,000万円 ⇒ 納税義務なし	相続人BのX-2年 : 800万円 ≤ 1,000万円 被相続人AのX-2年 : 1,200万円 > 1,000万円 ⇒ 相続のあった日の翌日から納税義務あり	基準期間の課税売上高が1,000万円以下であることから、Cは令和X年課税期間の消費税の納税義務は免除される（消法10①、消基通1-5-4）。
	X-2年	X-1年	X年																
C	700	710	720																
B	800	810	600																
A	1,200	1,100	250																
相続人CのX-2年 : 700万円 ≤ 1,000万円 被相続人BのX-2年 : 800万円 ≤ 1,000万円 ⇒ 納税義務なし	相続人BのX-2年 : 800万円 ≤ 1,000万円 被相続人AのX-2年 : 1,200万円 > 1,000万円 ⇒ 相続のあった日の翌日から納税義務あり																		
30 前々年（基準期間）の途中で新たに事業を開始した場合、その基準期間の課税売上高を年換算したところで納税義務の判定をした。	30 基準期間において事業を行っていた期間が1年に満たない場合であっても、法人とは異なり、課税売上高を1年に換算する必要はない（消基通1-4-9）。																		
31 個人事業者の納税義務を判定する場合において、基準期間における課税売上高に免税売上げを含めないで判定した。	31 基準期間の課税売上高は免税売上げを含めて判定する。 なお、免税売上げには消費税は含まれていないのでその対価を更に税抜きにはできない（消基通1-4-2）。																		
32 令和X3年課税期間に係る消費税等を更正・決定する場合、基準期間である令和X1年課税期間（年分）の所得税等又は消費税等の確定申告が必要であるとした。	32 調査等により基準期間（事例の場合は令和X1年課税期間）の課税売上高を認定できれば更正・決定できるのであって、必ずしも基準期間の所得税等又は消費税等の確定申告は要しない。																		
33 特定期間の判定上、課税売上高に代えて用いることのできる給与等支払額に未払の給与を含めて計算した。	33 特定期間の判定において、用いることができる給与等支払額とは、特定期間中に支払った所得税の対象とされる給与、賞与等の合計額をいうため、未払の給与、賞与等は含まれず、また、給与等支払額は、所得税の課税対象とされる給与、賞与等をいうことから、退職手当や、所得税が非課税となる通勤手当や旅費等も含まれない（消基通1-5-23）。																		

個人課税関係誤りやすい事例（消費税法関係）【令和7年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
34 3月1日に新規に開業した場合、特定期間の課税売上高は、3月1日から6月30日の課税売上高を4月で除し6倍した金額により納税義務を判定とした。	34 個人事業者の特定期間はその年の前年の1月1日から6月30日までと規定されているため、事例の場合は、3月1日から6月30日の課税売上高により納税義務を判定する（消法9の2④一）。
35 個人事業者（相続人）が被相続人の事業を相続により承継した場合、相続人の特定期間の課税売上高は、相続人と被相続人の特定期間の課税売上高により判定するとした。★	35 相続人の特定期間における課税売上高による納税義務の判定は、相続人の特定期間における課税売上高のみにより行う（消法9の2④一）。
36 免税事業者である個人事業者が、令和5年10月1日から適格請求書発行事業者の登録を受けた場合、令和6年1月1日以降に行った課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについて申告が必要であると説明した。	36 免税事業者である個人事業者が、令和5年10月1日から適格請求書発行事業者の登録を受けた場合、同日から課税事業者となるため、同日以降に行った課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについて申告が必要となる（平28改消法附則44④）。
【資産の譲渡等の時期】	
37 現実に資産の譲渡等が行われていない場合でも、前受金、仮受金、預り金等として金銭を受領した場合は、その時点で消費税が課税されるとした。	37 所法67（小規模事業者の収入及び費用の帰属時期）の規定の適用を受ける場合を除き、前受金、前払金、未収金、未払金等として入出金があっても、その時点で資産の譲渡等及び課税仕入れ等があったことにならず、現実に資産の引渡しやサービスの提供があった時点が資産の譲渡等及び課税仕入れ等の時期となる（消法18、消基通9-1-27、11-3-1）。
【課税標準】	
38 個人事業者が棚卸資産を通常より安い値段で他に販売した場合、時価を消費税の課税標準とした。	38 個人事業者の場合、通常より安値で他に販売した場合であっても、原則、その譲渡した対価の額が課税標準となる（消法28①、消基通10-1-1）。
39 棚卸資産を家事のために消費したにもかかわらず、課税の対象としなかった。	39 棚卸資産等を家事のために消費し、又は使用した場合には、その家事消費等の時におけるその資産の価額を課税標準として課税される。 ただし、棚卸資産の家事消費等の場合、事業者の計上した金額が、課税仕入れの金額以上で、かつ、通常の売値のおおむね50%以上に相当する場合は、これを認める（棚卸資産以外の資産の場合は原則ど

個人課税関係誤りやすい事例（消費税法関係）【令和7年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
40 機械の販売に当たって中古機械を下取りした場合において、販売代金から下取り価額を差し引いて課税標準額を計算した。	おり時価により計上する。）（消法4⑤一、28③、消基通10-1-18）。 40 課税資産の譲渡等に際して資産の下取りを行った場合であっても、その課税資産の譲渡等の金額は、その下取り前の金額である。 なお、下取りした中古機械については、課税仕入れに該当し、仕入税額控除の規定を適用することとなる（消基通5-1-7(3)、10-1-17）。
41 他の者から販売の委託を受けて資産の譲渡等を行った場合の消費税の課税標準を販売した売上金額の全額とした。	41 受託者の販売行為が委託者に対する役務の提供に該当するため、その報酬（販売手数料）が課税の対象になる。 なお、事例のように課税資産の譲渡等のみを行う受託者については、販売した受託商品の売上金額を課税資産の譲渡等の金額とし、委託者に支払う金額を課税仕入れの金額とすることもできる（消基通10-1-12(2)なお書）。 ただし、軽減税率実施後は、受託者が行う役務提供は標準税率の対象となることから、委託販売に係る課税資産の譲渡が軽減税率の適用対象となる場合には、上記なお書による取扱いの適用はない（軽減通達16）。
42 課税売上げに係る返品、値引きがあった場合に、当初の売上額から返品額や値引額を差し引いた金額を売上げに計上し、課税標準額を計算した。	42 課税資産の譲渡等につき返品、値引きなどがあった場合には、課税標準額は返品額や値引額を差し引かず計算し、返品、値引きなどに係る消費税額は、課税標準額に係る消費税額から、別枠で税額控除する（消法38①）。 ただし、返品、値引きなどがあった場合に、売上高から控除する会計処理を継続して行っているときは、控除後の売上高を用いて課税標準額を計算することも認められる（消基通10-1-15、14-1-8）。 なお、返品、値引きなどに対する税額調整は、その返品や値引きが発生した課税期間で税額控除することとなる。

個人課税関係誤りやすい事例（消費税法関係）【令和7年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
43 免税事業者であったときの課税売上げについて、課税事業者になってから返品や値引きが生じたが、これらに係る消費税額を課税標準額に係る税額から控除した。	43 免税期間中に行われた売上げには課されるべき消費税等が含まれていないから、課税事業者になってから返品や値引きが発生しても、税額控除することはできない（消基通14-1-6）。 なお、課税仕入れについても同様の取扱いとなる（消基通12-1-8）。 事例とは反対に、課税事業者が免税事業者となった後において課税事業者であった課税期間における課税資産の譲渡等につき売上げに係る対価の返還を行った場合にその返還等の金額に係る消費税額について税額控除の規定は適用されない（消基通14-1-7）。
【仕入税額控除】	
44 免税事業者から商品を仕入れた場合には、消費税の納税義務者でないから、課税仕入れに該当しないとした。	44 課税仕入れの相手方には、課税事業者のほか免税事業者や消費者も含まれるのであるが、インボイス制度導入後においては、適格請求書発行事業者以外の者からの仕入れは、課税仕入れに該当しないことに留意する（消基通11-1-3）。
45 免税事業者から課税事業者となる場合や課税事業者から免税事業者となる場合、そのいずれにおいても棚卸資産に係る調整を行わなかった。	45 免税事業者から課税事業者になった場合、課税事業者となった課税期間の初日の前日において有する棚卸資産のうち、免税事業者であった課税期間中に国内において行った課税仕入れ又は課税貨物の保稅地域からの引取りについては、その資産に係る課税仕入れ等の税額をその課税事業者となった課税期間の課税仕入れ等の税額とみなして仕入れに係る消費税額の調整を行うこととされている（消法36①）。 ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、事業者が棚卸資産又は課税貨物の明細を記録した書類を保存しない場合には、保存のない棚卸資産又は課税貨物については、適用しないこととされている（消法36②）。 また、課税事業者が免税事業者となった場合は、新たに免税事業者となった日の前日において有する資産のうち、その前日の属する課税期間中に国内において行った課税仕入れに係る棚卸資産又は当該期間における保稅地域からの引取りに係る棚卸資産に該当するものについては、その資産に係る課税仕入れ等の税額は、その課税期間の仕入れに係る消費税

個人課税関係誤りやすい事例（消費税法関係）【令和7年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
46 個人事業者が2階建の店舗兼住宅を取得し、1階を店舗、2階を居住用として使用する場合、その支払対価の全額が課税仕入れに該当するとした。 47 個人事業者が、土地を売却する際に不動産業者に支払った仲介手数料は、土地の売上高が非課税であることから、非課税売上げに対応する課税仕入れであるとしていかなる場合も仕入税額控除ができないとした。 48 個別対応方式と一括比例配分方式は、毎年有利な方を自由に選択できるとした。 49 仕入税額控除の計算に当たり、一括比例配分方式を選択して確定申告をした後で、計算方法を個別対応方式に変更する更正の請求ができるとした。	額の計算の基礎となる課税仕入れ等の税額には含まないこととされている（消法36⑤）。 46 家事共有資産を取得した場合は、その家事消費又は家事使用に係る部分は課税仕入れに該当しない。 この場合には、支払対価の額をその資産の消費又は使用の実態に基づく使用率、使用面積割合等の合理的な基準によりあん分して計算する（消基通11-1-4）。 47 課税売上割合が95%以上の場合には、非課税売上げに対応する課税仕入れも含めて、その全額について仕入税額控除の対象とすることができる。 課税売上割合が95%未満の場合は、課税仕入れに係る消費税額の全額を控除することはできず、個別対応方式か一括比例配分方式のいずれかの方法により計算することとなる（消法30①、②）。 （注）平成24年4月1日以後に開始する課税期間からは、課税売上割合が95%以上であっても、当該課税期間の課税売上高が5億円を超える場合には、個別対応方式か一括比例配分方式のいずれかの方法により計算することとなる（消法30②）。 48 一括比例配分方式を適用した事業者は、2年間以上継続して適用しなければならない（消法30⑤）。 この場合において、一括比例配分方式を適用した翌課税期間の課税売上割合が95%以上になったことにより、課税仕入れの税額が全額控除された場合も、一括比例配分方式を継続適用したこととなる（消基通11-2-21）。 49 国税に関する法律の規定に従っていなかったこと又は計算誤りがあったことには該当しないため、更正の請求はできない（通法23①）。

個人課税関係誤りやすい事例（消費税法関係）【令和7年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
50 一部、固定的給与部分がある外交員に支払う報酬を全額課税仕入れに該当するとした。	50 外交員に対する報酬のうち、所法28①《給与所得》に規定する給与所得に該当する部分については、課税仕入れに該当しない（消基通11-2-3）。
51 遠距離通勤の従業員に対し、1か月当たり15万円を超える通勤費を支給した場合、その超過額については所得税法上の給与として取り扱うため、消費税についても同様に15万円部分のみが課税仕入れの対象になるとした。 なお、通勤費として支給した金額はその全額が通勤のために通常必要なものである。	51 事業者が使用人等に支給する通勤手当のうち、通勤のために通常必要とする範囲内のもは、所得税法上非課税とされる金額を超えている場合であっても、その全額が課税仕入れに該当する（消基通11-6-5）。
52 令和2年11月に住宅の貸付けの用に供するためのアパート（居住用賃貸建物）を購入した場合、令和2年課税期間において課税売上げがある場合には、居住用賃貸建物に係る消費税の還付を受けることができるとした。	52 令和2年10月1日以後、国内において行う居住用賃貸建物（住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな建物以外の建物であって高額特定資産又は調整対象自己建設高額資産に該当するもの）に係る課税仕入れ等の税額については、仕入税額控除の対象とならない（消法30⑩、令2改消法附則1イ）。 なお、上記「居住用賃貸建物の取得等に係る仕入税額控除の制限」の適用を受けた居住用賃貸建物について、①第三年度の課税期間（注1）の末日にその居住用賃貸建物を有しており、かつ、その居住用賃貸建物の全部又は一部を調整期間（注2）に課税賃貸用（注3）に供した場合、②その居住用賃貸建物の全部又は一部を調整期間に他の者に譲渡した場合には、仕入税額控除を調整することとなる（消法35条の2①②、令2改消法附則1イ）。 おって、令和2年3月31日までに締結した契約に基づき令和2年10月1日以後に行われる居住用賃貸建物の課税仕入れ等については、上記の制限は適用されない。 （注）1 居住用賃貸建物の仕入れ等の日の属する課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間をいう。 2 居住用賃貸建物の仕入れ等の日から第三年度の課税期間の末日までの間をいう。 3 非課税とされる住宅の貸付け以外の貸付けの用をいう。

個人課税関係誤りやすい事例（消費税法関係）【令和7年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
【簡易課税制度】 53 当課税期間において課税資産の譲渡等に係る売掛金について貸倒れが発生したが、簡易課税制度を適用している場合は貸倒れに係る消費税額は控除できないとした。 54 小売店が販売するものは、販売先が事業者であっても、その売上げは第二種事業に該当するとした。 55 塗装工事業は、他人の所有物を塗装し加工賃等を対価とするものであるから、第四種事業に該当するとした。 56 卸売業を営んでいる者が事業に使用していた固定資産を譲渡した場合、この事業用固定資産の譲渡も、第一種事業に該当するとした。★ 57 「農業、漁業、林業」のうち、「飲食料品の譲渡」に係る事業区分を令和元年10月1日以後についても第三種事業に該当するとした。	53 売掛金の貸倒れに係る消費税額の控除は、仕入れに係る消費税額の控除とは別のものであり、簡易課税制度を適用していても、貸倒れに係る消費税額は控除できる（消法39①、消基通13-1-6(1)）。 なお、後日、貸倒れに係る売掛金の全部又は一部を回収した場合には、課税標準額に対する消費税額に回収した売掛金に係る消費税額を加算した金額に基づいて簡易課税制度による仕入れに係る消費税額を計算することになる。（消基通13-1-6(2)）。 54 第一種事業の卸売業とは、他の者から購入した商品を、その性質や形状を変更しないで「他の事業者」に販売する事業をいうのであるから、販売先が事業者であれば、小売店が販売するものであっても卸売業となり、第一種事業に該当する（消令57⑥）。 55 塗装工事業は、日本標準産業分類によると「建設業」に該当し、塗料等の資材を自ら調達する限り、第三種事業に該当する。 ただし、他人が調達した塗料を塗装するだけの場合は「加工賃その他これに類する料金を対価とする」ものに該当することから、第三種事業からは除かれ、第四種事業に該当する（消令57⑤三、消基通13-2-4）。 56 事業者が自己において使用していた固定資産等の譲渡を行う事業は、第四種事業に該当する（消基通13-2-9）。 57 消費税の軽減税率制度が実施された令和元年10月1日以後、「農業、漁業、林業」のうち、「飲食料品の譲渡」に係る事業区分が第三種から第二種に変更されている（平28改消令附則11の2①）。

個人課税関係誤りやすい事例（消費税法関係）【令和7年版】

誤った取扱い

58

駐車場貸付業は第五種事業に該当するとして、令和X年課税期間分の仕入れに係る控除消費税額を計算した。★

59

簡易課税制度（第五種事業）を適用している歯科医師が、患者から取り外した金冠の売却代金を申告していなかったため、金冠の売却代金を第一種事業として修正申告書を提出させた。

【申告等】

60

期間特例の適用を受けている事業者の各課税期間の確定申告期限は、全ての課税期間において、その課税期間終了後2月以内とした。

正しい取扱い

58

平成27年4月1日以後に開始する課税期間については、不動産業は第六種事業（みなし仕入率40%）として仕入れに係る控除税額を計算する（消令57⑤五）。

事業の種類		みなし仕入率 【改正前】	みなし仕入率 【改正後※】
卸売業		90% (第一種)	90% (第一種)
小売業		80% (第二種)	80% (第二種)
製造業		70% (第三種)	70% (第三種)
その他事業	飲食店業、その他の事業	60% (第四種)	60% (第四種)
	金融業及び保険業		50% (第五種)
サービス業	運輸通信業、サービス業 (飲食店業を除く)	50% (第五種)	50% (第五種)
	不動産業		40% (第六種)

※ 平成27年4月1日以後に開始する課税期間から適用される。

59

第五種事業に該当する医療を営む事業者が診療の過程で生じた不要物の譲渡を行う事業は、「他の者から購入した商品とその性質及び形状を変更しないで」販売する事業には該当しないことから、第一種事業（卸売業）には該当せず、第四種事業に該当することとなる（消令57⑤六）。

なお、2以上の事業を営む事業者が、課税資産の譲渡等について事業ごとの区分をしていない場合には、その者が営む事業のうち最も低いみなし仕入率を適用することとなるので、金冠の売却代金が増加した収入と区分されていない場合には、金冠の売却代金の事業区分は第五種事業に該当することとなる（消法37①一、消令57④四、消基通13－3－1）。

60

期間特例の適用を受けている事業者の各課税期間の確定申告期限は、次のとおりである（消法19、45①、措法86の4①）。

区分		確定申告の期限	
原則		翌年の3月31日	
課税期間特例	3月特例	1～3月分	各期間の末日の翌日から2月以内
		4～6月分	
		7～9月分	
		10～12月分	
	1月特例	1月分から11月分	各期間の末日の翌日から2月以内
		12月分	

個人課税関係誤りやすい事例（消費税法関係）【令和7年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
61 被相続人の確定申告書（正確）の提出先を相続人の納税地の税務署とした。	61 課税事業者である個人事業者が課税期間の途中で死亡した場合、その相続人は、その相続のあったことを知った日の翌日から4月を経過した日の前日までに、被相続人の消費税及び地方消費税の確定申告書を提出しなければならない、その場合の納税地は、被相続人の納税地の税務署に提出することとなる（消法21③、45②③、59）。
62 税込経理方式を適用している事業者が、令和X年課税期間の修正申告に伴い納付すべきこととなった消費税について、令和X年分の事業所得の必要経費に算入する旨の更正の請求をさせた。	62 修正申告により納付すべきこととなる消費税額は、その申告書を提出した年分の必要経費となる（平元 3.29付直所3-8「消費税法等の施行に伴う所得税の取扱いについて」7参照）。
63 令和X年課税期間の還付申告書（中間還付を除く。）について、「消費税の還付申告に関する明細書（個人事業者用）」の添付は義務ではないとした。	63 還付申告書（中間還付を除く。）については、「消費税の還付申告に関する明細書（個人事業者用）」の添付義務がある（消規22③）。
【届出等】	
64 簡易課税制度を適用している事業者が、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となり免税事業者となった後、再び課税事業者になったときに、仕入れに係る消費税額の計算を簡易課税によらず、一般課税により行った。	64 簡易課税制度を適用している事業者の基準期間における課税売上高が5,000万円を超えることにより、その課税期間について同制度を適用することができなくなった場合又はその課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下となり免税事業者となった場合であっても、その後の課税期間において、基準期間の課税売上高が1,000万円を超え5,000万円以下となったときには、当該課税期間の初日の前日までに「簡易課税制度選択不適用届出書」を提出している場合を除き、再び簡易課税制度が適用されることとなる（消基通13-1-3）。 （注）「事業廃止届出書」が提出された場合は、「消費税課税事業者選択不適用届出書」、「消費税課税期間特例選択不適用届出書」、「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」又は「任意の中間申告書を提出することの取りやめ届出書」の提出があったものとして取り扱われる（消基通1-4-15）。

個人課税関係誤りやすい事例（消費税法関係）【令和7年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
65 相続により、課税事業者を選択していた被相続人の事業を承継した場合において、「消費税課税事業者選択届出書」の効力も相続人に承継されるとした。	65 被相続人が提出していた「消費税課税事業者選択届出書」の効力は、事業を承継した相続人には及ばない（消基通1-4-12）ため、相続人が課税事業者を選択する場合は、新たに「消費税課税事業者選択届出書」を提出する必要がある。 なお、「消費税課税期間特例選択届出書」、「消費税簡易課税制度選択届出書」及び「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」についても同様である（消基通3-3-2、13-1-3の2、15-1-1の4）。
66 課税事業者を選択していた被相続人Bの事業を、相続により承継したA（既事業者、免税事業者）が、課税事業者を選択する場合、相続のあった日の属する課税期間の翌課税期間からしか選択できないとした。	66 既事業者（免税事業者）が課税事業者を選択する場合、その適用を受けようとする課税期間が開始する前までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出しなければならないが、その適用を既に受けていた被相続人の事業を承継した場合に、相続人が相続のあった日の属する課税期間中に「消費税課税事業者選択届出書」を提出したときは、相続のあった日の属する課税期間から適用を受けることができる（消法9④、消令20二、消基通1-4-12(2)）。
67 事業専従者が事業を相続した場合、被相続人の基準期間の課税売上高が5,000万円を超えていることから、簡易課税制度は選択できないとした。★	67 相続があった場合の納税義務免除の特例（消法10、問28参照）は、納税義務の有無を判断する場合の規定であり、被相続人の基準期間の課税売上高は簡易課税制度の5,000万円基準（消法37①）の判定に影響しない（消法10、37）。
68 従来から貸地業を行っていた者が、ある年から新たに貸ビル業も行うこととなったので、課税事業者を選択する旨の届出書をその年に提出したが、その年は事業を開始した日の属する課税期間ではないので、翌課税期間から課税事業者となるとした。★	68 事業者が、課税資産の譲渡等に係る事業を開始した日の属する課税期間に「消費税課税事業者選択届出書」を提出した場合には、その課税期間から届出の効力が生じる（消法9④、消令20一）。 なお、従来から非課税資産の譲渡等に係る事業を行っていたとしても、新たに課税資産の譲渡等に係る事業を開始した場合には、当該課税資産の譲渡等に係る事業を開始した日が「事業を開始した日」となるため、当該課税期間から課税事業者を選択することができる。

個人課税関係誤りやすい事例（消費税法関係）【令和7年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
69 期間特例（3月）の適用を2年以上受けていた事業者が、令和X年1月21日に不適用届出書を提出した場合、令和X年1月1日から原則的な課税期間に戻るとした。	69 期間特例の適用を受けていた事業者が、「課税期間特例選択不適用届出書」を提出した場合は、その提出した日の属する課税期間（短縮された課税期間）の末日の翌日から課税期間特例選択が不適用となるため、事例の場合は、令和X年4月1日から原則的な課税期間に戻ることとなり、令和X年4月1日から12月31日までが一の課税期間となる（消法19③④⑤）。 なお、「課税期間特例選択届出書」を提出した場合は、原則として、提出した日の属する課税期間の翌課税期間の初日以後に短縮の効力が生ずることとなるため、課税期間の初日からその効力が生じた日の前日までの期間が一の課税期間とみなされる（消法19②）。
70 課税事業者が「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出し、その後、同一課税期間中に高額特定資産を取得したにもかかわらず、翌課税期間から簡易課税制度が適用できるとした。★	70 平成28年4月1日以後、事業者が、事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用を受けない課税期間中に高額特定資産を取得した場合には、その取得の日の属する課税期間の初日から同日以後3年を経過する日の属する課税期間の初日の前日までの期間は簡易課税制度選択届出書を提出することができない（消法12の4①、37③）。 なお、高額特定資産の取得の日の属する課税期間の初日から取得の日までの間に簡易課税制度選択届出書を提出した場合には、その届出書の提出はなかったものとみなされる（消法37④）。
71 免税事業者である個人事業者が、令和7年1月1日から適格請求書発行事業者の登録を受けようとする場合、登録申請書と併せて課税事業者選択届出書の提出が必要であると説明した。★	71 免税事業者が、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に適格請求書発行事業者の登録をし、課税事業者になる場合には、課税事業者選択届出書の提出は不要である（平28改消法附則44④、平30.6.6付課軽2-8ほか5課共同「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する取扱通達の制定について（法令解釈通達）」5-1）。
72 国土交通省にタクシー業の許可申請を行い、許可を取得次第、適格請求書発行事業者（インボイス発行事業者）としてタクシー業を開業予定である個人	72 国内において課税資産の譲渡等を行い又は行おうとする事業者であって、第57条の4第1項に規定する適格請求書の交付をしようとする事業者は、税務

個人課税関係誤りやすい事例（消費税法関係）【令和7年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
事業者について、開業前に「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出することはできないとした。	署長の登録を受けることができることとされている（消法57の2①）。 また、事業を遂行するために必要な準備行為を行った日の属する課税期間において、当該準備行為を行う個人は事業者該当する（消令20一、平成27年6月11日裁決、平成29年6月16日裁決） したがって、現実に収入を得ることとなる日（いわゆる開業日）前であっても、当該準備行為を行っているのであれば、事業者として「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出することは可能である。
【輸出物品販売場】 73 金地金は免税対象になるとした。	73 免税販売の対象となる物品から「金又は白金の地金」は除かれている（消法8①、消令18②一）。
74 税抜価格が4,800円の化粧品（消耗品）が免税販売できるとした。	74 消耗品を販売している場合に免税対象となるのは、同一の非居住者に対する同一の輸出物品販売場における1日の販売額の合計が税抜価格で5千円以上50万円までのものに限られる。 よって、税抜価格4,800円の消耗品のみを販売する場合は、免税の対象とならない（消法8①、消令18④二）。 なお、輸出物品販売場制度は、令和8年11月1日からリファンド方式に移行されることに伴い、令和8年11月1日以降、消耗品について、同一の非居住者に対する同一の輸出物品販売場における1日の販売額の合計を税抜価格で50万円までとする上限については、廃止される。
75 税抜価格が4,800円の時計（一般物品）が免税販売できるとした。	75 一般物品を販売している場合においては、同一の非居住者に対する同一の輸出物品販売場における1日の販売額の合計が税抜価格で5千円以上のものに限られる。 よって、税抜価格4,800円の一般物品の販売は免税の対象とならない。 なお、消耗品の場合と異なり、一般物品については上限金額の設定がないことに留意する（消法8①、消令18④二）。

個人課税関係誤りやすい事例（消費税法関係）【令和7年版】

誤った取扱い	正しい取扱い
76 税抜価格が51万円の「必要最小限の乾電池が付属された電化製品」は消耗品に該当するため、免税販売できないとした。 77 スーツ本体が10万円、裾直し8千円の取引を行った場合において、裾直し部分も含めて免税対象になるとした。 78 事業用又は販売用として購入することが明らかな物品であっても、他の要件を満たしていれば免税対象になるとした。	また、輸出物品販売場制度は、令和8年11月1日からリファンド方式に移行されることに伴い、令和8年11月1日以降、一般物品と消耗品の区分は廃止され、購入下限額（5千円）の判定もこれらを区分せずに（税抜価額により）行う。 76 一般物品と消耗品が一の資産を構成している場合は、消耗品として免税手続を行うこととなるが、ここでいう「一般物品と消耗品が一の資産を構成している場合」とは、一般物品と消耗品とを組み合わせで一の商品としている場合をいう。 一方で、一般物品の機能を発揮するために通常必要な消耗品が当該一般物品に付属されている場合は、「一般物品と消耗品が一の資産を構成している場合」には該当せず、一般物品に該当することとなる（消法8①、消令18④、消基達8-1-3）。 なお、輸出物品販売場制度は、令和8年11月1日からリファンド方式に移行されることに伴い、令和8年11月1日以降、一般物品と消耗品の区分は廃止され、購入下限額（5千円）の判定もこれらを区分せずに（税抜価額により）行う。 77 免税販売の対象となるのは物品の譲渡に限られるため、役務の提供に該当する取引は免税の対象とならない（消法8①）。 78 免税販売の対象となる物品は、輸出するために購入される物品のうち、通常生活の用に供する物品とされている。 よって、事業用又は販売用として購入されることが明らかな物品を免税販売することはできない（消法8①、消令18②二）。 なお、事業用又は販売用として購入することが明らかなものに当たるかどうかについては、販売回数、販売数量、販売金額、支払方法等を総合勘案して判断することとなる（広島高裁平25.10.17判決）。 また、令和8年11月1日からリファンド方式に移行されることに伴い、令和8年11月1日以降、通常生活の用に供する物品を免税対象とする要件は廃止

誤った取扱い	正しい取扱い
79 輸出品販売場において、本邦に入国後1年以上経過している外国人に対して免税販売を行った。	され、免税対象外物品（金及び白金の地金など）については、個別に定めることとされる。 79 輸出品販売場において免税購入が可能な者（免税購入対象者）は、外為法6④六に規定する非居住者のうち一定の者に限られている。 また、外国人については、本邦に入国後、6月以上経過するに至った者については、居住者として取り扱われるところ（「外国為替法令の解釈及び運用について」（昭和55年11月29日付蔵国第4672号））、事例の場合、入国後1年以上経過しており、そもそも外為法上の非居住者に該当しないことから、当該外国人は免税購入をすることができない。 なお、令和5年3月31日以前は、外為法上の非居住者であれば免税購入が可能とされていたが、免税購入対象者の範囲及びその確認方法を明確化する観点から税制改正が行われ、令和5年4月1日以後、免税購入対象者は、外為法上の非居住者のうち、短期滞在、外交、公用など一定の在留資格又は上陸許可の者（注）とされたほか、原則として、旅券のみを確認することにより免税購入対象者の判定が可能となった。 （注）上記は外国人の場合であり、日本人の場合、外為法上の非居住者のうち、国内以外の地域に2年以上住所又は居所を有する者であることが在留証明等により確認された者が免税購入対象者となる。